

令和元年第2回定例会

河津町議会会議録

令和元年 6月11日 開会

令和元年 6月12日 閉会

河津町議会

令和元年 第二回〔六月〕定例会

河津町議会 会議録

令和元年 第二回〔六月〕定例会

河津町議会 会議録

令和元年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月11日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	8
○一般質問	15
渡邊弘君	15
桑原猛君	34
大川良樹君	48
渡邊昌昭君	60
○散会の宣告	71
○署名議員	73

第2号（6月12日）

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	76
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77

○議事日程の報告	77
○一般質問	77
遠藤嘉規君	78
上村和正君	96
○報告第1号の上程、説明、質疑	110
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議員派遣の件	149
○各常任委員会の研修視察報告について	150
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	150
○閉会の宣告	151
○署名議員	153
○議案等審議結果一覧	155

第 1 日

6 月 11 日（火曜日）

令和元年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年6月11日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和元年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名をします。

10番、稲葉静議員、11番、宮崎議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会につきましては、6月5日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月14日までの4日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

あす12日は、一般質問2名、報告案件、専決案件、条例案件、補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、13日を休会とし、14日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より6月14日までの4日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告。

令和元年6月11日。

第2回定例会が開催されるに当たり、平成31年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

5月24日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が当町で開催され出席しました。

議題につきましては、

1、議長会の役員を選任について。

2、平成30年度事業報告及び決算認定について。

3、令和元年度事業について。

4、賀茂郡議員研修会について。

5、議会運営上の諸問題について。

等が協議され、私が賀茂郡議長会会長に選任されました。

5月28日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、副議長とともに出席をしました。

ここの議題につきましては、

- ①町村議会議員の議員報酬等のあり方について。
 - ②講演につきましては、「小規模議会の在り方を求めて」長野県喬木村議会。
 - ③「町民に寄り添う議会を目指して」鳥取県若桜町議会。
 - ④「京都府与謝野町議会の取り組み」について京都府与謝野町議会。
- がそれぞれ優秀議会として講演をされました。

5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研究会が静岡市で開催され、副議長とともに出席をしました。

主な内容につきましては、

- 1、平成30年度事業実績及び歳入・歳出決算について。
 - 2、令和元年度事業計画及び歳入・歳出予算について。
 - 3、政策研究会として「これからの時代のマネジメントとリーダーシップ」。
- 等を協議、研修をいたしました。

6月7日、静岡県町村議会議長会総会・議長会議が静岡市で開催され出席しました。

- 1、任期満了に伴う役員の選任。
- 2、静岡地方税滞納整理機構議会議員の推薦について。
- 3、静岡県地方議会議長連絡協議会役員の推薦について。

等について協議をいたしました。

2、町議会の活動について。

町議会議員の活動。

3月13日、伊豆縦貫自動車道河津・下田道路2期工事大鍋・小鍋地区の工事現場視察を行いました。

4月10日、議員月例会を開催し、各常任委員会の視察研修報告について協議しました。

4月17日、河津バガテル公園で草取り等の奉仕作業を行いました。

4月22日から24日、岩手県普代村・山田町を議員で訪問し、東日本大震災における津波被害の状況、復興の現状について視察研修を実施しました。

5月20日、議員月例会を開催し、議会改革等諸問題について協議しました。

6月4日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告について。

3月25日、平成31年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月19日、平成31年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月24日、平成31年4月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

6月5日、議会運営委員会を開催し、令和元年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

3月25日、4月2日、4月10日、議会広報編集委員会を開催し、第1回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

6月5日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の内容につき広報作成打ち合わせを行いました。

常任委員会活動について申し上げます。

3月13日、河津町社会福祉協議会が理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、河津町文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月22日、河津町町史編さん審議会が開催され、第2常任正副委員長が出席しました。

3月27日、第3回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月28日、第2回学校給食運営委員会が開催され、第2常任正副委員長が出席しました。

4月5日、第1・第2常任委員会が開催され、視察研修報告の取りまとめを行いました。

5月13日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第1常任正副委員長が出席をしました。

5月16日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、運営協議会委員4名が出席をしました。

5月22日、河津町共同募金委員会運営委員会及び河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

5月28日、伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会総会が伊豆今井浜東急ホテルで開催され、第2常任委員長が出席をしました。

6月7日、河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席をしました。

3、議長に要請のあった諸会合等につきまして。

3月18日、河津町交通安全対策委員会が開催され出席しました。

4月5日、「新入学児を交通事故から守る県民運動街頭広報」が南小学校周辺で行われ、議員とともに出席をしました。

4月10日、「新入学園児を交通事故から守る県民運動街頭広報」がさくら幼稚園周辺で行われ、議員とともに出席をしました。

4月12日、河津町消防団幹部役員歓送迎会が開催され出席をしました。

5月9日、伊豆食品衛生協会河津支部総代会及び懇談会が開催され出席をしました。

5月10日、「春の交通安全運動街頭広報」が河津駅周辺で行われ議員とともに出席をしました。

5月13日、牧野たかお君を励ます会の集いが静岡市で開催され出席をしました。

5月16日、河津町観光協会総会が開催され出席をしました。

5月17日、河津町商工会総会が開催され出席をしました。

5月18日、第80回黒船祭記念式典が下田市で開催され出席をしました。

5月19日、伊豆地域道路シンポジウムが伊豆市で開催され議員とともに出席をしました。

5月21日、下田警察署管内防犯協会総会が下田市で開催され出席をしました。

5月27日、河津町農業経営振興会通常総会が開催され出席をしました。

5月30日、河津町消防団賀茂支部消防操法大会激励会に議員とともに出席をしました。

6月6日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ出席をしました。

6月9日、静岡県消防協会賀茂支部消防操法大会が松崎町で行われ議員とともに出席をしました。

町の行事について。

3月14日、さくら幼稚園卒園式。

3月20日、各小学校卒業式及び河津中学校卒業式。

3月26日、わかば保育園卒園式。

4月2日、わかば保育園入園式。

4月4日、消防団入団式。

4月5日、各小学校入学式及び河津中学校入学式が行われました。

4月9日、さくら幼稚園入園式。

6月1日、各小学校運動会。

それぞれ開催され議員とともに出席をいたしました。

◎町長の行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で34名の人事異動を発令しました。

平成30年度の退職者は2名で、その補充や河津町第4次総合計画の着実な推進を図るため、社会福祉士1名、管理栄養士1名を含む一般事務職員6名を新規採用いたしました。

職員派遣につきましては、静岡県内の全市町で組織する静岡県後期高齢者医療広域連合への割当てとして、平成30、31年度の2年間、職員1名の派遣をしております。

また、伊豆半島ジオパーク推進協議会へも、引き続き職員1名を派遣しております。東河環境センターにつきましては、大規模修繕に伴い技術職員1名を平成30、31年度の2年間延長し、静岡県から派遣いただいております。

本定例会に人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、人事異動後における初動体制の確認を図るため、突発地震を想定した全職員参集訓練を静岡県と合同で4月24日の早朝勤務時間外に実施しました。

訓練参加予定人員91名中、訓練開始後30分で73名、45分で83名の参集がありました。訓練により職員の防災意識の高揚を図ることや、職員各自の参集手段の確認をすることができました。今後も防災体制の充実強化に努めてまいります。

消防団操法大会について申し上げます。

令和元年度静岡県消防協会賀茂支部消防操法大会が、6月9日に松崎町総合グラウンドで開催されました。大会では、賀茂支部管内市町の代表が出場し、見事な操法が繰り広げられ、河津町代表はポンプ車操法の部に第2分団、小型ポンプ操法の部に第5分団が出場し、ポン

プ車操法では入賞は逃がしたものの、3番員が最優秀選手賞を獲得し、小型ポンプ操法では1番員と2番員が最優秀選手賞を獲得し、準優勝となりました。この大会に向け、4月15日から30日間にわたる訓練の成果を上げたところでございます。

出場選手、地元分団はもとより、訓練指導に当たった指導員、訓練を支援した本部員及び各分団の運営協力員に敬意を表しますとともに、応援して下さった方々にこの場をお借りしましてお礼を申し上げる次第であります。

土砂災害・全国防災訓練について申し上げます。

6月は土砂災害防止月間となっており、毎年、各市町においてモデル地区を選定し、期間中の第一日曜日に防災訓練を実施しています。

今年度は、6月2日に見高浜公民館において、下田土木事務所協力のもと、土砂災害防止に関する出前講座を開催し、見高浜区民18名に参加いただきました。区長初め関係者の皆様には、当日の会場手配等、ご協力ありがとうございました。

河津バガテル公園事業再生事業について申し上げます。

来年度4月から指定管理により管理運営を行っていただく法人格を有する団体の公募を5月21日から開始し、6月14日開催の事業説明会参加を必須条件として6団体の申し込みを受けました。今後は、事業説明会に参加していただいた団体より応募申請を受け、候補者を選定してまいります。

町政地区懇談会について申し上げます。

情報公開と町民参加のまちづくりを推進するため、「河津町の将来を語ろう～今年のみちづくると予算」をテーマに、5月14日から5月31日まで6会場7回開催し、延べ172人が参加しました。

懇談会では、まちづくりの理念と町が置かれている状況などを説明し、今年度取り組む主要事業を紹介しました。また、別冊で各事業内容を説明した当初予算概要書を配布させていただきました。

参加した町民の皆様との意見交換では、人口減少社会を迎え、地域ごとに抱える課題など、多くのご意見をいただきました。政策に掲げたことに加え、一つでも多く課題解決ができるよう進めていきたいと考えております。

青山学院大学との連携協定によるイベントについて申し上げます。

今年も青山学院大学との連携協定による「青山学院カーネーションイベント」を5月10日に青山学院大学キャンパスで実施しました。河津町から提供した特産のカーネーション

1,500本を使い、同学院幼稚園児116人が「母の日」に合わせたフラワーアレンジメントを母親にプレゼントし、河津町の特産品を知っていただけるよい機会となりました。

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について申し上げます。

環境省の補助事業の採択を目指し、河津町の広域避難場所となっている河津中学校に整備を目指します。これは校舎屋上に太陽光パネルを設置し、蓄電装置を設け、校舎及び体育館に電力を供給し、外部電力停止時には蓄電装置から電力を供給できるシステムです。事業計画を策定し、8月に予定している環境省の事業採択募集に応募し、町議会9月定例会にはその工事費を計上する予定です。

本定例会に実施設計費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

プレミアム付き商品券事業について申し上げます。

消費税・地方消費税の10%への引き上げが10月1日に予定され、低所得者と3歳児未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、20%のプレミアム付き商品券を発行する事業を行います。

本定例会に関係経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いします。

なお、プレミアム付き商品券の購入対象者には、河津町から購入希望申請書を7月下旬に送付しますので、積極的なご利用をお願いいたします。

都市と農村の交流事業農業体験について申し上げます。

東京都渋谷区と「さかさがわ実りの里」にご協力をいただき、河津町地域おこし協力隊の参加も得て、5月25日に逆川地区の水田で渋谷区民43名が田植えの体験を行いました。今年度は10月の稲刈り体験や12月の餅つき体験などを計画しています。

河津町にも渋谷区保養施設「河津さくらの里しぶや」ができ、多くの区民の皆様が訪れていることから、農業体験を通し、町民との交流を深め、河津町の魅力をより知っていただく事業として実施しました。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附件数は1,161件で、寄附総額6,714万円、前年対比0.2%の減となりました。詳細につきましては、広報かわづ6月号に掲載しております。

地方税法等の一部を改正する法律により、6月1日から新制度が運用され、河津町は総務大臣の指定を受け、引き続き事業実施が可能となりました。

今年度は、新たにふるさと納税ポータルサイト「さとふる」への掲載を行うべく、返礼品

提供事業者向けの説明会を5月21日、22日に開催し、準備を進めています。6月28日から掲載される予定となっております。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、平成30年度現年分収入額9億5,324万7,000円、滞納繰越分収入額1,557万8,000円、全体では収入額9億6,882万5,000円、徴収率は93.98%で前年度より0.52ポイント増加しています。

国民健康保険税につきましては、平成30年度現年分収入額2億1,981万8,000円、滞納繰越分収入額1,717万6,000円、全体では収入額2億3,699万4,000円、徴収率は86.58%で前年度より0.43ポイント増加しています。

賀茂地域全域における収納対策として、平成28年度に発足した賀茂地方税債権整理回収協議会による1市5町での共同徴収に引き続き取り組み、平成30年度決算に向け、滞納額縮減に努めました。

さらに、徴収困難な事案については、静岡県地方税滞納整理機構に移管しており、4月末現在で10件、金額2,688万1,000円に対し、徴収金額1,021万1,000円、37.99%の実績となっております。

愛護動物事業について申し上げます。

今年度新規事業として、猫の不妊去勢手術費補助金交付制度を開始しました。

この制度は、県の動物愛護計画に沿い、無秩序に頭数が増える買い主のいない猫などを抑制しようとするもので、経費の一部を補助するものです。

5月末現在で14件の申請を受け、内訳は、飼い猫7件、買い主のいない猫7件となっております。

また、昨年度整備しました犬・猫などを譲りたい人と飼いたい人の情報交換を行う伝言板「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を文化の家図書館ホールに移設しました。

町民の皆様におかれましては、積極的な利用をお願いいたします。

子ども・子育て支援事業について申し上げます。

河津町における子ども・子育て支援や子育て環境整備に関する施策及び少子化対策を総合的に推進するため、子ども・子育て会議を5月16日に開催いたしました。会議では、「河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備概略面積について」と「子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」についての2件を協議いただきました。次世代を担う子供たちが健全に成長できるまちづくりを進めるため、子育て支援施設の内容と新たな事業計画策

定について、今後4回の会議を予定しております。

子育て支援施設整備事業について申し上げます。

施設整備答申受領後、子ども・子育て会議の意見や子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査などを考慮し、施設の概要や建設候補地などを決め、3月27日、28日の2日間、住民説明会を開催しました。子育て環境の現状や施設の必要性、施設概要、建設候補地の説明を実施し、意見を伺いました。

これにより建設候補地を保健福祉防災センター北側、現在職員駐車場として使用している町有地に決定し、整備事業を進めてまいります。

本定例会に施設の基本設計業務委託料と地質調査業務委託料の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

健康増進事業について申し上げます。

本年度から実施の健康マイレージ事業については、5月末時点で10人の応募がありました。これは多くの町民の方々に運動や食生活改善、健診参加など、健康によいことをしてポイントを貯め、町へ応募していただくと「ふじのくに健康いきいきカード」の配布及び抽せんにより景品を受け取れる事業です。町民の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

このほか健康づくり事業を推進し、生活習慣の改善と健康意識の向上を図り、さらなる町民の健康寿命延伸に努めてまいります。

風疹に関する追加的対策について申し上げます。

国は、感染力の強い風疹について、特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、予防接種法に基づく定期接種の対象とし、今年度から3年間無料で予防接種できることとしました。指定された医療機関で抗体検査を行い、抗体がない方は予防接種を受けられます。本定例会に関係経費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、対象者には7月中旬から案内状と受診券を発送する予定ですので、期間内に検査・接種いただきますようお願いいたします。

包括支援センター事業について申し上げます。

今年度、包括支援センターとして主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の配置基準3職種体制が整いました。今後も急進する超高齢化社会に向けて、相談窓口となる当センターの充実を図ることにより、多様化する高齢者福祉に対応していきたいと考えております。

治山事業について申し上げます。

静岡県が実施する公共治山事業ですが、昨年の9月10日の局地的な豪雨で被災した大鍋（星原）地区と川津筏場（石ノ平）地区の工事入札が3月に行われ、両工事とも東海建設株式会社が落札し、それぞれ契約したと賀茂農林事務所から報告を受けております。

静岡デスティネーションキャンペーンについて申し上げます。

今年度は静岡デスティネーションキャンペーンの本番年であり、県内の自治体・観光協会等、地元関係者とJRグループ6社及び旅行会社が協力し、4月からの3カ月間に重点的かつ集中的な広告宣伝やプロモーション活動などを実施しているところです。

3月31日には、JR静岡駅を初め、伊豆急行・伊豆箱根鉄道の主要な駅でオープニングセレモニーが行われ、伊豆急下田駅では副知事・熱海市長・伊東市長・賀茂地区1市5町の各首長のほか、各市町の観光協会長や関係団体等の方々によるお出迎えを行ってまいりました。

また、河津桜まつりから継続して駅前通りの街灯にハンギングバスケットを設置し、「花のまち河津」として、訪れたお客様に花のおもてなしを行っております。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道につきましては、今年度の国の予算で全体事業費68億7,000万円が決定しております。そのうち河津・下田道路（Ⅱ期）区間の事業費として52億3,000万円が決定しており、全体事業費に占める割合も多く、昨年度に比べ大幅に予算づけされていることにより、さらなる工事の進捗を期待しているところでございます。

4月16日から18日に、近隣住民の方々を対象とした工事説明会が湯ヶ野基幹集落センター、小鍋公民館、逆川公民館の3会場で開催され、各工事の進捗状況や今後の工事予定等について事業者から説明が行われました。

工事が本格化し、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、引き続き地権者を初め関係者、近隣住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、伊豆縦貫自動車道天城峠道路及びアクセス道路網建設促進期成同盟会では、令和元年度総会を静岡県選出国會議員、関係各位の出席のもと、5月28日に伊豆今井浜東急ホテルで開催しました。本総会で新たに東伊豆町の加盟が承認され、2市5町での組織構成となりました。今後も積極的な要望活動を実施して予定です。

公共土木施設の安全点検について申し上げます。

静岡県下田土木事務所と河津町では、出水期を行えに主要河川である河津川、大鍋川、八津川の護岸等に異常がないかを点検する河川パトロールを5月16日に実施しました。河川災害の未然防止や被害軽減に資するもので、パトロールを実施することにより地域住民の安

心・安全を確保できるものと考えています。

峰橋の通行止めについて申し上げます。

町道大堰・峰線にかかる峰橋については、平成28年の橋梁点検において、「主桁に全体的にうき及び剥離・鉄筋露出が見られ、内部鉄筋に腐食してる箇所も確認されたため、早期に対策を施す必要がある」といった判定結果となっています。

この結果を受け、長寿命化補修及び耐震化を含め検討しておりましたが、昨年コンクリートの剥離による落下が確認されたため、防護ネットを設置したところです。

このような状況を考慮し、通行する利用者の安全を確保するため、本年4月1日から全面通行止めとしております。

近隣住民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道事業について申し上げます。

経営健全化や財源確保の具体的な方策を整理し、将来の理想像を明示する「水道ビジョン」及び令和元年度から令和10年度までの中長期的な経営を計画する「水道事業経営戦略」を平成31年3月に策定しました。

策定に当たり、水道委員会を開催し、さまざまな意見をいただき、内容に反映いたしました。今後、広報かわづやホームページ等にて公表する予定です。

学校教育事業について申し上げます。

3月27日に実施した幼稚園、小学校、中学校空調設備設置工事の入札結果について申し上げます。

河津町立東小学校は1,092万9,600円で、株式会社三ツ星工業が落札し、契約しました。河津町立西小学校は1,224万7,200円で、河津町立南小学校及びさくら幼稚園は2,578万8,240円で、河津町立河津中学校は1,555万2,000円で、それぞれ株式会社サエツ冷機工業が落札し、契約しました。これは、熱中症対策として、普通教室と幼稚園遊戯室に空調設備を設置するもので、夏の猛暑時期前の完成を目指し、工期は6月28日を予定しております。また、各学校にはエアコン運用ガイドラインを教育委員会で作成し、暑さ対策のほか、省エネ対策にも考慮しながら、児童・生徒の健康管理に取り組むよう通達しております。

河津町教育資金利子補給交付について申し上げます。

4月申請受付分は9名で、18万7,146円の交付をいたしました。

報告は以上のとおりです。

私は、皆さんと情報を共有しながら、子供からお年寄りまで安心して生き生きと暮らして

いけるまちづくりを目指します。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） これで町長の行政報告を終わります。

11時まで休憩とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問は1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

9番、渡邊弘君、2番、桑原猛君、1番、大川良樹君、3番、渡邊昌昭君、4番、遠藤嘉規君、5番、上村和正君。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問を許します。

渡邊弘君。

[9 番 渡邊 弘君登壇]

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。おはようございます。

令和元年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりでございます。

1件目、公的病院の補助金事業について。2件目、し尿・汚泥処理問題について。3件目、河津桜について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

それでは、早速でございますが、質問に入らせていただきます。

公的病院の補助金事業についてお伺いをいたします。

現在、公的病院である今井浜病院は、地域医療の推進のため町民はもとより賀茂圏内の患者様のために十分ご尽力をいただいていると確信をしております。病気は、いつ、誰に起こるかわかりません。安心・安全のまちづくりのためにも大切な部分でございます。病院運営に必要なことかもしれませんが、補助金事業についてお伺いをいたします。

まず、公的病院とはどのような病院を示すのか、次に、どのような基準で申請がされ、どこが認定をするのか、県内に認定を受けている病院はどこにあるのか、この3件をとりあえず質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の公的病院の基準についてお答えしたいと思っております。

公的病院につきましては、字のごとく公的な役割を担う病院という意味でございますが、一般的には自治体が経営する病院が代表的であろうかと思っております。そのほかにも目的が公的病院に順ずる役割を持った病院として、例えば地方独立法人ですとか日本赤十字社、あるいは国民健康保険団体連合会、あるいは公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人や各種共済組合などが設置者である病院が公的病院等に当たります。

これらの法人認可については、各管轄の省庁でありまして、そこで認可された法人による病院が公的病院等に当たります。当町の伊豆今井浜病院につきましては、公益社団法人地域医療振興協会でありますので、公的病院等の病院となります。認定につきましては、内閣府公益認定等審査委員会で公益社団法人設立の際に審査をされますので、その法人に値する目的や内容などが審査されるわけでございます。この法人化が認められるかによって、公的病院等であるかどうかが決まってくるという、そういうことでございます。

お尋ねの県内の病院等につきましては、開設者が自治体ですとか一部事務組合の数等、多くありますが、お尋ねの審査基準及び県内の類似病院については担当課長より答弁させます。以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 審査基準について申し上げます。

特別交付税に関する省令における公的病院の定義といたしまして、日本赤十字社、社会福祉法人、恩賜財団、済生会、全国厚生農業協同組合連合会会員の厚生医療農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会、公立学校共済組合が開設した病院となっております。

各法人の認定審査基準につきましては、各関係法令上で定められておりますが、地域医療振興協会が認可を受けております公益社団法人で説明をいたしますと、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び関係法令にて定められております。

公益目的、事業を行う一般社団法人または一般財団法人が行政庁の認可を受けることができるとされておまして、複数都道府県に事務所を有する法人は内閣総理大臣が認定するとされております。

法律に具体的な公益目的事業が23項目明記されておまして、その中の高齢者福祉の増進を目的とする事業、公衆衛生の向上を目的とする事業、地域社会の健全な発展を目的とする事業の3項目について不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的で事業を行う法人として認可をされているというふうに確認をしております。

また、類似病院でございますが、賀茂保健所管内では伊豆今井浜病院1件であります、県東部管内でありますと15件、県内で申しますと27件ございます。具体的に申しますと、順天堂大学医学部附属静岡病院、これは学校法人でございます。あと伊豆赤十字病院、これは日本赤十字社になります。中伊豆温泉病院、これは全国厚生農業協同組合連合会会員の厚生医療農業協同組合連合会が設立した病院ということで、などがございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 伊豆地区においてはそのような病院が公的病院として運用をされているということでございます。それに伴いまして、補助金の問題がございまして、補助金の算定基準は病床数に対する助成に要する経費と、また、救急病院等を定める省令に該当する病

床数に対する助成に要する経費とありますが、計算式、金額をお願いしたいと思います。今井浜病院の金額をお願いしたいと思います。

補助事業が始まってから現在までの補助金の金額、また、その間に病床数の変化があったのか、また、病床数の変化によって補助金の支払いの金額が変わったのか、また、支払いの条件の変化があったのか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの補助金の算定基準と支払い条件の変化についてお答えします。

私のほうから概略説明させていただいて、あとは担当課長より答弁させます。

これにつきましては、補助金につきましては、町の補助金交付要綱にございまして、趣旨ですとか対象者、あるいは補助金の基礎算定の内容などが明記されております。補助金の額につきましては、町が国から受ける病院設置の特別交付税の算定基礎であります、その特別交付税に関する省令の算定方法に規定する病床数に応じて算出した額を基本として町長が定めております。

補助金につきましては、従前は交付税算定率の10割が交付税措置をされておりました、町でも同額を補助しておりましたが、平成28年度から国の補助交付税額が変わりまして算定額の8割が交付税措置されるということになりました。

しかし、自ら救急ですとか、あるいは診療所など、公的な病院等の役割を担ってもらっていることも考えれば、その役割とか存在は大変重要でありまして、できる限り支援をして少しでも病院の金銭的な負担も軽くすべきという考えから、従前の計算式の金額を今までは全額補助金として支出している、そういう状況でございます。

これまでの補助額の経緯等については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 補助額の詳細につきまして答弁させていただきます。

伊豆今井浜病院の特別交付税該当区分につきましては、不採算地区病院分として半径5キロメートル以内の国勢調査の人口が3万人未満で、一般病床数が150床未満であること。また、救急病院分といたしまして、救急病院等を定める省令に告示された病院であることの2項目が該当をしております。

不採算地区病院分につきましては、一般病床数100床以下の場合、病床数掛ける基準額、101床から150床未満につきましては、病床数から決められた一定数を控除した数に基準額を掛けた金額が算定基礎額となります。また、救急病院等分といたしましては、救急病院等を定める省令に該当する病床数に対し、基準額を掛けた額に加算額を加えた額が算定基礎額となります。その不採算地区の病院分と救急病院分の算定基礎額の合算額を補助対象額というようになります。

町は平成26年度より補助を実施しております。26年度につきましては、一般病床60床、救急病床4床で9,020万8,000円、平成27年度も同様に一般病床数60床、救急病床4床で9,020万8,000円、平成28年度は一般病床104床、救急病床4床で8,940万円、平成29年度は一般病床160床、救急病床4床で4,093万4,000円、平成30年度は一般病床140床、救急病床4床で5,652万8,000円を補助いたしました。

当初は特別交付税により算定基礎額全額交付をされておりましたが、先ほど町長が答弁しましたとおり、平成28年度より国の制度改正に伴いまして特別交付税算定基礎額を上限として町が補助した金額の8割が交付をされております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、そうしますと、26年度から補助金事業が始まりまして、町の2割負担が発生したのは、いつから発生したのか、それを次の質問と一緒に結構でございますので、教えていただければありがたいというふうに思います。

〔「今」と言う人あり〕

○9番（渡邊 弘君） 今いいですか。

○議長（土屋 貴君） 大丈夫ですか。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、あれですか、3問目じゃなくていいですか。

○議長（土屋 貴君） 今、3問目です。

○9番（渡邊 弘君） この次、じゃ、これからそれを後で3問目のときに一緒にご答弁いただければありがたいと思います。

続きまして、補助金交付につきましては、先ほど町長が申されましたように、町の要綱がございまして、平成26年3月17日に最終改定をされております。趣旨につきましては、救急病院の確保及び地域医療の充実を図るため、救急医療を有する病院に対し、補助金を交付す

るとあります。一般病床に対する補助金交付が、その要綱については示されていないような感覚があるんですが、実際問題としては一般病棟に対する補助金はちゃんと交付されるような要綱になっているのでしょうか。それも1つお伺いしたいと思います。

なお、病床数の削減が150床以下になっていきますと、新たに途中で例えば40床減らしたよとか、今回そのような減らしが出たわけでございますけれども、そういう病床数の削減については病院の都合によって実施されるのか、例えば病院の都合によって実施されるのであれば、その都合を町のほうにそれなりの相談があるのか、ただ、賀茂圏内の病院のベッド数によって決められて、決められた中で町に補助金の要請が来るのか、それもちよっとお伺いしたいと思います。

また、補助金の決定につきましては、先ほど町長も申されましたけれども、公的病院より町長に申請がされて、町長が審査をして、交付の可否を決定するとございます。審査はどのような要請書類によってなされて可否が決定されるのか、例えば町長だけが決めるのか、それとも町長の要はブレンの中の会議で決められていくのか、そこら辺も伺いたいと思います。

補助金の交付につきましては、特別交付税のほかに町の一般財源がやはり充てられるわけでございます。町民の税金でございますんで、全体の交付額につきまして交付額は幾らなんでしょうかということと、内訳は国の金額が8割、町が2割というふうに伺っておりますけれども、その8割、2割になった年度から国が幾らで町が幾らの交付金を要は出しているのかお伺いしたいと思います。

大体、ちよっと先ほどの数字を見ますと随分安いのかなという感じはするんですけれども、大体1億だと2,000万ぐらいの負担になるのかというふうに考えるんですけれども、例えば2,000万の負担であれば、それを例えば町民に対する説明として、こういうことが必要だから町としては要は支援をしていくんだよというような、支援する理由というのを伺いできればお伺いしたいと思います。

それから、町長、申しわけないんですけれども、これ細かい項目になってしまうんですが、この補助金事業についてはこれからもそのまま同じような継続がなされていくのか、そこら辺をお伺いできればありがたいというふうに思います。

また、これ追加でございますけれども、これ一応通告してございますんですが、インフルエンザの私、また毎回同じようなことを言いますけれども、任意予防接種事業につきまして、費用の問題があって取り組まれないんでしょうかということと、費用でなければ費用でない

というお考えをいただければありがたいと思いますが、町民の健康事業としてそういう任意予防接種の事業は大変必要な事業ではないかな、そういう部分につきまして、町の中の医療関係者とそのような打ち合わせができてきているのか、話し合いがされているのか、そこら辺をお伺いできればありがたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、前段の補助金の額の問題ですけれども、後ほど担当課長のほうからあると思いますけれども、平成28年度に病床数が104にふえているのに、補助金額についてはほとんど前年と変わっていないということでもありますので、そのところが一つの28年度ではないかなと想定しておりますけれども、一応詳しくは担当課長から後で答弁させます。

それから、特別交付税の算定が100%出している基準でございます。これは前年度に大体予算査定の中で、当初予算組む中で町の方針をそこで大体決定をして、その上で大体当初を組ませていただきます。そういう中で町としましては、いろいろな経緯があるわけですけれども、当初は平成26年にできたときについては100%交付していたわけでございますよね。それ病院とは直接お安くというのはないかと思うんですけれども、ただ、やはり今の病院の役割を考えると、やはり考え方としてはやはり100%基準を出すのが町としては、その方向性が正しいのではないのかなと思って、途中国の制度が確かに変わったこともありますが、やはり今の役割を見ますと大変役割が大きいということもあるものですから、特に救急の受け付けというのはなかなかやってくれるところがなくて、ましてや先ほども言ったように病院の交付税の措置の計算式の中に採算的なものもあるものですから、それと救急と2つあるわけですよね、算定基礎の中に、そういうのを考えますと、やはり不採算で合わないところをやっていただいているということもありますし、そんなことでやはり100%出すのがこれから町の方針としてもいいのではないかなということで、申請書が出た段階で一応私のほうで決定をさせてもらっています。

特に、私は当然病院の存在もそうなんですけれども、それ以外にもやはり経済経過も大変大きいということもその背景にあると思います。ちょっと調べてみたんですけれども、例えば昨年度の固定資産税だけでも約3,200万ぐらいお金が入っているわけです、病院関係で、そのほかにも借家があったり関連の会社もあったりして、あとは法人町民税ですとか、あと個人の町県民税とかあるわけですから、多分それ以上の効果があると思いますし、その全てのことを考えると、やはり補助すべきではないのかなと私は思っております。特に病院につ

いては救急のこととやはり不採算の部分をやっていただいているということが特に大きいのかなと思います。

それから、31年度の予算の関係でちょっと若干説明したいと思います。

8割交付ということでございますので、31年度の予算については補助金額が1億3,358万8,000円でございます。そのうち町の実質支出額は2,671万8,000円となります。これは予算ベースでございます。2割が約2,671万8,000円ということです。そういうことでございます。

それから、病床数の削減については、病院より県に届け出をすれば、それで許可がおりるみたいでございます。一応町にはお話がありますけれども、届け出だけで町はお話はいただいていますけれども、直接の権限はないもんですから、その上で県のほうに届けを出すということだそうでございます。

それから、インフルエンザの関係でございますかね、これは前にも申し上げましたけれども、なかなかインフルエンザの問題、私も子供の医療ということで関心があるわけでございますけれども、ただ、インフルエンザにつきましては、任意接種という部類に入ります。法定で決められた接種ではなくて、やはり任意接種ということだもんですから、任意接種ということはそれなりに国のほうも内容といいますか、決まりがあって任意接種ということでございますので、河津町としては任意接種については今のところは補助は考えていないと、そんな方針でございます。

それから、病院の関係でつけ加えさせていただきますと、特に今井浜病院の関係でございますけれども、今、県からの派遣の医師が2名でございます。実は県から医師を派遣してくれる制度がありまして、メデイカルは多分3名来ていると思うんですけれども、今井病院も2名の派遣が現在おります。これが去年は3名おったわけです。そういうことで昨年、今年の1月ごろだったですかね、減らされるというような状況がわかったもんですから、それについては県にお願いをして、私もできる限りのことはしようということで県の担当部長、あるいは副知事のところに行って、ぜひとも県の派遣を今までどおり3名お願いをしたいということを要望してきましたけれども、残念ながら現在2名だということでございますので、町としてもやはりお医者さんの数がいるということも大事なことなもんですから、そういう面では県にこれからお願いをして、これからもそういう意味では協力できるのかなと、そんなことで協力体制をとりながら補助金等も支援していきたいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 町の負担額が発生した年度ということでお答えをさせていただきます。

先ほど来申しましているとおおり、平成28年度から特別交付税が10割交付から8割交付となっておりますので、平成28年度から30年度までの3カ年、一応町のほうから負担額が出ているということでございます。

詳細申しますと、28年度につきましては8,940万円の補助に対しまして町の負担額が1,788万円、29年度におきましては4,093万4,000円の交付額に対しまして町の負担が818万7,000円、30年度につきましては5,652万8,000円の交付に対しまして1,130万6,000円の町の負担額でございます。3カ年合わせて町の負担額は3,737万3,000円となっているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

それで、一応お伺いしたこと、病院関係の補助についてはお伺いをさせていただきましたんで、ちょっと平成31年度になって病床数が100床に変わったのかな、そうすると、要は1億ぐらいになるということで、これから恐らく増やしていただければいいんだけども、なかなかそういう状況にはなかなかないのかな。町長もおっしゃっていましたが、看護師さんの問題だとか医者の問題だとか、そういうもろもろの問題が全部かぶってきますんで、運営についてはなかなか厳しい中で取り組んでいらっしゃるという認識はしているんですけども、ただ、その病院自体が、要は救急もしていただいているし、例えば救急車が来た中でなかなか救急車が地域から連絡をしても受け場がないような、例えば5分とか10分とか、受け場がないようなことも見受けられますんで、ぜひ救急医療についてはもちろん持ち回りの部分もあると思いますが、しっかりした形の救急体制をとっていただければ、ありがたいな、それはまた町のほうからもご指導をいただければありがたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

し尿・汚泥処理の問題について質問をさせていただきます。

東河環境センターは、東伊豆町、河津町の構成町の組合事業として昭和63年、竣工いたしました。1日の処理能力は、し尿が7キロリットル、汚泥が29キロリットルの処理能力の施設としてスタートをいたしました。し尿はため方式、単独浄化槽はトイレの汚泥、合併浄化

槽はトイレの汚泥も含め、台所、風呂、洗濯などの生活排水、そのようなことでございます。合併浄化槽の導入により、汚泥収集状況は変化があるのでしょうか。現在の施設に搬入状況はどのようになっているのでしょうか。また、現在の合併浄化槽の設置状況は、河津町、東伊豆町の件数及び設置の比率はいかなるものなのでしょうか、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのし尿・汚泥の処理問題について、収集状況と合併処理槽の設置状況についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるようにし尿の処理につきましては、東伊豆町との一部組合の東河環境センター事務組合で運用しております。施設については、し尿については河津町の見高地内で処理を行っております。同じように、ごみについては同組合の東伊豆町稲取で処理を行っております。

お尋ねのし尿処理施設でございますが、議員がおっしゃるように昭和63年に完成をしまして、約31年経過をしております。当然機械設備の老朽化に伴いまして、平成14年度にメンテナンス業者による施設診断を行いまして、翌年度から計画的に補修工事を行いまして延命化を図っておる、そんな状況でございます。

ご指摘のとおり1日の処理能力は36キロリットルの処理能力を持ってございます。搬入については事業者3社に搬入量を割り当てて、処理能力を超えないような調整をして対応しているのが現状でございます。

搬入量、処理量の経過でございますけれども、近年の合併処理槽の普及もありまして、汚泥の割合が量的にはふえておりますが、人口減少の影響もありまして年によりまして幾分変化はありますが、相対的には少し減少傾向であると考えております。

なお、搬入状況ですとか合併処理槽の設置状況、あるいはまた東伊豆町と河津町の比較といたしますか比率につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 搬入状況等についてお答えいたします。

搬入状況につきましては、平成29年度の数値となりますが、総数で1万1,569.94キロリットルで、内訳としまして河津町4,951.63キロリットル、42.8%、東伊豆町が6,618.31キロリットルの57.2%でした。

また、合併処理浄化槽の設置数につきましてはでございますが、県で台帳管理してござい

て、またこちらでも平成29年度数値となりますが、河津町内、総浄化槽数で3,326基のうち合併処理浄化槽が1,169基の35.1%、単独処理浄化槽につきましては、その残りの2,157基の64.9%でございます。

同じく東伊豆町の総数でございますが、5,452基のうちの合併処理浄化槽数が1,131基で20.7%で単独処理浄化槽が4,321基の79.3%となっております。ですので、総数としますと全体で8,778基ございまして、合併処理浄化槽の合計が2,300基となります。なので、およその割合でございますが、26.2%が合併処理浄化槽化されておるとなっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 現在この施設に収集業者が3社でということで、先ほど町長からお話ございました。そのし尿を全部受けとめているということになります。

現状で汚泥の持ち込みに対して、そのプラントのほうでは規制があり、汚泥の収集に業者の声でございますけれども、例えば1カ月とか1カ月半、2カ月収集ができずにお客様にご迷惑をかけているというような事例もございます。その結果、汚れた水が河川のほうに要は浄化槽から流れた、くみ取れない汚泥が河川に流出して環境汚染につながってしまうのではないかというような危機感も持っているわけでございます。

環境センターにおきまして、能力的には処理できているという数字を示すわけでございますけれども、1日の搬入量が決められた中での要はデータでございますと、確実にクリアされるわけでございます。ですから、そこら辺も含めてどのようにしていくのかということがこれからの課題かな。しかし、業者としては搬入できない部分、汚泥の流出がするんではないかというふうに考えるのが今の現状でございます。そういうような状況につきまして、河津町としては環境汚染の問題についてどのように見られているのかお伺いをしたいと思います。

現在の合併浄化槽と単独浄化槽の設置状況、今、課長のほうからご報告いただきましたけれども、河津町においては合併浄化槽が35.1%、単独浄化槽が64.9%、東伊豆町が合併浄化槽が20.7%、単独浄化槽が79.3%、今後今、河津町のほうも合併浄化槽の推進をしているわけでございますけれども、その推進をすることによって汚泥の収集量は確実に増えていくのではないかな、例えば人口が減っても合併浄化槽の数は減らないわけで、その合併浄化槽のくみ取り期間というのが1年に一遍しなさいよというようなその法的なくくりがある中での話になりますんで、実際問題としては確実に1.5倍から3倍ぐらい汚泥の収集が増えていく

んではないかなというふうに予想されるわけですがけれども、そのような部分につきましては町としてはどのような検討をされているのかお伺いできればありがたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 汚泥流出の件についてお答えします。

お尋ねの事業者の状況については、ちょっと承知をしておりますが、業者なりにそれぞれ世帯ごとのし尿ですとか汚泥の状況を計画的に搬入しているものと私は思っております。ご指摘の搬入できない理由がどのような理由なのか、あるいは調査してみることが必要であるかなと思っております。その理由が環境センターのほうに問題があるのであれば、組合と業者との話し合いとか協議をする必要があるのかなと思っております。

ただ、私が思うのには、当然汚泥が流れるというようなことは当然ないと思いますけれども、それについても確認してみたいと思います。

それから、今後の対策等につきましてでございますけれども、処理量の増加対策については、今のところまだ話は出ておりません。先ほどの合併処理槽の設置状況を見ますと、東伊豆のほうが大変進んでいないというのがわかると思うんです。多分、聞くところによりますと土地の状況によって狭いところにうちが建っていると、どうしても工事の関係とか場所の問題で進まないという話も聞いておりますけれども、河津町はその点まだ設置しやすいのかなという状況があるかと思っておりますけれども、その辺の状況も現実的にはあるのかなと、そのことによって合併浄化槽の設置数が東伊豆と河津の差があるのかなと、そんな思いもします。

今、組合のほうで話がされているのは老朽化対策で、今後どうしていくかという問題でございます。そのため昨年度の老朽化の調査として、し尿処理棟、管理棟のコンクリート劣化調査を行いまして、結果的には強度については健全な状態であるという報告を受けております。

それで、今後の話でございますけれども、平成24年に組合に施設整備等推進協議会というのが設置してありますので、今後どのようにしていくのかという話がそこで話されてくるんじゃないのかなと思っております。

そういう中で今後ですけれども、その処理量が現施設で合っていないとか追いつかないという状況があれば、新たな施設をつくる中で当然検討されてくると思いますので、それまでの間については業者と組合等の調整の中でやっていかざるを得ないのかなと、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） そういう町としては今後の対策としては新しい施設をつくる時に対応を考えていくという、そのようなお話でございました。

汚水の流出につきましては、流出することによってどろどろのものが流れるわけではなくて、恐らく水になったような形のものが、要は消毒されないような状況で流れていくというのが流出になるのではないかなというふうに思います。河川の汚染が進んで川とか海とかに悪い環境が出るのが予想されるわけです。それが出てなければいいんですけども、ぜひ早い時期にそのような状況を、要は考えていただいて対策をとっていただきたいと思います。

環境センターでちょっとお話も聞いたんですけども、環境センターの中に持ち込まれる汚泥の中にオイルトラップだとか、そういうもので出たオイルのかす、そのようなものが流入して汚泥と一緒に捨てられると、そのような話がございました。オイルトラップのオイル等かすをそこの中に入れますと、処理能力、その汚泥を処理する能力が著しく低下しまして、例えば24時間で処理できるものが例えばその倍かかるとか、そういう処理能力に要は非常に問題が出るそうでございます。

そういうのは桜まつりの時期とか、そのようなときに多く見られる現象だそうでございます。そもそもそのオイルトラップなんかのオイルのかすは、そういうところに捨てるものではなくして、要は産業廃棄物、その廃棄物として捨てられるようなものではないのかなというふうに思います。事業者の方もそのようなものを一遍に全部吸い上げて、そのまま捨てるんじゃなくして、業者の方もそういうものに対するご理解をいただいて、仕事をしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

ぜひ事業者の方と、要は一部事務組合なりと要は協議を重ねて、ルールを守って、よりよい運営をしていただくようにご指導をしていただきたいと思います。環境汚染は、もうどんどん進むと、後の取り返しがつかないんで、ぜひ注意を払って取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今のオイルの混入の問題です。

その前に、先ほど汚泥の流出の関係もちよっとあったもんですから、お話をしたいと思いますが、これについては汚泥の流出、確かにくみ取りといいますか、その期間が一、二カ月遅れるという場合もあるかもれませんけれども、その事実関係つかめてないんですけども、

私も業者に聞いたところによりますと、そのことによって、すぐ流れるということはないような話も聞いておりますので、現状例えば最大限、何かの都合によって延びた場合、どこまで大丈夫なのかということも確認をしながら、また業者とセンターのほうと話をさせていただきますので、その中で絶対流さないということで対応しますので、よろしくご理解願いたいと思います。

それから、今あったそのオイルの関係でございますけれども、これもさっき言ったオイルのかすの問題と、あと家庭用のオイルが多々てんぷら油まざっている等あると思うんですが、私が聞いている範囲では桜まつりなんか特に多いというのは、多分家庭用の油が多いんじゃないのかなというような認識があるんですけども、それがオイルのかすなのか、それがちよっとはっきりわかりませんが、私が聞いている範囲では普通のオイルではないのかな、それが浄化槽の中に浮いてしまっていて、その分けて取ることができないもんで一緒に持っていかなざるを得ないというような話を聞いたことがあるものですから、そういうオイルの部分ではないのかなと思っておりますけれども、それは別個のトラップといたしますか、別個にあったオイルの専属入るところから持ってきたということじゃなくて、家庭の排出の中にオイルが入ってしまったんじゃないのかなという考えもあるものですから、よく確かめてみないとわかりませんが、そんなことで私が聞いている範囲ではそういうものが多いという話は聞いておりますけれども、特に町民の皆さんにはその辺も今後指導していかなくならないのかなと思っております。

以上でございます。詳しくは担当課長に若干補足させます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 東河環境センター職員に聞き取った範囲となりますが、施設で処理していく過程でスカムという処理不能物が沈殿槽に浮遊蓄積するそうです。少量のスカムは通年で発生して、毎月1回、2回は作業するそうなんですけど、議員ご指摘のとおり、桜まつり期間時期になりますと毎日作業しなくてはならないような状況になっているそうです。

また、今回質問受けまして町長答弁にもありましたが、収集業者さんにちょっと聞きまして、いきますと、内容につきましては町長と重複しますが、食用油等が多いとの話もありましたので、今後としましては各家庭や事業者などに油の処分方法の固めて捨てることやお皿の油を拭き取って、そして洗うことなどの周知を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ぜひそこら辺は家庭のもしオイルが多いということであれば、そこら辺の対策が必要かなと。だから、合併浄化槽に入るんだよね、家庭のオイルは、だから、単独浄化槽には入ってないわけで、単独浄化槽はし尿だけなんで、要は合併浄化槽の普及によって、またそのオイルの混入が増えるというようなことがあれば、それは要は合併浄化槽の使い方が間違っているわけだから、そこら辺の指導もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りたいと思ひます。

河津桜について質問をさせていただきます。

第29回の河津桜まつりの経済波及効果調査が実施されて、247人の方が回答していただいて、試算条件に、来場者90万7,050人、主催者の支出4,200万円で算出をされて経済波及効果は伊豆半島全体で212億1,200万、河津町内においては27億2,300万と示されました。金額において示された結果については、効果の実感が私ども河津町の中に住んでいても意外と27億の経済効果があったよと言われても、なかなか実感が湧いてこないのが現実でございます。町としては、どのようにその経済効果を捉えているのかお伺ひをしたいと思います。

金額とは別に調査の結果が示されて、来場者の年齢だとか居住地区、来場者の回数、リピーター率ですね、70%と、消費動向など、有効な情報が示されました。調査結果をどのように活用していくのかお伺ひをしたいと思います。

また、桜まつりの開催については、賛助会費、基準がございます。また、河津町河津桜まつり露店等営業管理条例施行規則を定めて取り組んでおりますので、露店営業、駐車場営業において決められた条件のルールを守って取り組んでいるのか、そこら辺を町としては本当に守られているのか、そのルールを守っているのか要は確認をどのようにしているのでしょうか、それをお伺ひしたいと思います。

また、桜まつりにおいて、終了後の店舗が実際問題としては単管もそのままになって、要はベニヤもそのまま張ったような汚いような状況が見受けられますが、見苦しい状況になっておると思ひます。それにつきましては、片づけるようなルールになっていないのでしょうか。それとまた、ルールになっていないのであれば、片づけるような指導はできないのでしょうか、お伺ひをいたしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの経済波及効果と桜まつりのルールについて

お答えしたいと思います。

まず最初の、河津桜まつりの経済波及効果についてでございます。

前回の調査が約18年前の平成12年8月に調査を行っております。それ以来行っていなかったものですから、昨年度一般財団法人静岡経済研究所に委託をして、これは前回と同じ業者でございますけれども、第29回の河津桜まつりの機会に調査されたもので波及効果を行ってもらいました。内容については議員がお尋ねのとおりでございます。

その実感としてつかみ切れないというお話がありましたけれども、私どもとしては、特に調査の結果でありますので、それを受けとめるしかないのかなと思っておりますけれども、その波及効果が示されたものと私どもは思っております。

そこで、お尋ねの調査結果をどのように生かすかということでございますけれども、まず金額的には伊豆半島全体にその効果があるということがわかりますので、近隣の市町のその波及効果の結果を配布をしました。その町内外にやはりその効果を示すことによって、特に伊豆を初め県内に大きな波及効果がありますので、特に県当局には今後の事業等について実態認識を持っていただいて、今後の補助金事業といいますかね、そんなものにご協力いただけたらありがたいなということで、その資料についても県とか市町にも配って、全体のお祭りなんだよということを示していきたいなと、波及効果がこんなにあるんだよということも示していく一つの資料としてなるのではないのかな、そんな使い方もあるのかなと思っております。

それから、その他の分析の中で先ほど議員がおっしゃったようにリピーター率ですとか年齢ですとか、いろいろなものがあるわけでございますけれども、それは町の観光政策ですとか誘客宣伝等で、また河津桜の魅力づくりにもつながると思っておりますので、今後にそういうのを生かしていけたらなと思っております。

また、実行委員会による賛助会の基準でございますけれども、当然基準に沿って会費が集金されているものと考えておりますし、また、町の露店の営業管理条例等につきましても、届け出どおり出されているものと考えております。

また、議員お尋ねの祭り終了後の片づけについては、確かに一部にそのような業者があるかもしれませんけれども、今のところは特に指導する手段を持っておりませんので、今後出店届の届け出の際に指導していくことが私は適切ではないのかなと思っております。後ほど露店などの届け出については、担当課長から答弁させますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 露店の出店の状況ですけれども、第29回の桜まつりでは露店等の出店件数は152件あり、そのうち店舗が122件、駐車場が30件でした。

届け出の方法につきましては、まず賛助会の加入申し込みを桜まつり実行委員会事務局の観光協会で行い、加入申し込みや出店に関する誓約書の提出、賛助会費の支払い等を済ませ、そこで賛助会加入証の発行をしてもらっております。その後、町へ条例に基づく届け出を行い、届出済証が交付されることとなっております。こちら交付されるに当たりましては、食品衛生法に関する許可証、酒販許可証、農地転用許可証、土地所有者承諾書、営業者の住民票、賛助会加入書など、営業に必要なものの書類の写しを届け出に添付することとされております。

また、桜まつり期間中には実行委員会の出店対策部会におきまして、警察、消防、保健所、土木事務所などの関係機関と合同で出店監視パトロールを行っております。そのほかに随時監視としまして、産業振興課のほうでパトロールを行っております。営業に関し、届け出のとおり行われているかを調査し、必要があればその場で注意や指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 桜まつりにつきましては、来年度もう30年という節目の年になりますんで、ぜひルールで要は不備なところがあればしっかりした形で桜まつり30年の事業計画をつくって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

時間もどんどん押しますんで、河津桜の保護育成計画26年度から令和5年、平成35年度の期間で立てられております。河津町において河津桜は大きな財産であると考えます。この財産を守るために保護育成の方針が示されております。理念、将来像、基本方針が示され、基本計画ができております。この計画に沿って保護育成に取り組んでいっていると思いますが、いかがでしょうか。

現在、保護育成においては桜守人、花の会、ふるさと案内人など、ボランティアの活動によって支えられている部分も大きいのかなというふうに思います。河津桜保護育成を町としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いをしていきたいと思っております。

町内におきましては、原木を初め、銘木と言われる桜がございます。そのような桜の木も保護育成が必要になってくるのではないのでしょうか。もう随分年を食ってきているわけでござ

ございますので、ぜひそこら辺も考えの中に入れて取り組んでいただきたいと思います。もちろん個人の所有物なので、いろいろな意見もあると思いますが、町の認定制度など、要は考えられないのでしょうか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの河津桜の保護育成の関係でございます。

議員がおっしゃるように、河津桜の保護育成計画につきましては、10年間の保護育成の計画を、方針を示したもので、約半分が今過ぎている状況でございます。この間、守人の会ですとか花の会など、ボランティアの皆さんによりまして活動が活発に行われているものと考えております。

今後は、より多くの町民の皆さんに保護育成活動に参加してもらえるように努めていきたいと、そんなふうと考えております。

現在、河津桜まちづくり計画については策定中でございますので、今後の保護育成の方向性についてまで含まれていくと考えて、思っております。

お尋ねの銘木と言われる河津桜につきましても、認定制度というのがいいかどうかわかりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

ぜひ大きな町の財産でございますので、取り組まれていただくとありがたいと思います。

河津桜のまちづくり策定について意向調査を昨年12月11日と13日に実施されて、24名ほどの町民が出席されて、河津桜の価値観、河津の桜まつり、桜の景観と植樹場所など意見があったと伺いました。そのようなことについて、また情報がございましたら、その情報を議員のほうにも教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。この場所でお伺いは、もう時間が少ないので結構かなと思いますので、何かの要は書類か何かでお渡しいただければありがたいというふうに思います。

河津桜まちづくりを進めに当たりまして、今後やはり財源、要はそこが大きな課題になってくると考えられます。桜の保護育成にも町民の福祉にも寄与できるような財源確保を計画に盛り込む必要があると考えられます。財源の確保のためにさくらの里、桜公園などの整備、また初代から2代目、3代目とつなぐような原木の継承などに取り組む必要があるのではないかというふうに思いますので、そこら辺のお考えをお話しいただければありがたいと思

います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まちづくり計画の方向性でございますけれども、議員がおっしゃるように、ワークショップ等で意見ですとかヒアリングが行われました。今それをまとめて、報告は今後示されてくるものと考えております。

また、報告性と目標についてお尋ねでございますけれども、現在策定中でありますので、私が強要すべきではないと思いますので、基本的な考えだけを述べたいと思います。

まず、これまでの町民の誇りですとか自信の象徴として、町の木として全国的にその名を広めた「河津桜」につきましても、河津町の希少な資源でございます、財産であり、誇りであると思っております。そういうことで数々の法的な問題もありますが、さらにどのような保護育成すべきなのか、考えるべき時期に来ているとそう思っております。

私としては、まずやるべきこととしては、やはり原木の保存をする必要があるかなと思っております。現在、昨年度、池のほうを埋めまして、ある程度保全は行っておりますが、さらに原木の血を受け継いだ二世の育成などもやはり考えるべきではないのかなと思っております。

また、お尋ねの公園なども町民の皆さんの声を聞きながら、適地があれば考えてみたいかと、そんなように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ぜひ河津桜は河津町の大きな財産であります。国会議事堂のところに参議院の70周年記念の植樹として河津桜が選ばれ、国会議事堂のところに植わっているわけでございます。これは誰が植えたくてもなかなか植えることができない、そういう植樹がされているわけでございますので、ぜひそのようなことも含めて町として大切な木をいかに保存しながら活用していくのか取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛君の一般質問を許します。

桑原猛君。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和元年第2回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1、消防団活動の充実強化について。2、公共施設等の更新計画について。3、新規事業の広報について。以上3件答弁願います。

まず、1番目の消防団活動の充実強化についてお伺いいたします。

先日、消防操法大会があり、消防団の皆さんの規律ある姿を目の当たりにし、改めて敬意を表したいと思います。約2カ月にかけての訓練、消防団の団結がより一層深まったと感じます。

しかしながら、消防団は非常勤特別職という地方公務員であるわけですが、実際にはボランティア団体と認識されていると感じます。業務内容は火災の消火、災害時の救助・救命活動、防災・啓蒙活動と多岐にわたり行われております。また、活動の中で地域とのかかわり合いなどもあり、消防団が地域の活性化に結びついているものも実情ではないでしょうか。そのような中で団員の立場、役割、保障があいまいになり、活動がしにくい状況も見受けられるところであります。

町長の施政方針にありました消防団活動の充実強化とは具体的にどのようなことか、どのようなお考えであるかお伺いしたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の質問にお答えしたいと思います。

消防団の充実強化ということでお答えいたします。

まず、消防団の現況と消防に位置づけられました基本的なことをお答えしたいと思います。

まず、河津町消防団の現況でございますが、分団数についてはご存じだと思いますが、10個分団でございます。団員総数は283名、そのうち本部を除く団員数は274名でございます。機械関係でございますけれども、ポンプ車8台、積載車4台、可搬ポンプ12台でございます。

また、団員の身分でございますけれども、消防組織法に位置づけられました内容でございますけれども、郷土愛護の精神に基づき、地域住民の有志で構成された消防団員により火災や災害等の災害による被害を軽減することを目的に設立されております。消防団員は、平素は各自の職業に従事しているものの、有事の際には招集されて消防業務に従事するようになっておりまして、一般的には非常勤の特別職の地方公務員であります。現状としては、全国的にもそうでありますけれども、人口減少とともに全国的に団員が減少している、あるいは高齢化している傾向にございます。特に火災出動ですとか災害出動など、重要な役割を持っておりまして、行政としてもまず団員の減少に歯どめをかけまして、新たな団員確保に力を入れなければならないと、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 消防団活動の充実強化についてお答えをさせていただきます。

河津町消防団の消防活動につきましては、常備消防、こちらの後方支援が基本姿勢でございます。これは有志で構成されております消防団員が活動中に最前線で危険にさらされることのないように歴代の団長を初め、本団員が一貫して尊重してこられ、現在まで受け継がれてきました基本姿勢だと伺っております。

町といたしましても、消防団が現在まで引き継がれたこの基本姿勢を重んじ、団に対しまして計画的に消防車両等を更新し、機械力を充実させてまいりました。また、火災や災害時等への出動対応といたしまして、団員としての知識の習得や技術力の向上、また団員自身の安全確保対応など、各種訓練や救命講習等を実施しております。これら日ごろの積み重ねが有事の際への備えとなりまして、消防団活動の充実強化につながると考えております。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

日ごろの訓練が大事ということで、団のほうもいろいろと試行錯誤の上、行っているかと感じます。

先ほど総務課長よりありました火災発生時、常備消防河津分署のほうに初期活動に当たり、

その後消防団の出動となるということですが、日中の場合、地元にいる団員が少なく、出動する人員を待つとどうしても出動が遅れるという現状があるかと思います。また、団員が勤務先から駆けつける場合、慌てて交通事故を起こす可能性もあるかと感じます。自主防災が出動までの準備に携われるようになってきましたが、もしできるのであれば、もう一步進めて自主防災の協力範囲を広げ、人員が少ない場合、ポンプ車を現場まで移動する手助けなど、団員が慌てずに現場に迎えるような自主防の協力も一つの消防団の強化になるかと思いますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの自主防との連携でございます。

今のところ各分団とも定数は確保されているわけでございますけれども、特に議員がおっしゃるように日中は仕事のために地域を離れていたり、火災出動の際には団員がなかなか集まりにくいというような状況も悪くなりまして、体制がなかなかとれないというような状況もあることも当然考えられるわけでございます。特に災害時に、自主防災会との連携が私も大事であると思っておりますし、具体的な例で言いますと、直接火災と関係ありませんけれども、阪神・淡路大震災の際には、日ごろから消防団を中心として行政機関と自主防の密接な連携があったために、特に淡路島の北丹町では倒壊した家屋から多くの住民を救出した行為というのは、まさしく自主防と連携による効果が大きいと、そういうことで言われております。こうした活動なんか見てみますと、やはり地域の密着性ですとか、あるいは大きな要因、労働力を有する消防団の役割の重要性が再認識されたところでございます。

当町においても、自主防災組織と消防団の連携はさらに強化していく必要があると認識したところでございます。

現在、国のほうでも機能的消防団というふうな制度があったりして、もう少し一歩進んだ形の組織のつくり方もあるようでございますけれども、今後そういうことも含めて検討していきたいなど、そう思っております。現状では自主防との連携を強くして対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

先ほど町長から地域と密着性をとって自主防と協力し合い進めていくということですが、やはりそこでギャップというものがあまして、自主防の人間が協力するにしても消

防団員と同じ訓練をしているわけではない。そういう仕組み的なものが少しでもでき上がっていけばいいのかなと感じます。

それで、先ほども質問でも触れましたが、地元で勤務している消防団員が少なくなり、勤務先での理解がなければ勤務中の緊急出動は難しい時代になっております。また、過去消防団を担ってきた20代の団員が減ってきていると感じます。地元へ帰ってくる若者が減っており、現状30代から40代の団員が構成の大部分を担っていることと思います。団員の年齢層が上がっているため、子育て世代が多くなり、勤務先での立場、地域でのかかわり等、社会的地位も上がった上での消防団活動は何かと負担が大きいかと感じます。

このように日々の生活の範囲内での活動が思うようにいなくなっている現状で、団員の負担が減るように今後の団の編成や操法大会への取り組みなどについてご意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、今後の消防団員の展望といたしますか、消防団の展望についてお答えします。

この間の消防操法訓練も4月15日から約30日間、長い期間訓練をやって、私も訓練等を見に行きましたけれども、本当に大変だなという、議員がおっしゃるように家庭を持ちながら、昼仕事を持ちながら、この期間の練習についても当然応援があるとしても、本人は大変なご負担が大きくなったなという感じはしております。ただ、慰労会でも申したんですけれども、反面よいところもありまして、あの活動をやることによって士気の関係ですとか規律等が保たれるということも河津町の伝統であったりもするわけでございまして、一概にはその人が大変だからというわけにもいかないなという、そんなちょっと私は感じを持ちました。

そういう中で、今後の消防団の関係でございましてけれども、まず、入団者を確保しなければならないということがございます。これは昨年も再入団が何人かございましたけれども、どちらにしても入団者を確保しなければならないという現状があります。そして、もう一つは、先ほど言ったように町民の協力を得て、地区との連携も大事ですし、あるいは地区の人たちに協力をいただいて一人でも多くの団員を入団させてほしいなど、そんな気持ちもございます。

また、減少傾向も当然人口的にございますし、高齢化もありますので、当然維持が難しくなれば分団の統廃合ですとか、あるいは団員数の減員などについても当然検討されていくのかなと、そんな感じもしておりますけれども、現状では入団者の確保を優先的に行いたいな

と、今後についてはその辺も検討されていくときがあるかと思えますので、その辺については消防団と連携をとって考えていきたいなと思っております。

なお、確保状況につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 団員の確保状況につきましてご説明をさせていただきます。

過去10年間の状況を申し上げますと、平成21年度から28年度までは毎年20名程度の入団者がありました。しかしながら、29年度からは15名程度となっております。本年度に当たりましては、2名の定員割れとなっております。

県内の市町におきましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたが、機能別消防団員、こちらの導入を実施しているところもあるようでございます。当町といたしましても、消防団と協議を進めながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 減少が始まってきている今だからこそ、取り組むべきことがあるかと思いますので、その点を考慮しながら団の再編等、考えていただければと思います。

続きまして、2問目の公共施設等の更新計画についてお伺いいたします。

先日行われた町政地区懇談会でも町長から説明がありましたが、町民生活に必要なインフラの老朽化や延命維持、長寿命化対策として河津町公共施設等総合計画にのっとり行っていると思います。

その中で、インフラ資産に関する方針の内容を見ると、適切な維持管理を行うという内容のものが多く見られますが、総合計画の作成から2年がたち、実際に橋梁点検などを行ってはおりますが、橋梁だけでなく道路や水道、公共施設の老朽化に向けた優先順位、計画、予算化があるのかお伺いしたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、公共施設の更新計画、橋梁・道路等の老朽化に向けた計画についてでございます。

本日、行政報告でも報告させていただきましたけれども、具体的な例としては峰橋が今、老朽化をして通行止めになっているという状況がございます。相当老朽化が進んでいまして、危険等のことも配慮して通行止めにしてあるわけでございますけれども、この点について今後どうするかという方針を決めなければならない、本当に切羽詰まった問題が現在もあるこ

ともございます。

その中で、31年度予算では主に橋の点検設計委託を予定してございます。道路や公共施設等の老朽化対策についても、順次点検を行い、対応しなければならないと考えております。特にその上で、今年と来年から総合計画をつくり直すわけですけれども、総合計画に合わせて3年ごとにローリング計画というのをつくっておりますので、総合計画のローリング計画の中で実施する優先順位を決めて行わなければならないと、そういうように思っております。現状での計画等については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 私のほうから道路・橋梁についてお答えします。

橋梁につきましては平成23年度、24年度の2カ年で町が管理する171ある橋梁のうち、小規模な橋梁を除く104の橋梁について予防保全型の維持管理を基本とした橋梁長寿命化計画を策定しております。また、平成25年の道路法の改正により、橋梁などの道路重要構造物について5年に一度の点検が義務づけられ、平成30年度までに全ての橋梁を実施し、点検の結果、補修が必要な橋梁については順次補修を行っているところでございます。

道路についてですが、平成26年度に道路ストック総点検事業として、主要な町道82路線、約58キロメートルの舗装及び法面等の劣化状況を点検しております。点検の結果、補修が必要な箇所については改修工事、修繕等を行っております。

また、計画的に行っている事業としましては総合計画ローリング事業として、土地区画整理事業完成後、約40年が経過した浜地内、一部笹原地内を含みますが、経年劣化した現場打ち側溝の改修を平成22年度から計画的に行っております。

通年を通してですが、地区からの要望や職員が定期的に行うパトロールにより、補修が必要な箇所を発見した場合は、緊急性や危険度に応じて優先順位を決めて維持、修繕を行っている現状でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） わかりやすい答弁ありがとうございます。

ローリング計画に基づいて、このインフラ整備を行っていることはありがたいことだと思います。計画的に進んでいただければと思います。

続きまして、伊豆縦貫自動車道河津・下田道路2期工事が順調に進み、早ければ令和2年には運用開始という情報もあり、河津を素通りさせないためにも公共施設、建物の維持、管

理、強化を早急に行うべきだと考えます。また、河津町の人口比率からすると、公共施設が多く、今後更新、廃止という選択をしなければいけない場面も出てくると思いますが、町長が懇談会でおっしゃった本当に必要なものを残すという取り組みを幅広い視点から計画的に進めていただきたいと思います。

学校施設についても統廃合された後、地域にとっては必要な建物であるので、今後の活用を見据えて統合と並行して考えていかなければならないと考えます。例えば見高地区での懇談会での質問があったように、東小学校への接続道路ができることにより、旧朝日幼稚園も含め、新しい活用方法が見出されると考えます。

改めて学校統廃合後の校舎の利用方法の検討も小学校統合とあわせて考えていかなければならないと思いますが、維持、管理も含めお考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 学校の統廃合後の施設の管理といたしますか、活用についてお尋ねだと思います。

現在、学校の統合については検討されている状況でございますが、まだはっきりとした場所等についての検討をされていませんので、それについてはなかなかまだ今の段階ではお答えが難しいのかなと思います。ただ、この間、懇談会で東小の関係が話題になったわけでございますけれども、今後統合された場合、どうしていくかという大変大きな問題であります。小学校については3校一応あるわけでございますので、それについても今後ある程度その学校統合の方向性といいますか、何年までとかという方向性が決まれば話はしやすいと思うんですけれども、現在ではなかなかしにくい状況もあるのかなと。今年度そのある程度位置ですとか方向性がある程度決まってくるものですから、その後には話ができやすくなるのかなと思います。

先ほど議員がお尋ねの東小学校の問題ですね。確かに道路の問題が大きいと思います。今後どうするかですけれども、例えばあの施設を使って何かやるかという場合には、どうしてもやはり道路の問題というのは考えざるを得ないだろうかと、私もそんな感じがしております。ただ、あの施設を使わないということになると、また活用方法が変わってくると思いますが、その辺を見きわめをどうするか決めなければならないと思います。場合によっては公共施設等も使うことよりも売ることも考えなきゃならないことも場合によってはあるかもしれない。いろいろな選択肢があると思いますけれども、その辺は皆さんとまたいろいろご協議しながら、方向性を町として決めなければならないのかな。

ほかの市町を見ましても、結構やはり学校用地とか空いているところが、庁舎の跡だったり、そういう現状を見る現在あります。時代がこういうふうにいる統合されたりですとか活用が図られている中で、やはり今後の公共用地だとか公共建物の使い方というのは大変難しいというか、検討しなければならない、そんな時代に来ているのかなと、私はそう思っております。

以上でございます。

それから、学校の一応現在の施設の状況について、担当の教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、学校の関係、各小学校の学校の体育館、それから、校舎についての説明を始めさせていただきたいと思えます。

まず、東小学校でございますが、校舎につきましては鉄筋コンクリートづくりの3階建て1,791平米、それから、昭和54年10月の完成でございます。体育館につきましては平成元年2月完成で面積は630平米でございます。

西小学校の校舎でございますが、鉄筋コンクリートづくりの3階建て1,789平米、昭和58年8月の完成でございます。体育館につきましては昭和58年3月に完成で面積が766平米でございます。

南小学校の校舎でございますが、こちらのほうにつきましては鉄筋コンクリートづくりの3階建て、面積が3,317平米で昭和57年2月の完成でございます。体育館は昭和62年2月完成で面積は919平米でございます。

東小学校の校舎の関係でございますが、こちらのほうにつきましては耐震補強工事を平成27年に実施をしております。その他の東小学校の体育館、それから西小学校、南小学校の校舎、体育館につきましては、静岡県構造設計指針、同解説による耐震性能の判定により耐震性能がよい建物となり、耐震補強工事は実施不要となっております。

それから、各学校の体育館の関係でございますが、天井落下の防止対策を行っております。西小学校については平成28年、東小学校と南小については平成29年に工事を実施をしております。

また、学校関係でございますが、プールがございまして、東小学校のプールにつきましては平成3年8月、それから、西小学校については昭和49年9月、南小学校については昭和40年8月につくられたプールでございます。プールの耐用年数は一応30年ということでござい

ますので、西小、それから、南小学校は大幅に過ぎているのが現状でございます。補修等を行い、現在使用しているのが現状でございます。

次に、学校施設の管理でございますが、30年度の学校施設の管理事業費としてでございますが、東小学校が費用としまして838万1,636円、西小学校が560万3,019円、南小学校が1,079万51円で、3校合計で2,477万4,706円となっております。

本年度31年度の予算でございますが、東小学校が498万2,000円、それから、西小学校668万2,000円、南小学校が801万2,000円、合計で1,967万6,000円でございます。各学校とも維持修繕等を実施し、良好な学校運営を努めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 小学校が安全な建物だということがよくわかり、維持管理費もこれは今、現状小学校をやっている以上かかるというものは、もう理解できました。

そこで、先ほども少し触れましたが、伊豆縦貫自動車道の完成が早まってくるにつれ、やはりこの建物の利用、やはり小学校の統合と並べて早急に対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、河津町公共施設総合計画という指針が明確にあるんですが、来年更新ということになるということですが、そこに短期目標なども設けてもらえないかと考えております。

これから人口減という大きな課題に向け、今が人口のピークであると認識し、インフラマネジメント計画を作成し、効率よく計画は立てることにより、公共工事の予算がある程度枠ができ、着々とした老朽化したインフラが改善されることは将来の河津町にとって重要であると考えます。先ほどもお答えしていただきましたが、繰り返しになるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の計画的な推進についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の学校の関係でございます。当然縦貫道との関係も含めて、あるいは今後の学校統合の関係も当然リンクしてくると思いますので、そういうことも含めて今後検討していきたいなと思っております。

先ほど教育委員会事務局長が答弁したとおり、学校の校舎については耐用年数60年で、耐震化をされているということで、大体あと20年ぐらいいは大体残っているような感じもします、耐用年数からすると。ですから、校舎については場合によっては活用が図れるのかなと、そ

んな感じもしますし、ほかのものも活用が図れる、体育館についても10年以上図れるのかなという気がします。ただ、プールについては耐用年数過ぎているということもあると思います。それと総合的に今後の維持管理とか、あるいはこの活用についてはこの辺も考えて対応していかざるを得ないのかなと、そういうふうに思っております。

それから、今後の全体の公共施設の維持管理といいますか、そのことをございますけれども、やはり老朽化については、どうしてもやはり必要なものは直さなければならないと私も思っております。ただ、これは全国的な状況がございますんで、やはり国の補助金等の交付がですね、なかなかやはり町単独ではやり切れないという状況があります。通常は大体2分の1ぐらいの補助金が来るわけでございますけれども、それでも町が2分の1となると、相当なまた負担もありますけれども、それによっても最低補助金だけはつかないと、なかなかやはりこの事業は難しいだろうなということを思います。

もう一つは、やはり町の財政からするとやはり計画的にやらなければならないということで、先ほどもちょっと答弁ございましたけれども、今年、来年度と総合計画をつくる中で、それも含めてその後、ローリング計画も含めて今後やはり計画的に財政を見ながらやっていかざるを得ないのかなと、そういうことを思っております。そういうことでお金の関係ですとか、あるいは庁舎の状況、場合によっては優先度が高いものを早くやらなきゃならないということもあるもんですから、とにかく計画的に今後進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。より一層の公共施設の維持管理、また、いろいろな局面での柔軟な対応をお願いいたします。

次に、3問目に入らせてもらいます。

新規事業の広報についてです。

今年度より新規事業として、移住就業支援補助事業や健康マイレージ事業、猫不妊去勢手術費補助金等がありますが、町民への広報を具体的にどのようにしたのかお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、新規事業の広報についての現状についてお話をします。

今、具体的な例としてお尋ねの移住就業支援補助事業ですとか、あるいは健康マイレージ事業ですとか、新年度事業につきましては基本的には広報かわづ等の紙面を通して広報して

ございます。特に新年度事業につきましては始まったばかりですので、まだなかなか周知は難しいかと思いますが、今後も会合ですとか、あるいは機会を見つけて広報していきたいなと思っております。

もう一つは、行政報告で申しましたけれども、年度当初に町政懇談会を行っておりますので、その中で一応全体的な予算的なものはお知らせをしてあるわけでございますけれども、来年度についてはその辺も含めて新規事業については、また違った方法で、そういう中で周知させることができるのじゃないのかなということを思いますので、そんなことを今後工夫していきたいなと思っております。

なお、現状についてはそれぞれ担当課長がございますので、それぞれ担当課長から答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今年度から始まりました移住就業支援補助事業や健康マイレージ事業などにつきましては、町民の皆様幅広く知っていただくためのご協力をいただき事業ということでございます。

町では通常広報していく手段としまして、現在町のホームページ、広報かわづ、回覧による方法で町民の皆様周知をさせていただいているところでございます。また、緊急性の必要があるときには新聞折り込みという方法をとらせていただくときもございますし、毎月開催します定例記者会見、あるいは記者クラブへの情報を提供するなどしまして新聞記事掲載にも積極的に行っているところでございます。

桑原議員の質問の移住就業支援補助事業につきましては、町のホームページや回覧のほか商工会で開催をしました地区懇談会がございまして、ここで町で作成しましたPRチラシを配布をしていただきまして、賛同していただける企業の募集を行ったというようなこともございます。

また、健康マイレージの事業につきましては、特に広報かわづ4月号で紹介をさせていただいております。担当課でも回覧を行い、周知をさせていただいているところでございます。また、このほかにも町の通常の補助事業などは例年広報かわづの5月号で一覧にしてご紹介をさせていただいております。毎年5月に出るということでございますので、ぜひともご活用していただきたいと思っております。

また、これとは別に本町へ転入される方には手続のときに町民生活課の窓口で町の補助事

業制度の一覧、こういうものをお渡ししております。このほかにごみの出し方の便利帳、町勢要覧、あと先般配りましたが防災ガイドブック、こういうようなものも生活に必要な町の情報でございますので、一緒にお渡しをしているというところでございます。

また、転出される方に対しましては、手続の行う担当先の一覧を配布をしまして、円滑な手続が出るように町民の皆様にも周知をさせていただいているということで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 企画調整課長から答弁もありましたが、健康マイレージ事業につきまして、内容も含めまして広報活動についてご説明申し上げます。

内容につきましては、18歳以上の町民または町内に勤務する方で健康づくりに関連した事業に参加するとポイントを付与し、一定ポイントを貯めた方に「ふじのくに健康いきいきカード」の配布及び抽せんにより景品を受け取れるものというものでございます。

広報活動でございますが、3月の定例記者会見にて広報し、伊豆新聞にて4月1日に掲載をしていただきました。あと広報かわづ4月号に掲載、4月3日の回覧にてリーフレットの各戸配布、各種健康教室や介護予防教室、健康づくり食生活推進協議会の総会、各種健診などへの参加者へ趣旨説明並びにリーフレットを配布いたしました。

また、役場、図書館窓口へリーフレット拡大版の掲示、町のホームページの掲載などを行い、参加者の募集に努めているところでございます。

ポイントを貯めて応募いただいた方、5月末現在10名ほどいただいております。また、応募いただいた方に配布している「ふじのくに健康いきいきカード」は参加協力していただいている静岡県内の商店、事業所にカードを提示していただくと割引などの特典が得られるカードでございます。カード協力店への参加につきまして、3月に町商工会、観光協会に事業説明並びに協力依頼を行っているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 猫の不妊去勢手術につきましてお答えいたします。

今年度からの新規事業でございますが、周知の方法としましては4月3日、第1週目の回覧となりますが、そちらで周知を行いました。また、1週遅れましたが、4月9日からホームページの掲載を行っております。また先ほど町長からの行政報告にもありましたが、昨年

度整備しました犬猫などを譲りたい人、飼いたい人との情報交換を行う「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を、今度から教育委員会の図書館ホールに移設しまして、そちらにも張らせてもらいまして、そういったことに興味がある方々に周知をするということで進めております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、広報の現状を聞かせてもらい、十分に広報としては流れているのかなと感じます。でもしかし、新規事業などで周知してもらうために、またより一層多くの町民に見てもらえるように、また引き続き努力していただきたいと思います。

健康マイレージなどは日々の生活に密着しているので、先ほどもおっしゃっていたこともあります。口コミ等、そういうところにもなるべく動いてもらったほうがよろしいかと、あと健康診断のときにその通知をしていただいたり、今、病院に通っている方はなかなか健康診断を受けられない方も多いかと思いますが、そういうところにも個別に説明会を設けてみてはいかがかと思いますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、周知、特に周知をしたものの扱いだと思いますけれども、まず議員がおっしゃるように新規事業ということですので、周知には時間がかかるという面もございます。先ほども言ったように、こちらからできるだけ機会を見つけて広報していきたいなと思っております。特に今年度、町のホームページはリニューアルを予定しておりますので、より町民にお知らせしやすいホームページをつくりたいなと、そんなふうに思っております。

また、回覧板配布による広報でございますけれども、これは町政懇談会でも出たんですけども、やはり量が多くて見逃す可能性があるところのご指摘もございました。そういうことで、しかし、現状では紙媒体でのお知らせが幅広い年齢層をお知らせするにはやはり有効な手段ではないかなということもありますので、実際は紙ベースでどうしてもお知らせが主体になってしまうのかなということもございます。ただ、といってもやはり回覧の数が多いいのも事実でございますので、少し整理できるものは整理したいなと、そんなふうに思っております。それは今後の課題としてお答えさせていただきたいと思っております。

それから、直接説明会を開いたらどうだという話でございますけれども、これは先ほどもちょっと話をしましたけれども、今後町政懇談会のやり方等も含めてですけれども、直接や

はりお話しするような機会がつかれるようなことがあれば、町政懇談会をもう少しこっちに集めるだけではなくて、こちらから出ていくようなことの町政懇談会もあり得るのかなと、例えば出前講座みたいな感じのそんなことも含めて、新しい事業についてはそういう中でお知らせすることができるんじゃないのかなということ、町政懇談会が一応集めることも、どこかへ大勢の人を集めてやる町政懇談会も大事なんですけれども、もう少しきめの細かい町政懇談会的なものを来年度検討してみようかなと思っております。そういう中で、さらに広く周知させていきたいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今、町長が答弁しましたホームページのリニューアルについて、もう少し具体的に申し上げたいと思います。

町では、これまでより一層利用しやすいホームページになるように取り組んできたところでございますけれども、新たに今年度町のホームページをスマートフォンで見やすくなるように改修を行っているところでございます。特に通常利用する情報のほかに、先ほどから出ております新規事業など、新たに知っていただく情報が取得しやすくなりますように、トップページを工夫をするなど、そういう点に重点的に取り組みまして、また現在、ホームページにある膨大な各サイトの見直し、これも行っております。このようなことを作業を進めながら、今年の12月ぐらいにはスマートフォンでも見れるようになるような運用を始めたいというふうに考えているところでございます。

また、これまでと同様にパソコンでもより利用しやすくなるように、構成やデザインを更新をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 新たな取り組みに向けて進んでいっている状況が大変よくわかりました。12月のホームページのリニューアル、また今後の出前講座等、こういうものに期待して質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛君の一般質問は終わりました。

14時まで休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和元年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日私の質問は、次のとおりでございます。

1件目、賀茂地域広域連携会議について。2件目、民泊の状況について。3件目、第29回河津桜まつり経済波及効果について。以上3件でございます。町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず1件目、賀茂地域広域連携会議についてお伺いいたします。

この賀茂地域広域連携会議ですが、平成27年4月より過去20回ほど開催されておりますが、1つ目、この会議はどのような構成メンバーで、目的、また20回もの会議を経てどのような取り組みがなされてきたのか。

2つ目、この会議を通じ、賀茂地域1市5町が広域連携をし、主な締結された事業などがございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の賀茂地区の広域連携会議について答弁いたします。

まず、会議の構成ですとか目的、あるいはどのような議論がされているかということについてお答えします。

この賀茂広域連携会議の構成につきましては、静岡県の中屋副知事を議長に賀茂地区1市

5町の首長と賀茂地区選出の森県会議員が参与として加わり、8名で構成されております。

目的としては、ご存じのように賀茂地区は平成大合併において西伊豆町のみでありまして、他の市町は単独の道を歩むことになりました。しかし、賀茂地区の取り巻く状況は人口減少ですとか少子高齢化といった大きな課題を抱えまして、基本的な住民サービスの低下を招かないように広域連携の中で共通して取り組めるテーマについては共通で取り組み、効率のよい行政を推進する目的で組織が結成されたものでございます。

主な連携ですとか締結事項内容につきましては、具体的な取り組みとしては私が知る範囲で主なものは、消費生活センターの共同設置ですとか、あるいは税の徴収事務の共同設置、地籍調査の共同実施など、まだまだ多くありますが、多くの課題に共同で取り組んでおります。詳細については担当課長より説明いたします。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 大川議員より質問のありました連携の内容ということでございます。

14区分のテーマについて取り組んでいるところでございます。そのうち9区分が行政分野の枠組みで連携が検討されているものでございます。この連携による内容につきましては、大きく3つに大別することができます。地方自治法によるもの、それによらない任意のもの、あるいは県の要領改正等によるものなどがございます。

これまで市町単独では実現できなかったことや効果が上がらなく、協定締結などにより設置され、効果があらわれている主なもの、これが例というふうになりますけれども、賀茂広域消費生活センターの設置、教育委員会の指導主事の共同設置、賀茂地方税債権整理回収協議会、賀茂地区地域包括ケアシステム連携推進協議会、賀茂地籍調査協議会、ほかにもあるわけでございますけれども、このようなものが挙げられます。

あと、このほか県の要綱改正によりまして、局地激甚災害等の場合に公共土木施設災害復旧のときの支援に、被災した町は県の職員の派遣を要請し支援を受けることができるようなことも、この要綱の中で制度化をされております。これにつきましては、当初賀茂地域のみが対象であったわけでございますけれども、この制度につきましてはその後全県が対象になるというようなことで、連携による先駆的な取り組みが進められているということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 消費生活センターの共同設置や税の徴収事務の共同処理においては、河津町も平成26年には84%程度だったようなんですけれども、回収率がこの連携により平成29年度は91.9%と、かなり徴収率もアップしているということをお聞きしております。

先ほど町長がおっしゃっていましたが、この地域は平成大合併で合併ができなかった。それをいかに穴埋めというか県が主導し、市町が広域で連携を深め、今後の人口減少による行政サービスの低下などを少しでも防ぐべく会議なのかなと私自身も捉えさせていただきました。

この会議の中で検討課題の1つとして、県内公立大学である静岡大学、静岡県立大学、静岡文芸大学との自治体、大学との連携というものがあります。中でも静岡県立大学、静岡文芸大学は、今年度より観光学部が開設され、静岡県立大学では観光関係の人材の育成のため、インターンシップを単位認定のため10日間程度、賀茂地域での連携を学生に実施させたい。また、静岡文芸大学においては、今年度から観光文明学部が開設され、実際のゼミ活動は令和3年からということで、それまでに活動を検討するという事です。各大学とも賀茂地域でのこれからの観光という視点でフィールドワークを行い、この地域での観光の魅力や掘り起こしを学生と自治体が連携を図る。それを誘致するためには各市町が、そのような提案を積極的にしていかなければ連携を図れないと会議ではおっしゃられております。まだまだそれに対しての提案をされている自治体はないように思われます。

そんな中、当町においては河津桜があります。これからのAR拡張現実、VR仮想現実を活用し、オフシーズンでもスマホやタブレットを原木や桜並木へかざすと、河津桜まつりの一番美しい桜の映像が見られたり、また、インバウンド対策としてスマホをかざすと多言語で案内が出るような提案をし、大学と連携してそういったものを開発すれば話題づくりにもなり、全国に発信し、観光誘客につなげられるのではないかと。また、各大学のゼミ合宿、インターンシップなどで学生さんたちが流入してくれば町も元気になるし、活気あるまちづくりができるのではないのでしょうか。

新しい観光開発のため、県内公立大学との連携推進ができないものかお尋ねいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、前段の広域圏の関係について若干触れたいと思います。

先ほど広域圏の賀茂地区広域連携会議のことについて触れましたけれども、その中で特に

税の徴収の関係のことを議員がおっしゃいましたけれども、これはきょうの行政報告でも述べてございますけれども、賀茂地方税債権整理回収協議会というのを1市5町でつくっております。これは当初は県の職員を派遣をいただいて指導受けた中で発足をしております。現在は県の職員は1名指導受けておりますけれども、一応来年度からもし続けるとなると、多分市町の単独でこの協議会を続けてくるようになるのかなと思っております。特にこの事業で私がいいと思うのは、各自治体の職員はほかの町に行って仕事、徴収事業、作業をしている現実がございます。河津から例えば南伊豆へ行くとか、松崎から河津へ来るとかという形でお互いに交流をしながら、そして、債権等の回収に努めていると、そんなことがありますんで、勉強にもなるし、ある面では違う町でそのいろいろなやり方を学ぶこともあるということで、かえってほかの町だと回収しやすいということもあるみたいでございますけれども、そんな仕組みの中でこの協議会を進めております。

それから、もう一つは、この町協議会等で回収できないものについては、県のほうにも地方税滞納整理機構ってございますので、そういうもの大変難しいものについては、またそういうところにあげてまた回収をしているということで、それが徴収率アップに少しつながっているのかな、そんなことで広域圏の役割もほかのことも含めてですけども、少し効果として上がっている面もあるのかなと思っております。

それから、2点目の広域圏の連携会議の中で大学との連携についてお答えしたいと思います。

これは昨年12月18日に静岡大学と静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂1市5町の相互連携に関する協定を締結いたしました。そういう中で、まだまだ始まったばかりで実際のところ連携がなかなかできていないわけでございますけれども、ちょっと今の件と離れるんですけども、その学生との学校と連携という面では、河津町は昨年来、伊豆縦貫自動車道の河津町内インター周辺の活性化対策について検討を重ねております。そのワークショップの中で、日大三島の国際関係学部の学生さんに協力いただきまして、町歩きですとか会議に教授の指導のもとに参加していただいております。このワークショップも夜間の会議が多いわけでございますけれども、分科会等にも参加していただきまして、また、発表していただいたり、大変大いに参考になっているなど私は思っております。

そういうことで私たちだけではなくて、それぞれの世代で感じるものが違うと思いますし、また、外部から河津を見てもらうこともできますんで、この例では日大でございますけれども、新鮮であり、今後も協力いただければお願いしたいなと思っております。

また、広域連携の各大学につきましても、今のところ連携の予定はございませんけれども、今後まちづくりを進めていく中で連携してやることがあれば検討したいなと思っております。特に大川議員のお尋ねの連携する大学と観光的な分野の学部等が設置されると取り組みやすい面もあるかと思しますので、今後はその活用法、あるいは連携等についても考えていきたいなと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） そうですね、インターチェンジの関係で日大の国際関係学部が今、入って一緒にまちづくりを進めているということもお伺いしました。やはり僕ら世代がいくら若い、若いとはいえ、もうITの関係にだんだんついていけなくなるのかなという部分が非常にありますんで、やはりこれからのそういう大学生、若い年代の発想というのは、もう僕らからすると本当に未知なるものというか、やはり違う観点から町を見ていただいて、まちづくりを進めていくというのは本当にいいことだと思いますので、当町としましても8月にも青山学院との連携などもいろいろ大学さんとの連携というのは今やられているとは思いますが、ちょうど広域連携会議でそういった県内公立大学との連携という部分の話もあったものですから、ぜひちょうど観光の面で協力ができ、まちづくりができ、新しい魅力ある観光ができれば、より一層外向けの発信ができるのかな、そんな思いがあったものですから質問させていただきました。

続きまして、2件目、民泊の状況についてお伺いいたします。

昨年6月15日に民泊新法が施行開始されました。施行開始され1年が経過いたしました。この背景には大都市圏でのホテル需要が追いつかない中、闇民泊でマンションの空き部屋などをインバウンドへ貸し出し、夜中の騒音やごみ出しの問題での近隣トラブルなど、闇民泊に対しての多くのトラブルをその当時、多くのマスコミが報道していたのを思い出します。そういったものを取り締まるべく民泊新法が施行開始されました。

また、それとは別に田舎においては農家や漁村での体験をするため、農家民宿のようなものを農泊や民泊といった呼び方になり、田舎の地域おこしの1つとして進められております。もともと民宿や旅館業の盛んな当町において、この民泊新法施行後1年の間に町内での民泊と言われる施設の届け出はどのくらいあったのでしょうか。また、今後民宿や旅館業、観光業の盛んな当町における民泊の取り扱いの方向性をどのようにお考えか。

1つ目、現在の民泊の届け出の状況、2つ目、今後町として民泊取り扱いをどのように進

めていくのか、この2点をお伺いたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま大川議員の民泊の状況について、1つ目は民泊の届け出の状況、2つ目としては今後の取り扱いの方向性についてということだと思います。お答えします。

大川議員がおっしゃっている、昨年新たな宿泊の受け入れ施設として民泊新法が施行されました。町内の状況については、私は少数であると聞いておりますが、今後も増えていくと予想される外国人の観光客の受け入れなどについても対応できる施設として注目されております。後ほど届け出の状況については担当課長より答弁させます。

それから、2つ目の民泊の取り扱いの方向性でございます。

これについては、届け出については当然町が許認可ですとか規制することはありませんので、特に民泊は民泊としての機能や役割を私は強調していただいて、他の宿泊施設と協働して宿泊客に誘客を図るような、そんな民泊だったらいいなと思っております。特に民泊についても町内のほかの宿泊施設と一緒に協働で誘客宣伝等を行っていただきたいというふうに思っております。特に来年、2020年ですけれども、東京オリンピックがこの地区で開催されるわけでございますけれども、さらに来年もそうなので、その後も外国人観光客も多分ふえると予想されておりますので、それぞれお客さんのニーズに合った宿泊施設を選ぶ選択肢が増えることということで、私はよいことではないかと思っております。

それでは、届け出については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 届け出受け付けや監督につきましては県の賀茂保健所が窓口となっております、昨年6月からの本制度でございまして、現時点ですと、その登録情報につきましては県のホームページで公表しておりますオープンデータ、こちらで取得することができました。それによりますと、最新のものが31年度の3月期のものございまして、県内で139施設の届け出がありまして、河津町内につきましては2施設の登録があることを確認しました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） すみません。今、1施設、2施設、すみません。はい。町内においては、じゃ、2施設の登録状況ということで承りました。

民泊は住宅宿泊事業法という法律で、簡単に言うと、住宅の空き部屋をお客様とマッチングして貸し出すという形ですよね。最近町内でもだんだんゲストハウスという、いわゆる宿泊施設が見えてきました。ちょっと調べたんですけども、ゲストハウスというのは、簡易宿泊所で、旅行業法における旅館・ホテル、下宿、簡易宿泊所の1つになるようです。町内のゲストハウスを経営されている方にお話を伺うことができたんですけども、宿泊される方の90%が外国の方で、日本の方は10%にも満たないそうです。また、そのほとんどの外国人の方は公共交通機関を使い、まれにレンタカーの方もいるそうです。利用者の国籍はアジア圏が主で、特に中国の方が多いそうです。また、夏の時期は海を求め、欧米の方も増えてくるそうです。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、そんな中、来年には山向こうでオリンピックが開催されます。当町においてもどういうことが起きるか正直わかりません。例えば空き家、マンション、アパートなどを外国人の方が買って、河津はちょうど桜もあるし闇民泊をしようなんていうやからもいるかもしれません。特に狙われやすい環境にあるのかなと思います。今回警鐘という意味でも今、質問をさせていただいております。

今後ともそういう防護策なども検討していく必要があるのではないのでしょうか。町の見解はいかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、大川議員がおっしゃったように、民泊というのも3つの種類があります。大川議員がおっしゃっているのは旅館業法という簡易宿舎のそれを民泊と言っているもんだと思う。あと2つは国家戦略特区による民泊もございます。あるいは住宅宿泊事業法による民泊もございます。特に旅館業法を除きますと、やはり宿泊日数が規定されたりとかいろいろな規定があるようでございますけれども、それぞれ監督官庁が違ったりするものですから、特に旅館業については厚生労働省が所管になると思います。そういう中で特に民泊で一番心配されるのが近隣の方々とトラブルと申しますか、その辺が大きな問題があるのかなと思います。

そういうことで、現実的にはその場になってみないとわからないわけですが、特にそういう許可を得ているのか得ていないのかとか、実際のことが起こってみないとなかなかわからないわけですが、今のところ河津町は2件だそうでございすけれども、ちょっと見てみましたが、実際的には登録だけされて、まだ営業されていない方がいるのかなという感じもします。ただ、私が知っている先ほど言ったゲストハウ

スの方も、峰の方もよく知っているものですから、いろいろお聞きしたりするんですけども、本当に外国人の方が多いなという感じもしますし、そういう方にとってはああいうゲストハウスのようなものが大変泊まりやすいのかなという感じもしていますし、いろいろな選択の幅があるだろうなと思っております。

とにかく対象としては現実の問題として、ちょっと起こってみないとわからない状況がありますけれども、事前にこうやって今日もそうなんです、知識を入れておくことが大事じゃないのかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） やはり河津町は観光が第一という町でありますので、現在の正規に旅館業、民宿、ゲストハウスなど、宿泊業を営まれている皆さんを守るためにも、今後町もご検討をいただけたらありがたいと思います。

続きまして、3件目、第29回河津桜まつり経済波及効果についてお伺いいたします。

先ほど同僚議員の方と重複する点がございますが、ご容赦ください。

3月に出されました第29回河津桜まつり経済波及効果は、最新の河津桜まつりに来町されたお客様のニーズ、データがとられており、非常に参考になる資料だと私、感じました。3月28日の伊豆新聞にも掲載されていましたが、先ほど同僚議員の方もありましたけれども、河津町における経済波及効果は27億2,300万円、伊豆半島地域における経済波及効果は212億円という改めて河津桜まつりが地域を牽引しているのは最新データでも明らかになったのですが、問いの中の来場回数で初めての方が28%、主には若い方々でした。また、43%の方々が複数回、4回以上の来訪されており、50、60、70代の年配の方々の半数は複数回お見えいただいております、また、再訪意向でもお答えをいただいた95%の方々が再訪意向を示しており、今後の祭りのあり方により、リピーターとして祭りの来場を期待でき、次回30回を通過点とし、さらなる発展ができるように思われます。

まず1つ目、町としてこのデータベースを利用し、今後どのように活用し、リピーターのお客様をふやしていくのか。

2つ目、第30回河津桜まつりの取り組みに向け、どのようにこのデータを活用していくのか、2点ほどお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それではまず、最初の活用方法、それと2つ目の第30回に向けての取

り組みについてお答えします。

まず、データの活用等についてでございます。

この調査でございますけれども、河津の観光と言えば、河津桜でありまして、1カ月のお祭りに多くの観光客が訪れ、大変なにぎわいをもたらしますけれども、先ほどもほかの議員の方に申しあげましたけれども、波及効果については約18年以上前の数字がございまして、それ以後、波及効果はやっていなかったものですから、経済波及効果を今回、第29回の河津桜まつりで行った、そういうことでございます。

その結果でございますけれども、大川議員も申しておりますが、多くの方々が伊豆半島の伊東、熱海、東伊豆から南伊豆町まで7市町に立ち寄っております。その中で支出額の買い物や飲食に占める割合が60から76%を占めておりまして、消費額では伊豆半島全体では1人当たり約6,800円となっております。

先ほど議員がおっしゃったように総額で212億円の経済波及効果があると報告されておりますが、河津町だけでも約27億円と、そういうことで推計をされております。特に賀茂地区各市町が人口減少が加速する中で、やはり観光業を基幹とする地域経済の活性化、あるいはその力を拡大していくといたしますか、そういう上で観光団体ですとか、やはり広域的に連携を広げて集客力を高めるといのは、本当、今後従来以上に重要性を増してくるのではないのかなと、そういうふうに思っております。

特に私が今回の経済波及効果の調査で注目したのは、若い人が海外の人がもう一度来たいというリピーター志向を持っている点でございます。そして、約7割の方が議員もおっしゃいました2回以上お祭りに来ている点でございます。そういうことで、これから若い人と海外の人を増やして、さらにリピーターを広げていくというのは祭りの一つの今後の方向性としてあるのではないのかなと、そういうことをこのデータが示しているのではないのかなと思っております。

今、言ったようにですけれども、今後のことですけれども、お祭りの運営の鍵として、いかにやはりリピーターを増やすか、また、河津桜を、河津を好きになってもらって、河津ファンになってもらえるかが大きな運営の鍵になってくると思います。

ことしの第29回のお祭りでは、おもてなしの気持ちを伝えようと、多くの町民の協力を得て、各地でおもてなしを実施いたしました。今後もおもてなしを通して、国内外の人たちに気持ちよく帰っていただけるようなお祭りにすることがとても大事ではないのかなと思っております。

次に、来年の第30回の桜まつりの取り組みについてでございます。

来年は第30回の記念すべきお祭りになります。桜まつりの実行委員会で現在プロジェクトを組みまして検討されることになっておりますので、大いに盛り上げていただいて、町民の支持も得ながら盛大に行われるよう期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） ちょっとこのデータで、ちょっと僕見落としたのか、インバウンドに対しての状況がなかったように思えたんですけども、それは違ったのかなと思うんですけども、すみません。今、町長がおっしゃったように若い方、インバウンドの方々がリピーターにつながれば、この年配の方々と同じように河津桜はリピーターの方が多いよという形にこれからも進めていけば、本当に経済波及効果、河津はもちろんのこと、この伊豆地域においてもやっていけるのではないかと本当に感じる資料でありがたく思いました。

また、来年は特に隣町の先ほども申し上げましたが、伊豆市でもオリンピックが開かれるなど、インバウンドに対しての国の目標も2020年は4,000万人の来訪を目指しており、今後多くのインバウンドの方々もお見えになることと思われまます。

前回の一般質問でも町長の答弁でもいただきましたが、第29回大会では観光協会に外国人対応のコンシェルジュなどを配置し、インバウンドに対してのインフォメーションやおもてなし対応は少しずつではありますけれども、できてきているのかなと思われまます。今後の桜まつり対応はもちろん、来年のオリンピック対応、また通年を通じての対応としても、さらに一步先に進むようなインフォメーション事業として、町が翻訳機を購入し、まずは公共的な施設、いずれは希望される町内の商店への貸し出し、購入の補助などをご検討いただけないでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） インバウンド対策としての翻訳機の貸し出しという点だと思います。

大変いい意見だと思いますが、私はお客さんに例えば言葉は伝わらなくても、できれば直接相対で対応することがとても大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。確かに十分な意思疎通は難しいかもしれませんが、やはり特にお店などで使う言葉については、基本形があると思っておりますので、最低限の言葉ができれば済むのではないのかなと思っております。言葉にしてもメニューなどの書いたものによる、身近な外国人対応ですか、まずそういうことから取り組むことが大事ではないかなと思っております。とにかく町民の

方には臆せず、できるだけ声を出して対応することがまず入り口ではないのかなと思っております。

議員の翻訳機の貸し出しでございますけれども、必要な場合には私も持っているんですけども、携帯電話のアプリがありますので、それを使ってもらうのも一つの対応の仕方ではないのかなと思いますので、貸し出しまで行わなくても私はよいのではないのかなと思っておりますし、基本はやはり相對というのが何より基本だと思いますので、そういう使い方もあるかと思っておりますけれども、そんなことでこれから多くの外国人が、観光客の訪れる、多分桜まつりもお祭りになると思いますので、今まで以上の対応が必要になってくると思います。

先ほど議員がおっしゃいましたけれども、ことしの中国人対応の臨時職員採用などは、本当に重要性を感じた点が多くありました。今後の対応についても、今後実行委員会と話し合っていて進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 確かに翻訳機まではというのはあるんですけども、実際町内商店で、僕ら年代は外国の方としても臆することなく対応できるんですけども、うちの親世代になりますと、どうしても実際対応ができないというか、もう怖がっちゃって前に出れない、そんなのもあるものですから、なかなかそういう形を導入するということはできないのかもしれないけれども、観光地としてのグレードアップの1つとして、また今後ご検討いただければと思います。

また、最低限インフォメーションである観光協会なり公共施設であるバガテル公園や踊り子温泉会館とか、そういうところでの公共施設のインフォメーションというか、そういう形で少しでもそういったものを取り入れられたら、またいいのかなと感じております。

次の質問に変わります。

先ほど第29回河津桜まつりの経済波及効果についての私インバウンドがなかったんじゃないかなというのをちょっと、インバウンドに対しての回答がなかったのかなと思っていたんですけども、5月23日に伊豆新聞の記事で下田市観光協会が3月3日から24日までの間、下田市を来訪された外国人旅行者を対象に、動機調査をまとめたという記事が掲載されました。

その調査書を取り寄せましたら、河津にとってはすごくうれしい結果が幾つかありました。例えば下田の認知経路、メディアというところでは、65%の方は日本で体験したいことをイ

インターネットで検索する中で、伊豆や下田のことを知ったということでした。インターネットでの情報発信の重要性が改めて強いと感じられました。また、10%の方が本、ドラマ経由で川端康成の小説「伊豆の踊子」の舞台をめくりたいということでした。また、下田の目的ランキングの中では、時期的なこともあるとは思いますが、トップが28%の方が河津桜を見たい、そのほか、川端康成の「伊豆の踊子」の舞台を見たい、河津七滝を見たい、本物のワサビに興味など、ベスト5のうち3つが河津のものが入っており、これをさらに生かし、インバウンド誘客に努めていかなければいけません。

中でも、ロケツーリズム的な要素も含む川端康成「伊豆の踊子」の舞台でもある湯ヶ野地区を、改めて観光地としてグレードアップさせていく必要があるのではないのでしょうか。町の意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの下田市における下田の認知経路メディアの件でございますが、その目的ランキングの中で上位5つのうち河津に関するものが河津桜、あるいは「伊豆の踊子」、河津七滝やワサビなど3つが入っているということでございます。

確かに今後、外国人誘客施策として大変注目されるヒントであると思っております。特に今後伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺も含めて、現在も行っておりますけれども、上地区の活性化等の問題もありますので、そういう中でインバウンドについても、こういう点も含めて十分考えた上で推進していきたいなど、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） そうですね、やはり上地区部はこれから、この間、先ほども申し上げたんですけれども、ゲストハウスの方とお話ししたらやはり湯ヶ野地区の雰囲気はここら辺にはないということで、非常にやはり活性化をしてもらいたいというお話をされてしまったので、また本当に観光地のグレードアップの1つとして、今後ご検討いただければと思います。

次世代の私たちの子供たちに引き継ぐためにも、やはり人口減少による税収を補うにはやはり交流人口を増やして経済を元気にしていかなければいけないと思いますし、来年のオリンピック、また第30回河津桜まつりを通過点にして、さらなるリピーターの獲得、またそれらのチャンスをしっかりとつかみ、みんなが儲かるまちづくりをしていけるようお願いをし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 1 番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

15時まで休憩とします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） 3 番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊昌昭君。

[3 番 渡邊昌昭君登壇]

○3 番（渡邊昌昭君） 3 番、渡邊昌昭です。

令和元年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。よろしくをお願いします。

なお、私の質問は次の3件です。

1 件目、町道大鍋・寺ノ上線、通称大鍋林道の整備についてです。

2 点目、遊休農地の減少対策です。

3 件目、伊豆縦貫自動車道河津 I C 周辺の整備についてです。

以上の3点について質問します。町長、担当課長の答弁をよろしくをお願いします。

1 件目、町道大鍋・寺ノ上1号・2号線、通称大鍋林道の整備についてです。

町道大鍋・寺ノ上線は県道115号、湯ヶ野・松崎線の一部であり、平成当初、河津町大鍋地区から松崎町池代地区までの国有林地内を結ぶ林道を旧営林署より譲り受け、県の管理によるふるさと林道とする計画があったと聞いているところであります。この移管に当たり、測量が終了した時点から整備が進んでいない。大鍋地区の住民にとっては松崎町に抜ける生活道路であり、ワサビ生産者にとっては圃場に向かう、なくてはならない道路でもあります。近年イノシシや鹿といった有害獣による落石や風水害による倒木、土砂崩れ、落石の恐れな

どにより一般車両は通行止めとされていますが、オフロードバイクや四駆の車両はこの林道を楽しんで通行し、その様子をインターネットやSNSにアップし、楽しんでいるところもあります。

毎年現物支給により受益者が舗装整備を実施しているところではありますが、着々と舗装距離が延び、通行しやすくなっていますが、松崎町は既に町の境まで舗装がなされており、河津側はまだ未舗装部分が多いのが現状です。町として、この道路の現況についてどのように考えているのか質問します。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の町道寺ノ上1号線・2号線、通称大鍋林道の整備について考え方を答弁いたします。

まず、いきさつについて説明をさせていただきます。

過去のいきさつについて、町及び県の対応について調べてみました。平成5年に国有林道大鍋線の町への払い下げを受けております。町道として管理すると同時に、県に県道として整備するように要望していたところ、県道での整備は困難とされまして、ふるさと林道緊急整備事業での推進が当時は示唆をされました。平成6年度に概略計画を行いまして、全長4,620メートル、幅員8メートルの2車線の林道が計画をされまして、その後も平成7年度から10年度にかけて環境影響調査を行い、平成11年度には社会環境調査、交通状況調査、事業効果の検討を行いました。事業費が当時のお金でございますけれども、103億円になるということで事業の見直しが行われました。見直し案では、現道を拡幅改良し、バス1台が通行可能な線形のよい1車線林道という案になっていますが、地元調整が済んでいないことや予算の縮減等で、現在はその事業はとまっているという状況でございます。

今後の課題としましては、国有林から払い下げられました町道を林道にして国から補助がもらえるか定かでないところでございます。県道、今の松崎線が現在も幅員が細いまま未改修であったり、あるいはこちらの改修が終わらないと新しい林道が開設してもそこまでの間にバスが通れないというような課題があると聞いております。調べた経緯については、このような状況であったと思われま。

お尋ねのふるさと林道事業につきましては、県の単独事業でございます。林道管理者である町と県が協定を結びまして、県が代行して林業整備を行う事業でございます。現在の道は町道となっておりますので、林道として整備をする場合は町道を林道にする必要があるなど、制度上の難しさもあるかと思っております。ただ、町としてわさび田のほうへ向かうための

必要な道路であることから、通行するための基本的な管理は原材料支給など、現状と同じような形で今後も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

大鍋区からの要望により現物支給が毎年なされていますが、作業を実施している受益者も高齢になっております。現状から早急の対応をお願いしたいと思っております。

今後も現在のような方法で整備が続けていかれるのかどうか、今後の整備についてはどこまで現物支給をしてくださるのか、予定的にはどの辺までが計画的になっているのか、現在は私たちワサビ沢まで行く途中までは整備されておりますが、その上は整備する計画はないのか、その辺について回答をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 現状としては、まだ方向性がはっきり決まっていないというのが状況でございます。

今後も区から要望等を受けまして、現在の原材料支給制度の整備につきまして、大変皆さんもご苦労かと思いますが、現状では町全体でやっている制度でございますので、現状の制度でお願いをしたいと思っております。

なお、そこにつながる生活路線であります地区内の県道湯ヶ野・松崎線の部分については、今後も県当局に整備継続を要望したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 県道115号線については、現在大鍋区としても2車線の要望を出しているところでございます。そして、今後伊豆縦貫道天城越えルートがなされれば、工事に入れば、あの道路が、115号がその工事用道路、これも兼ねることになると思いますので、一層の整備がされていくと思われしますので、その辺についても町のほうからもしっかり整備をよろしくお願いしていただきたいと思っております。

その大鍋林道ですけれども、1808年、初めて河津町でワサビを定植し、世界農業遺産であるワサビ沢に向かう現在の林道なんですけれども、それについては先ほども言ったようにオートバイもいっぱい来る。いろいろな観光客もそれを見に来るということが予想されます。そんな状況の中で町としては、県にふるさと林道計画というのをもう一度思い起こしていた

だいて、県に移管していただけるというような計画はないのでしょうか。さらに伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大鍋林道のふるさと林道としての県への移管という話でございます。これは先ほども触れましたけれども、ふるさと林道につきましては県の単独事業として、県が代行して林道整備を行うものでございまして、林道管理者は町になります。また、ふるさと林道として整備する場合には、繰り返しになりますが、町道を林道にする必要がありますが、制度上の難しさがあります。なぜかといいますと、普通林道を町道にするというのはあるんですが、なかなか町道を林道にするというのは、なかなかケース、私はないのかなと思っておりますけれども、このふるさと林道の事業をするためには、町道を林道にしなければならないというそういう大変制度上の難しさがあるのかなと思います。特にこの制度につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、私のほうから現状の制度について概略の説明をさせていただきます。

自治省、今で言うところの総務省になります。そちらと林野庁と国土庁、こちらも今で言うところの国土交通省になります。こちらの3省庁による森林山村検討会におかれまして、林道の整備を促進するために臨時地方道整備事業債による地方単独事業として、ふるさと林道緊急整備事業が提唱され、静岡県では社会環境基盤重点林道整備事業、集落間林道整備事業として実施しております。ただし、臨時地方道整備事業債を活用していた、この事業につきましては平成24年度をもって臨時地方道整備事業債が廃止されたため、平成25年度からは総務省の地域活性化事業による国土保全対策事業として同率の起債を充当して継続されているところであります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） いろいろな補助金があるかと思いますが、難しいのは大分わかってはきたんですけれども、林道を何とか整備したいということで受益者の皆さんにも頑張っていただきたいと思いますので、今後も現物支給のほうをなるべく早目に、多くの現物支給をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いての遊休農地の減少対策について質問します。

農業従事者の高齢化や遊休農地の拡大など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増してお

り、遊休農地が特に目立つようになっているのが現状です。農業者と言えば、農協という言葉がすぐに浮かびますけれども、農協の正組合員、農地を3アール以上または90日以上農作業の実施、これですけれども、これが正組合員になるための条件なんだそうですけれども、10年前までは河津町内に1,184軒の方が農協の正組合員でした。現在ではそれが998件、ここまで下がっているのが現状です。

先日行われた河津町農業経営振興会の会員、これについても101軒、111名、そして、農業センサス事業、これについては販売農家が185軒、専業農家が75軒という数字ですが、これも過去何年か前の資料ですので、減っているものと思われます。また、認定農業者、これについても45名ということで非常に少ないという現状です。

また、賀茂農林事務所の調べで平成17年の河津町の農業算出額は13億2,000万円、このようになっておりますが、平成29年には6億9,000万円とほぼ半分になっているのが現状です。

そんな中で遊休農地の現状についてですが、平成28年度に河津町農業委員会が農地法に基づいて行った遊休農地の利用意向調査において、静岡県農業振興公社、農地中間管理機構ですね、の農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があったのか、また、農地中間管理機構が農地を借り受ける基準に適合した農地、これがどのくらいあったのか、そして、それが借り受けたいということでのどのくらいの数のマッチングがあったのか、その辺について回答をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遊休農地の減少対策について、特に県の農業振興公社による遊休農地の利用意向調査の結果と、それを受けての状況についてお答えいたします。

この制度を使つての遊休農地対策の状況については、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、私のほうから意向調査の状況のほうを説明させていただきます。

平成28年度の調査では遊休農地が54ヘクタール、荒廃農地が175ヘクタールでありました。そのうち遊休農地の所有者に対し、利用状況調査を行い27ヘクタール分の農地所有者の方からご回答をいただき、そのうち農地中間管理事業を利用すると回答があった農地の面積は13ヘクタールでした。そのほか、自ら耕作をすると回答されている農地は13ヘクタールございます。

この情報を農地中間管理機構へ提供したところ、全ての農地について農地中間管理機構が農地を借り受ける基準に適合しない旨の連絡がありました。中間管理機構が借り受ける基準としましては、優良農地にもかかわらず耕作されていないような農地で、例えて言うならば平野部において圃場整備がされているような農地になります。こちらは全国的な基準となるため、町内では借り受け基準に達する農地はないと機構のほうからは言われております。また、伊豆地域でも借り受け基準に達する農地はないというふうに言われております。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りについて農地中間管理機構が出し手である所有者から農地を借り受けて集積し、地域の担い手である受け手に対して配分する事業です。この借り受ける基準に達していないと判断された農地についても、この事業を利用して遊休農地の解消を図っているところであり、平成29年度に1件、11アール、平成30年度に2件、24アールございました。また、農地の利用権設定の満期時にこちらの農地中間管理事業への切りかえを促しているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 私の農地も適合しないという回答をいただきましたけれども、伊豆地区の中では適合しないという畑が多いというのは非常にショックではあります。

そんな中で、県や町が農地の集積、集約化というのを進めているところではございますが、高齢化が進み、専業農家を増やし、利益を上げるということは現在容易ではないことと思われれます。幹線道路の沿道や通行量の多い場所での遊休農地は、決してイメージのいいものではございません。農地のオーナー制度、都市型市民農園の推進や農地の集積、集約を進めること、中間管理機構を使ってという意見が難しいかとは思いますが、専業農家を受け入れることや観光や野菜づくりが趣味の人たちを取り込み、さらには定年退職後の仕事として、または家庭菜園の余った作物を販売して副収入を得るという方策がとれるのであれば、少しでも多くの農地を利用してもらうことができるかと思えます。

昨年度より計画している河津桜切り枝の販売は、それらの対策として有効であると思えます。今後その他の農産物について、町として推奨する品目の計画、これなどがございましたら回答願いたいと思えます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の農地利用拡大施策についてでございます。

遊休農地対策というのは、大変私も重要な部分であると思っております。確かに農家の減

少ですとかいろいろな問題がございます。その中で特に遊休農地が広がっていくということは、特に観光地としてのイメージの損失にもつながると思っておりますし、現在その農地が整備されて、例えば水田等の風景を見ますと、大変いいなという感じをしますし、本当に第1次産業の中で農地の維持というのは大変なんですけれども、とても大事なものであるなということで、生産だけではなくて景観的にも大変大事な産業ではないのかなと、そんな思いがございます。

ただ、渡邊議員が言うように専業農家が減っているということも事実だと思いますし、これからどうやって農地を維持していくかということで、私もいろいろ考えてみましたが、その中で出てきたのが桜の切り枝の商品化ができないかというのが私の考え方でございます。それは1つは、遊休農地をそのことによって労働力で何とか農地として維持できるんじゃないのかということと、あともう一つは、販売として収入を得ることができれば、それこそ意欲につながってくるのではないのかなと、その2点でございます。特に商品化の検討委員会の中で話されている中では、退職する方がサラリーマンであったりして、数年前から植えることによって退職後にその桜の木が大きくなって、それで農業が継続できるというような、そんなことももっと前もってそういう対策を進めたらどうだろうか、そんな意見もございました。

そういうことで、今後でございますけれども、特に町としては切り枝の商品化、特に河津ブランドである河津桜の切り枝の商品化について遊休農地対策、あるいは所得向上などの効果が認められると思っておりますから、さらに進めていきたいなと思っております。特に有効な手段として、やはり退職者が農地を維持する、管理の上でも大変いい制度だと思いますので、今後も補助制度ですとか、そういうものを利用しながら、ぜひこの制度を利用して多くの方に植えてもらいたいようなことを、これからも推進していきたいなと思っております。

ただ、この河津桜の切り枝の商品化も幾つかの問題もございますので、それを少しずつ解決しながら、場合によっては第3次産業の観光業者の方たちにも協力いただいたり、あるいは地域の方たちの協力をいただいて進めなければならないのかなと、そんな課題を持っておりますけれども、ぜひともこの河津桜の切り枝の商品化については進めたいなと、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 私も切り枝の販売については非常にいい方法だと思っておりますが、

それに続く第2、第3の切り枝になるべき農産物、これについても考えていただければいいかな、このように考えております。

家庭菜園などでつくられる野菜、これがありますけれども、JAなどによれば購入量は他の地区よりも多いと言われております。ということは、いっぱい多くの野菜がとれるわけですが、販売する方法が少ない。河津桜は観光交流館の売店やJAの朝市のように販売しているところもありますけれども、集荷や回収などの不便さから無人売店を個人または数人で設置し、販売している農業者も多く見られます。上河津地区でも多くの無人売店が見られております。

見高の伊豆太陽市場では、周辺農業者の生産物、これについては販売が年間約1億円ぐらいある、このように聞いておりますし、また、4月にオープンした東伊豆町稲取の「こらっしゅ」では農産物の販売が1日20から50万円を売っている、このように聞いております。

桜の切り枝、旬の野菜など、多くの品目を多くの農業者がまとめ、農業者が活性することが必要だと思いますけれども、高齢化が進む中ですから、きめ細やかな集荷や生産のできるファーマーズマーケット的なものを設置する計画、このようなことは町では一切考えておりませんか、質問します。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今のところ、町ではそういう計画はないということですが、やはりこれは農産物の販売についてはやはり需要がなければならないということもありますし、当然生産の問題もあります。特に生産の問題については一時期に多くの品物が集まってしまうという、そんな難点もあるのかな。なかなか1年中出してくださる方がいないということもありますし、そういう生産者のつくり方の問題もあるのかなと思います。それとやはり、買うほうにしてみると、やはり新鮮なものとか、やはり安全なものという規定もあるような気がします。そういう中で、ただつくればということではなくて、そういうような特色を持ったもので、これからやはり農産物なんかも売っていく必要があるのかなという感じがします。

大変河津のいろいろな農産物の直売所を私も見て回りますけれども、大変いいものもありますし、本当に観光客ではなくて逆に日常的に町内の方が買っているような直売所もあるような気がします。朝行くと、大勢の方が並んでいて、一つの生活の中の野菜なんかを利用していただく方も相当いるんじゃないのかなと思いますし、そういう方も含めてやはり日常的に安定した経営ができなきゃいけないと思うものですから、そんなことも含めて町では特に直

売場等の計画はございませんけれども、できれば民間の方たちが一緒になってやってくれるのが本当が一番いいのかなという感じがします。農家の方々の協力によって、町の給食の部分にも野菜を供給してもらっておりますし、そういう面で安全な野菜を子供たちが食べてもらっている状況もありますし、中には東京のホテルへ出荷している方もございますし、ワサビ農家で東京の飲食店と直接契約をしてワサビを送っている方もいるようでございます。本当に町内の農産物大変すばらしい、いいものが多くあると思いますので、その辺をうまくいいものをつくって、うまく販売できるような、そんな仕組みづくりが大事かなと思っております。それはやはり町だけではなくて、やはり農協ですとか農業者の皆さんも一緒になってやっていかざるを得ないのかなと、そんなことを思っております。

だから、地元だけではなくて、これからは送る仕組みも含めて、いろいろ考えていかなければならないのかなと、そんな時代になっているのかなと、そんなに思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今、町長のおっしゃったとおり、なかなか旬の野菜というのは一時期に集中してしまう、この辺もありますけれども、河津の中でも多くの品目がつくられているのが現状です。

こんな中で一人の人が無人売店とかで出すよりも、やはり多くの人が集まっているいろいろな商品を集めることがやはり集客力にも結びつくのではないかな、こんなふうに考えますので、町もそれに音頭を取ってもらってやってもらえれば幸いかなと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いての質問ですけれども、伊豆縦貫自動車道河津インターチェンジ周辺の整備について、これですけれども、道の駅の設置についてお願ひしたいと思ひます。

昨年のワークショップの意見からも、インターチェンジ周辺の整備については多くの魅力を発信する必要があるとされました。ドライバーや観光客の休憩施設、七滝やジオ、それから、川端康成の「伊豆の踊子」などを中心とした文学などと、広い観光案内、湯ヶ野温泉の利用、先ほど言った地場産品の直売所などの要件を満たす施設こそが道の駅だと考えます。

天城を越えて国道414号線を南下した観光客を呼び込むためにも道の駅が必要であると思ひますし、将来開通の際にはインターチェンジ周辺に設置することで自動車専用道路には休憩施設がありませんので、さらに必要になってくるかと思ひます。

4月に視察を行った東北では、自動車道のインターチェンジから3キロほど離れたところ

に道の駅が農地の真ん中にありましたけれども、大変にぎわっていました。あと3年ほどで開通すると言われている河津・下田区間に天城を南下してきた観光客をそのままインターチェンジから河津・下田道路に乗せてしまっただけで下田方面に向かわせるのではなく、町内に通行してもらおうようにすることが必要だと思います。町としてドライバーに寄ってもらうため、道の駅の設置については考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、道の駅設置についての考え方について答弁いたします。

現在伊豆縦貫自動車道路のインターチェンジ周辺の活性化対策について、2カ所のインターチェンジ周辺の皆様に集まってもらいまして、ワークショップ等を行っております。その中でいろいろな意見が出ておりますけれども、今後いろいろな意見を集約して提案が出されると思いますが、その中で道の駅も一つの選択肢として検討されるんじゃないのかなと思っております。

また、河津インターチェンジ関連でも、例えば湯ヶ野、梨本川横、大鍋、小鍋地区などの上河津地区の活性化も大事であることから、一つの選択肢として考えられるんじゃないのかなと思っております。特に渡邊議員がおっしゃる距離がある程度あっても可能だということになれば、この地区あたりでも考えられることもあるのかなと思っておりますし、今後のワークショップ等の中で、あるいは活性化対策について意見がまとめられれば、その中で検討するような形になってくるのかなと思っております。

それと、逆川インターの周辺の考え方でございますけれども、これは特に直売所等の件については、前々から下田市と共同で何とかできないのかなという思いがございました。というのは、降りる道路が全部下田市へ向かうんですよね。そういうことで下田市と一緒に直売所ができないかなという思いがございましたけれども、現状では下田市との調整ができておりませんので、相手の意向もあるものですから、今後の検討課題になっているということで、両方のインターチェンジも含めて、今後いろいろ検討してみたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 道の駅は今、河津にはありません。そんな中で道の駅をつくるということが多くの観光客の癒しの場にもなるのではないかと、このように考えますので、ぜひとも前向きに検討していただければいいかと思っております。

そして、循環型という形で観光ルートを考えていけば、河津インターチェンジは東伊豆町や下田市白浜地区へも観光する、使用するインターチェンジになるかと思えます。今年の期成同盟会で東伊豆町も入会したということでもありますから、それらの関係機関と連絡調整をどのようにとっていくのか、今後の連絡調整方法とか、どのような考え方でいくとか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 隣接地域との連絡調整と連携についてのことだと思えますので、お話しします。

ことし1月26日に天城北道路が開通をしましたがけれども、月ヶ瀬インターから西伊豆方面へ行くアクセス道路が、これ県のほうで西船原トンネルと縦貫道を結びつけて利便性が増した例が挙げられると思えます。そういうことで、今後やはり縦貫道ができればいいということではなくて、やはり関連するアクセス道路の充実が私は大事ではないのかなと思っております。下田市、あるいは東伊豆町もそうでございますし、今後どうやった形でアクセスをやっていくのかということが大変重要になってくるのかと思えます。

この間、先ほど議員がおっしゃいました伊豆縦貫道の天城峠の期成同盟会に東伊豆町が入っていただいたということで、昨年は西伊豆町が入っていただいて、ことしは東伊豆町に入っていただきましたので、賀茂地区が全部、これ一まとめになりましたので、この13日に東京に、国交省に要望活動行くわけでございますけれども、今回は東伊豆町も行けるということだもんだから、一つの効果も出てきたのかなと思えますし、県とあわせて国のほうもそうなんですけれども、県とあわせてこの縦貫道を中心としたアクセス、あるいは縦貫道本体の促進も含めて、やはり近隣市町と一緒にになって、一つの力にならないとこの事業はなし得ないものだと思っておりますので、今後もやはり近隣市町と一緒に歩調を合わせて、要望活動、あるいは県のアクセス道路の関係も含めて、西伊豆町にいい例があるもんですから、そんなことも含めて今後もその辺も含めて推進をしていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今、町長のおっしゃられたように東伊豆町も期成同盟会入ってくれたということで、インターチェンジ周辺の整備、これについては河津インターチェンジなんだから、河津が頑張りなさい、これではなくて、やはり周辺の市町にも連携をとりながら、ぜ

ひともそれを取り込んで、巻き込んで周辺の活性化につなげていていただきたいと思えます。そうすれば、インターチェンジ周辺の活性化につながる、このように考えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私からの一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問は終わりました。

一般質問の通告がありました4番、遠藤嘉規君、5番、上村和正君の一般質問は明日12日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

あすは定時再開をします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 12 日（水曜日）

令和元年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年6月12日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河津町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第6 議案第25号 河津町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 日程第7 議案第26号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第27号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第28号 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第30号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第31号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 各常任委員会の研修視察報告について
- 日程第15 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君

9番 渡邊 弘 君

10番 稲葉 静 君

11番 宮崎 啓次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	土 屋 晴 弥 君
教 育 長	鈴 木 基 君	総 務 課 長	野 口 浩 明 君
企画調整課長	後 藤 幹 樹 君	町民生活課長	飯 田 吉 光 君
健康福祉課長	稲 葉 吉 一 君	産業振興課長	鳥 澤 俊 光 君
建 設 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	中 村 邦 彦 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	川 尻 一 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 木 村 吉 弘 書 記 大 川 知 寛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、遠藤嘉規君、5番、上村和正君。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和元年第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をいたしましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目は、夜間火災発生時の消防団の招集サイレンについて。

2件目は、天城北道路開通後の影響と伊豆縦貫自動車道整備後に向けた対応について。

3件目は、オリンピック・パラリンピック開催に向けた対応について。

以上、3件でございます。

町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

1件目、夜間火災発生時の消防団招集のサイレンについて質問をいたします。

現在の消防団の招集方法ですが、昨年の春から仕組みが変わりました。日中は招集のサイレンが鳴りますが、夜間はサイレンが鳴らないという仕組みになっております。意外とこの仕組みの変更を、町民の皆さんは知らない方が多いように感じております。

現在の仕組みですが、日中は従来どおりサイレンが鳴りますが、夜間になる夕方17時から、明けて朝8時15分までの間、1次出動のサイレンが鳴りません。そのかわり、消防署から町、正副団長、正副分団長また部長にメールが入り、各団員への連絡は分団内のルールにのっとり、メールを受信した分団長、副分団長が連絡を行い、招集をする。

各地区の区長さんには町が電話で連絡をし、自主防に関しては、区長が自主防の方々に連絡をする。

また、2次出動や3次出動などに関しては、夜間でもサイレンが鳴るというように変わっております。

現状では、夜間の第1報は同報無線のサイレンを鳴らさないという状況ですが、なぜそのようなことになったのか、経緯などの説明をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の質問で、夜間の第1報は同報無線のサイレンを鳴らさないという現状でございますが、このことにつきましては、担当課長より答弁させま

す。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 経緯についてお答え申し上げます。

夜間火災時の1次出動の招集サイレンにつきましては、10年ほど前より、その発令につきまして検討がなされておりました。

その理由といたしましては、夜間での火災において、火災発生地区周辺以外の住民より「やかましい」「目が覚めた」等の苦情のご意見を何度となくいただいたこと。また、夜間火災での消火活動中に、心配の余り、他地区の住民が現場に集まり、消火活動に支障が生じたなどが主な理由となったと聞いております。

サイレンによる発令につきましては、昨年の5月まで運用しておりましたが、翌6月より庁舎の夜間警備について外部委託したこと。また、さきに説明をした過去の経過を踏まえ、現在に至ったところでございます。

この件に関しましては、町民の皆様にはさまざまなご意見があるとは感じておりますが、サイレン発令停止に当たりましては、一昨年前から消防団とも協議、調整を図り、議員の皆様にもご説明をさせていただいたところでございます。また、町民の皆様には広報かわづや回覧等により周知を図ったところでございます。

経緯につきましては以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 10年ほど前から夜間サイレンについては検討課題であったということで回答をいただきました。

また、夜間サイレンが鳴ったときに他地区からの苦情があったとか、それを見に来る人たちが多く集まって、火事の消防団活動に支障があったというようなことで説明をいただきましたが、幸いにも、この夜間サイレンが鳴らないというふうな形でシステムが移行して以降、町内では夜間の火災が発生しておりません。

夜間の消防団招集がサイレンからメールに置きかわるということで考えられる事態というものをお考えすると、当然、深夜ですとか早朝ですとか眠っているときにメールが来ると、このメールに気づかないという部分が考えられるかと思えます。その上で、町は出動を促している。だけれども、起きる起きないは本人次第、気がつかなかったという部分に関しては、これは自己責任だということになってしまいますと、如何ともし難いものがあるなというふう感じております。

また、メールが来るというのが、各分団においては分団長、副分団長、部長と、以降の出動の連絡、分団員に関する連絡に関しては、分団の中のルールに任せるといようなことで、多くの分団ではLINEを使って連絡をするといようなことを行っているようです。

以前は、サイレンが鳴ることで団員本人が目覚めることがなくても、家族の方とかが起きて、起こしてくれたといようなこともできたはずなんですよ。これが、団員への連絡も個別にLINEで行うといようなことになると、以前は、サイレンが鳴ると全員、団員が詰所に集合といことでよかったですけれども、現状の仕組みですと、そもそもメールで正副分団長が起きるといのもなかなか厳しいだろうと。さらに、そこから各分団の団員へ連絡作業をしなきゃいけない。連絡作業をしつつ素早く着がえて、そして車に乗って駆けつけるといことで、かなり煩雑になっているような感じがいたします。

このような状況に関して、町内各地区の現役の消防団員、また、町民の方々とか、そういった方々に話を伺ったんですけれども、もうほぼほぼ話を伺った全ての方々が、現状のその仕組みに関して不安だとい声を聞いております。夜寝ているときにメールの着信音だけで起きるといのは不可能だといような声も聞きました。

町では、そのような声といのが、現状聞かれているといようなことはないのでしょうか。また、自主防に関しては、災害時の対応といことで、自主防との連絡だったりとか、そういった部分の重要性が指摘されている中ではあります、この自主防には消防団のOBとか、そういった方が多く入っているわけですよ。そういった方々に対しても伝わりにくい。夜間に関しては基本的には伝わらないといような伝達手段といのはいかなものかといふふうに思うんですが、町の見解を聞かせてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の中で、消防団員、あるいは自主防組織の不安の声とか、そういう状況等について、少しお話をしたいと思っております。

このような仕組みをつくるに当たっては、先ほど、総務課長から申しておりますが、約10年ぐらい前から消防団等にも協力をお願いしている、そんな状況がございます。その中には、社会情勢の変化といいますか、実はサイレンだけではなくて、通常の同報無線なんか音がるさいといような声も少し出てきているような、社会情勢の変化もございます。

それと、夜間のサイレンについても、出動だけではなくて鎮火の放送なんかもあるものですから、そういう面でも、一部にはそういう方の声もあったといことで、10年来からずっと検討してきた経緯もございます。

そこで、ほかの市町村の状況を見たわけでございますけれども、やはり、もう既に前から夜間のサイレンをやめたところも現実にあるようでございます。

そういうことで、現在の状況を見てみますと、従来のような対応に戻すことは大変難しいのかなという、そんな気持ちもございます。

特に、遠藤議員が心配している第1次出動の関係でございます。この場合には、通常は119番が常設消防の消防署に第1報が入ります。そして、出動して、常設消防が初期消火に当たります。その上で、消防団についても、それぞれの担当分団が、議員のお尋ねの内容で連絡がされると、そういうことでございます。確かに時間差はございますけれども、現場にはまず常設の消防車が駆けつけて対応いたしますので、状況によりいろいろあるかと思えますけれども、ベストでない場合もあるかもしれませんが、いち早く対応できる体制になっていると考えているものでございます。

また、伝達についても、それぞれの団員等の意識に頼るところもありますが、スムーズな行動ができるように、日ごろから情報の管理を気をつけるようお願いしたいと思っております。また、この仕組みについては、団員の声などについて担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほども答弁いたしました。この件に関しましては、町民の皆様にはさまざまなご意見があるのは承知しております。必要があれば、今後の招集のあり方につきまして、消防団と協議をしていきたいと考えております。

消防団は、自分たちの地域を火災や災害から守るという強い気持ちをもった方々で結成をする、地域に深く根差した組織であります。団員各位におかれましては、河津町消防団五訓に掲げてありますように、団員としての使命の重さと誇りを自覚し、その責務及び使命感を持って消防団活動に従事しておりますと、私は信じております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 今、町長と課長に説明をいただきました。

団のほうでも取り組みとしてやっている、承知していると、そもそも同報無線自体がうるさいという声が時代の変化ということで、あるということでもったんですけれども、同報無線の前が、大昔、半鐘でやぐらに登ってかんかん叩いて、消防団の出動を促していたという時代から同報無線にかわって、同報無線のサイレンから携帯電話、スマートフォンへ進化し

ているということで、その進化の流れというのは十分理解ができます。

緊急地震速報なんかも、今では携帯電話に直接来るとい時代になりました。そのかわりに、携帯電話で緊急地震速報を知らせるに当たって、皆さん着信で聞いたことがあると思うんですけども、ものすごい不愉快な感じの音が携帯電話から鳴るんですよ。これに関しては、あえて不愉快に感じる周波数というものを研究した上で、どういう音にすれば携帯電話から緊急地震速報が流れることで気づいてもらえるのかというところにもものすごく試行錯誤をしたというのが、有名な話として残っております。消防団を迅速に招集するということが機能を果たすということであれば、現状のメールのみという招集方法、これを変えるということでも対応も十分にできるのかなど。

東伊豆町では、先ほど、町長、課長も言うておりましたけれども、駿東伊豆消防組合に常設消防が入ったところをきっかけにして、夜間だけではなくて、昼間も消防団の招集サイレンを廃止したと。その中で、日中ですらサイレンが鳴らないというところから、それこそ地域の住民、隣組の人間とか、そういったある程度近い、同じ区の中とかでいうレベルであっても火災が発生したことを知らなかったと、とても不義理なことをしてしまったなんていうようなことで問題になったという話を伺っております。その案件に対して、議会でも質疑が幾度となく東伊豆町では繰り返されております。

そういった中で、東伊豆町では消防団員向けに火災の情報送信をする新しいシステムというものを導入すると、一般町民の方々に向けても新しいシステムを準備しているというようにお話を伺っております。

そういう部分を考えてみますと、河津町でも、サイレンが鳴らないかわりにメールに置きかわって、人が集まらなかったというような不測の事態になる前に、消防団の方々に迅速に情報を伝えるための新しいシステムというものを検討したほうがよいのではというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの対策の検討につきまして、お答えしたいと思います。

先ほども申しておりますけれども、河津町の従来のサイレンの対応については、他市町では過去において停止しているところが多い中、河津町ではできるだけやってきたつもりでございますが、先ほどから種々の理由で、夜間サイレンによる広報及び招集については現状のような形になったということで答弁させていただきました。

これからの対策については、もとに戻すのではなくて、先ほど議員がおっしゃったように、

現状の仕組みの中で、できるだけ経費をかけずに見直すことがあれば取り組んでいきたいな
と思っておりますので、そういうことで、今後対策をしていきたいと思っております。

なお、現状については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 町長のご答弁にもありましたように、もとに戻すのではなく、現
状の仕組みの中で、できるだけ経費をかけずに見直すべきことは見直す方向で進めていき
たいと思っております。

ここで、近隣市町の状況でございますが、お話のありました隣接町以外の市町につきまし
ても、夜間サイレンの未発令に加え、日中につきましても、サイレンによる発令は実施して
いないと伺っております。

ここで、当町の火災発生原因について、過去10年間、平成21年から平成31年4月まで、消
防団の消火等の活動に伴います出動状況につきまして、ご報告させていただきます。

10年間の出動件数は26件、内訳といたしましては、火災出動が20件、捜索5件、水防1件
でした。この20件の火災のうち、野焼きなどの過失により火災発生させた失火に起因するも
のが16件ございました。全体の80%でございます。このような結果から、消防力の向上も当
然のことながら必要不可欠でございますが、何より、未然に防ぐのが必須で、それは住民の
防火意識の向上が非常に重要だと考えております。

地震や風水害などの自然災害などとは異なり、過去10年間の火災出動20件全てが人的要因
によるものでございます。火災は、地域住民や消防団にとっても発生させないのが一番です。
平時から火の取り扱いには十分注意されますよう、この場をおかりして住民の皆様にご理解、
ご協力をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 火事の、実際の過去10年の状況ということで、10年間で火災が20件、
そのうち人的要因の部分が16件で80%ということで、数だけ見ますと、河津の火災というの
が、見ようによってはものすごく少ないなというふうに、正直感じるころではあります。

逆をいうと、町民意識として、そういう火事に対しての意識というのが高いのかなという
ふうに思うんですけども、ぜひ、消防団、意識の高い方々の集まりですので、メールが気
づかなかったから出損じてしまったよというようなことを言う方ほど、とても責任感の強い
方が多いというふうに認識しております。実際、そういう方々のほうがそういう意見を言っ
ているような気がしますので、現状の仕組みの中でということではありますけれども、ぜひ

今後の検討課題ということで考えていただければありがたいなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

続きまして、2点目、天城北道路開通後の影響と伊豆縦貫自動車道整備後に向けた検討ということで質問をいたします。

伊豆縦貫道の整備も、天城北道路が開通したということで、東名高速道路から天城のすぐ北側、いくなれば、すぐ隣まで道路の整備が進んできました。町内においても、河津・下田道路の2期工事ということで、逆川からトンネル工事を始めて小鍋側へということで、日々工事を行っております。

国や県、町、建設業者、そして何より小鍋地区の皆様や大鍋地区の皆さん、逆川地区の皆さんの献身的な協力があってこそで着々と進んでいるというふうに感じております。この道路の整備が着々と進んでいるという部分に関して考えますと、我々が住んでいるこの伊豆半島の南部地域からしますと、まさに命の道であるということで、その命の道が着々と延びていく姿というのは、とても心強く嬉しいことだなというふうに思いますし、日々の暮らしにおいても、沼津や三島に行く際にかかる時間というものが目に見えて短縮しているのかなということで、利便性が大きく向上したというふうにも感じております。

特に、今回開通した天城北道路に関しましては、今年の河津桜まつりの開催前に開通を行うということで、かなり多くの方々の協力があった部分があるかと思いますが、来町する車の数などにも、いい意味で影響があったのではなかろうかと。そのあたりを加味して、天城北道路開通によって、今年の桜まつりなどへの影響というものが、どういったものがあったのかという説明をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの天城北道路による河津桜まつりの影響について、お尋ねだと思います。

まず、その前に、伊豆縦貫道の工事につきましては、それこそ関係地区の皆様には大変ご協力いただきまして、順調に進んでいると聞いておりますので、この場をかりて、まず感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご質問の天城北道路の開通につきましては、本年の第29回河津桜まつりの開幕前に開通をお願いして実現をしたところでございます。

ことしの河津桜まつりへの影響ということですが、詳細な統計資料はございませんが、桜の花の最盛期は、伊豆縦貫自動車道も大変混雑したという話は聞いておりますが、それ以外

は大変多くの方が利用をして、時間的にも短縮されたと思っております。また、従来の道路も混雑時は迂回路的な使い方もできるので、そういう意味では、緩和について大きな成果があったのではないかと想像をしております。

なお、今回の河津桜まつりの実行委員会管理の普通車の駐車場が前年よりも約2,068台増加をしまして、3万1,269台であったと聞いております。これについても、乗用車が増えたということでございますので、伊豆縦貫自動車道の道路延長によりまして、その要因が乗用車が増えているのではないのかなと、私は想像しております。また、これも実行委員会管理だけの駐車場の状況なものですから、民間も入れるとさらに増えたのではないのかなと、そんな想像をしております。

また、国交省の沼津河川国土事務所の資料によりますと、河津桜まつりの期間における天城北道路の開通前と開通後の1日当たりの利用台数比較についてでございますけれども、この資料によりますと、1.6倍の1万7,300台の利用ということで、開通前より1.6倍の人が増えた、そういうことで、利便性を求めて利用されたのではないのかなという話を聞いております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

桜まつりにおいては2,068台、乗用車が増えていると、天城北道路に関しては1.6倍の利用量になっているということで、かなりいい意味で影響が出ているなというふうに感じます。

この伊豆縦貫道整備に関してなんですけれども、昨日の行政報告の中でも、町長のお話の中で伊豆縦貫道整備に関してお話がありましたが、先日も、修善寺において道路のシンポジウムが開催されました。町民の方々も、とても興味のある話だというふうに思うんですけれども、周りの方々にお話を聞いてみると、意外と縦貫道に関しての情報が入ってこないというようなことを伺います。

縦貫道整備は、この伊豆の南部地域全体というものへの影響を考えましても、観光業、農業、漁業、こういったこの地域の主要産業への影響というものもかなり大きいと。災害が起きたときの防災・減災に直接影響するような対策ですとか、また、日々の暮らしの中で救急搬送なんていうような話になったときにでも、必ずこの道路は使うということで、本当に日常生活に直結する大きな影響がある道路だというふうに認識をしております。

現在の伊豆縦貫道の工事の進捗状況というのは、やはり多くの方が関心の高いところでは

ありますが、国の事業ということですので、予算づけによって大きく影響を受ける部分があるかと思えますけれども、現状わかる範囲で、現在進行中の伊豆縦貫道の進捗の状況ですか今後の予定など、そういった部分の説明をいただければと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 進捗状況ということでございます。

この道路は、やはり遠藤議員がおっしゃるように、大変大きな役割を果たす道路だと思っております。そういうことで、特に3つの目的が言われているわけです。経済波及効果ですとか医療の問題、あるいは災害に対する基幹道路の問題ということで、3つ大きな問題、効果があるわけでございますけれども、そういう意味で、私どもも一生懸命要望活動を行っているわけでございます。

おかげさまで、先日、天城峠道路の期成同盟会の中へ東伊豆が入ってくれたということで、さらにこの地域一体となって要望活動ができるのかなと、そんな期待も持っております。また、あした議長とともに国交省のほうに要望活動を行うわけでございますけれども、今度新たに東伊豆町さんが加わっていただいたということで、町長さんも行っていただいたり、現地では商工会長さんが特別に発言をしていただけるような機会も設けたものですから、伊豆地域が一体となってそういう、これから要望活動を続けていきたいなと思っております。

では、具体的なものについて、本日は説明したいと思います。

まず、予算づけの関係でございます。要望活動を通していろいろな予算づけをお願いしているわけでございますけれども、今年度の予算でございますけれども、天城北道路に6億円、河津・下田道路の1期工区、これは下田地内になりますけれども7億円、それから河津・下田道路の2期工区、これは河津・下田間でございますけれども52億3,000万円、関連する東駿河湾環状道路に3億4,000万円と、総額で68億7,000万円が当初予算に含まれたということで、特に2期工区の河津・下田間については52億3,000万円と、大変大きな予算がついたのかなと思っております。聞くところによりますと、工事も順調に進んでいるようでございますので、さらに進むことができるんじゃないのかな、そんな期待を持っております。

特に、このトンネルについては、聞くところによると、令和2年度中には掘削が完了するという話も聞いてございます。河津町にとっては、今後、実施計画が確定をしていない天城峠間については、既に国では基本的なルートは違う通るルートに決まりまして、現在、環境アセスメント調査が行われております。そういう中で、今後、町としては、計画路線の土地所有者の地籍調査のための予備調査を行いまして、来年度から本格的な地籍調査を行いたい

など、そんな予定でございます。

なお、進捗状況ですとか今後の予定については、担当課長よりそれぞれ答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、私のほうから河津・下田道路2期区間の町内での工事の進捗状況と今度の予定についてお答えします。

（仮称）河津インターチェンジ、これは小鍋、大鍋、川横地区になりますが、橋台・橋脚工事、山の掘削工事が順調に行われているところであります。今後は、橋梁上部工事が行われ、国道414号に接続されていくと聞いております。あわせて、小鍋側からのトンネル掘削工事が行われていく予定と聞いております。逆川地区では、トンネル掘削が5月末時点で835メートル進んでおり、トンネル内の覆工・防水工事が行われております。

また、本線の工事に伴う国道414号の切り回し工事については、6月下旬ごろを予定に進んでおります。今後は引き続きトンネル工事、本線の橋台・橋脚工事、上部工が行われていく予定と聞いております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、私のほうから、地籍調査のほうのスケジュールについて申し上げます。

平成29年度より賀茂地域広域連携で共同実施している地籍調査業務の枠組みとして伊豆縦貫自動車道整備に係る地域の地籍調査業務を加えていただけることとなりました。

現在、津波浸水想定区域から順次行っている調査に加え、本年度より伊豆縦貫自動車道整備に関連する地域の調査も行っていく予定です。伊豆縦貫自動車道整備に関連する地域については、本年度は関係する土地情報の整備、調査範囲の精査などを行い、調査箇所の確定を行い、調査図の作成を行う予定です。来年度は現地立ち合い、一筆地測量などを行い、成果の閲覧まで実施する予定です。そして、令和3年度では、その成果をまとめ、国・県への認証請求を行い、法務局へ成果を送付する予定で、年度内に登記完了を目指すところであります。

対象となる面積につきましては、今のところ0.81キロ平方メートル、417筆を予定しております。今年度より職員1名増員して対応しているところですが、津波浸水想定区域も同時実施するということから、かなりハードなスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 今、お話をいろいろ伺った中で、河津・下田道路の第2期工区河津町内で今やっている部分の予算が52億3,000万円ついているということで、かなり大きな予算をつけて工事を進めてくれているなというふうに感じます。

多分、河津町内で国や何かの道路工事なんかで、ここまで大きな工事をやっているというのは、僕はあまり認識としてないんですけども、かなり大規模に工事をしているという中で、同時進行で地籍調査や何かも津波エリアに限定でという認識で、僕はいたんですけども、この縦貫道整備に合わせてそのエリアを同時に進行するというので、いろいろな手段を同時進行で進めてくれているなということで、とてもありがたいなというふうに思います。

早ければ令和2年度中に掘削が完了するというので、目に見えて加速しているなというふうなところを感じるわけですけども、この縦貫道の整備に関しての質問ということで、僕、3年前の平成28年3月議会においても、縦貫道に関しての質問ということで、町内の取り組み、どういうことをやっているんだろうかということで質問をさせていただきました。そのときには、縦貫道整備の進捗に合わせて都市計画を見直すということですか、河津桜整備構想、逆川インター周辺の公園整備計画等、こういったものに取り組んでいくと、また、隣の下田市とは、ともに協力をし合うというところで、花木の里づくりプロジェクトというものを進めていくということで、国道414号線沿いを中心に、地域の活性化と里山振興を図る計画があると、こういったような話を伺いました。

本当に目に見えて着々と計画が進んでいるなというような中で、この縦貫道、天城北道路が開通しまして、河津・下田道路の2期区間も日々進んでいるという中で、天城を超えて伊豆半島の南部に車が入ってくると、この河津町が、伊豆半島の東海岸方面と下田・南伊豆方面、また、松崎とか西伊豆方面という部分に関しても、ちょうど分岐になるところが河津になるのかと。そうすると、河津町の位置づけというものが、この伊豆半島南部の中でもかなり重要な接点の位置づけになるのかと思います。

特に、この伊豆半島の東海岸を走る国道135号線、熱海・伊東方面からずっと南下をして伊豆半島の南部に入ってくると、そうすると、縦貫道を通して河津から東海岸、伊東方面へも行くというような形を考えると、この縦貫道を基軸にした東海岸沿いの観光振興ですとか、そういったものを考えますと、東伊豆町と河津町の連携というものがものすごく重要になってくるんだろうなというふうに感じます。

先ほど、町長のお話の中でありましたけれども、今回、東伊豆町が期成同盟のほうに入っていたということ、昨年、西伊豆町が入って、これで、いふならば賀茂郡が全て自治体としてそろったというふうを感じるんですけども、今以上、連携強化、こういったものはどのように考えているのか、また、賀茂郡全体がそろったということで、賀茂圏域全体として、どのような連携を考えていくのかというような部分の回答をいただければと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の連携の話だと思います。

先ほども申しましたけれども、天城峠の期成同盟会に東伊豆が入っていたということですが、全体の期成同盟会については、もともと東伊豆は入ってございました。その中でも天城峠の期成同盟に入っていなかったものですから、より身近な活動として天城峠の期成同盟会に入っていたということがございます。その中で、いろいろなもの、要望活動をしていきたいなと思っております。

特に、先ほど担当課長から地籍調査の話がございました。これも、河津町単独だけではなくて、きのうちちょっとお話をした広域連携会議の中で、地籍調査のそういう担当部局がございまして、これは県の伊豆農林が事務局になっているんですけども、賀茂地区一緒になって地籍調査事業を共同でやっております。お互いの技術交流ですとかも含めてやっているものですから、その中の事業として位置づけていただいて、賀茂地区全体の事業の地籍調査ということの位置づけをしてもらっております。

そのことによって何がいいかと言いますと、実際は河津町が主体となってやるわけがございますけれども、県の協力が得られるということと、あるいは他市町の技術的な援助も得られるのかなと、特に交流といいますか、そんなこともできるんじゃないのかなと、そんなふうに思っております。

それともう一つは、この事業を取り入れることによって交付金がもらえるということがあるものですから、お金の面でもこれに取り組むことによって、そういう面でも利点があるということで、そういう中で広域として取り組んでいただけるということに決まりましたので、そういうことで、今後、賀茂地区全体で取り組むという、そんな姿勢をもちながらやっていきたいなと思っております。

特に、今年の桜まつりで、伊豆半島全体で、波及効果が212億ぐらいあったということでございます。私の個人的な思いなんですけれども、この道路ができれば、300億ぐらいいく

のではないのかなと、そんな期待を持っておりますし、特に、来てくれるお客さんだけではなくて、逆に、そして町民の利便性を考えたときに、この道路ができることによって、例えば沼津まで、下田まで1時間ですので、河津からだとも40分くらいで行ける可能性もあるものですから、そういう面の利便性が大変高まっていくのかな。そういう意味では、今後、河津町が発展する起爆剤となる可能性の大変大きな道路だという、そういうふうを考えておりますので、今後とも町民の皆さん、あるいは議会の皆さんと一緒に、近隣市町も含んで要望活動を強めていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長からお話を伺って、本当にこの伊豆縦貫道の整備によって、沼津、三島に40分で行けるということになると、かなり生活圏も変わってきて、河津から向こうへ仕事に通う、学校に通うということもできるような世界が開けてくるのかなというふうに思っています。

東海岸を走っている道路にしろ、天城を超える道路にしろ、その昔、まだ舗装されていなかったころに、舗装されて有料道路として開通してというようなころ、両親やなんか、おじさんとかの話や何かを聞くと、その道路が開通するのを、ものすごくみんなわくわくしながら、待ちに待って望んでできた道路だったんだと、これによって地域が本当によくなるという、みんなでもろ手を挙げて喜んだという話を伺います。

ぜひ、情報提供を積極的にしていただいて、賀茂郡全体で、多くの人々が縦貫道のことを知っていただいて、身近に感じていただいて、早くできてほしいよという空気を醸造していただいて、わくわくするような未来につながるような、そんな取り組みも同時進行で考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

引き続き議会でも要望活動等々を頑張っていくことになろうかと思えます。町のほうでもぜひ取り組んでいただいて、賀茂郡全体で一日も早い開通を目指していただきたいなというふうに思います。

3点目の質問に移ります。

オリンピック・パラリンピック開催に向けた対応ということで、質問をさせていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックということで、テレビでも最近かなり聞くようになってきました。いよいよ来年に開催が迫ってまいりました。

県内では、隣の伊豆市において、自転車競技の中でマウンテンバイクの競技とトラックレースの競技が開催されます。マウンテンバイクの競技が来年7月27日から、トラック競技が8月3日から、パラリンピックのトラック競技が8月26日からと、チケットの販売はもう始まっておりまして、一番安いチケットが2,200円から購入できるということで、インターネットの中では受け付けが始まっております。

ほぼ1年後の開催ということで、もう目前に迫ってきたのかなというふうに思うんですけども、世界一のスポーツの祭典が迫っているという状況ではありますが、残念ながら町内で余り盛り上がっているというような気配を感じません。このようなイベントというものは、やはり雰囲気づくりというものがものすごく重要になろうかと思うんですけども、町として、今後、オリンピック・パラリンピックに向けて雰囲気を盛り上げるための対応というものは、どのような取り組みを行っているのでしょうか。お話を伺えればと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） オリンピック・パラリンピックに向けて盛り上げる対応ということでございます。

議員がおっしゃったように、2020年の東京オリンピックの自転車競技について、伊豆市で行われるということで、県内では小山町なども自転車のロードレースが行われるということで、組織としては、近隣を含む市町で、県の事務局とした実行委員会が組織をされて、そちらで全体としては対応をされております。

それでは、町としてはどうなのかということだと思いますが、自転車競技については、特に河津町は児童・生徒への啓蒙ですとか、国旗などを通して国際的な環境の理解に努めようかなど、そんなことを思っております。また、町として横断幕ですとか歓迎をするアピールも今後検討していきたいなど、そんなことを思っております。また、今後行われるイベントで、オリンピック自転車競技のPRに力を入れていきたいなど、そんなことを思っております。

今、現状で考えているのは、11月開催予定のフラワートライアスロン大会でのPRイベント、これについては県のオリンピックの担当の方とも打ち合わせをしておりますけれども、何かオリンピック自体は規制といいますか、いろんな規制があって、やっていいこととやって悪いことがあるみたいなものですから、それも含めて今調整をしているという段階でございます。大体、最低でもブースは出すようなことで話は進めておりますけれども、あと何ができるのかということで、今調整中ということでございます。

それから、来年30回を迎える桜まつり会場でも、何とかPRができればいいなど、その辺についても今後検討していきたいなど、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 県の実行委員会が主体となってやっていくということで、PRとしては町内で11月にあるフラワートライアスロンでも行っていきたいなど、第30回河津桜まつりでもということで、やっていいことと悪いことがいろいろあるという部分は初めて知った部分なので、なかなか難しいところもあると思うんですけども、世界中から人が集まる機会であるというふうに考えますと、隣の町で世界中から人が集まってオリンピックということで、隣接の河津町としては、観光客の交流人口の増加というものがとても期待できるんじゃないかというふうに思います。

昨日の大川良樹議員の一般質問の中でも話が出ていたんですけども、オリンピック・パラリンピックによるインバウンド客の増加というものを、政府としては4,000万人を目指すということで取り組んでいくというようなお話もありました。そのような中で、産業振興の面など観光の面などから考えて、官民で連携して、交流人口増に対して取り組んでいくというような部分というのは、どういった検討をされているのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 官民の連携の関係でございます。

実際のところ、今のところ官民での対応等検討されていないというのが現状でございます。

特に、私が聞く限りでは、実行委員会の計画の中では、開催地の伊豆市への移動については、伊東市と伊豆市の修善寺からバスなどで送迎する計画と聞いております。大変混雑が予想されるわけですが、河津町からの移動者も想定されますが、現状ではどのようなことが考えられるか、ちょっと不明でございますので、対応ができていないという状況でございます。

ただ、伊豆にとっては開催日が、先ほど遠藤議員も申したかと思えますけれども、マウンテンバイクが7月27日から28日、あと、トラック競技が8月3日から9日、パラリンピックの関係のトラックが8月26日から29日ということで予定がされておりますので、開催日が7月から8月ということで、当町にとっても夏の最盛期で、最も観光客が訪れる季節でございます。

そういうことで、例えば混雑し過ぎて逆に影響が心配であることもありますし、今後ちょ

っとどのようになるかは、正直わからない状況でございますが、県などと情報共有しながら対応していきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 現状、官民での連携、検討されていないということで、確かに、本当に夏の忙しいさなかに、ちょうど日にちが当たるといことなんですけれども、ぜひ、そういうタイミングだからこそオリンピックを見つつ海に来るとか、海に来つつオリンピックを見るとかというような動きが多く出てくるかと思っておりますので、ぜひ、なるだけ、せっかくの機会なので民間をしっかりと交えて、町内の民間業者にもしっかりと利益が出るような、そういった工夫を、ぜひ産業振興の面からも検討していただきたいというふうに思います。

オリンピック開催ということで、先日6月2日の伊豆新聞でも、聖火リレーが伊豆半島に回ってくるということが新聞の中で取り上げられておりましたが、前回の日本で開催したオリンピックというと、平成10年の冬期長野オリンピックがあるんですけれども、夏のオリンピックというと、昭和39年のオリンピックで、55年前です。僕が生まれるはるか昔の話なので、テレビの中でしか見たことがないんですけれども、長い人生の中でそんなに何度もある機会じゃないというふうに思います。

同じ伊豆、しかも隣、外から見ると伊豆市も、河津町も同じ伊豆の中でしょうというぐらい隣接しているところでオリンピックが開催されるということで、一人でも多くの子供たちに興味を持ってほしいなど、聖火リレーなんていうものも、子供のころ聖火リレーを見てオリンピックに出たいと思ったとか、自転車の競技を見てオリンピックに出たいと思ったというような子供たちが、これから先出てくる可能性もゼロではない。むしろ、見て感動してやりたいと思う子が出てくるんじゃないかと、そういうすごいいい機会だと思いますので、子供たちへ向けた対応として、町ですとか賀茂圏域、また、県というものも含めて、何か取り組みを考えているのか、お話を伺えればと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの子供たちへの対応の関係でございます。

その前に、聖火リレーの関係をちょっと説明したいと思いますけれども、これはプレス発表をする前に、賀茂地区の市町の首長に事務局から話がありました。

これは県のほうで、東京オリンピック聖火リレーの、静岡県実行委員会というのをつくってその中で、聖火リレーのコース等も決めたという話でございます。そういう中で、私ども

にも話があって、現実的に、下田市が入らなくて、ほかの町だけで集まったわけですが、現実的には下田は来るんだけれども、ほかの町は来ないということなものですから、正直なところ、仕方がないとは思いますが、がっかりしたというのが、ほかの町の首長の感想でございました。というのは、隣の伊豆市で行われて聖火が来ないということが、ちょっとやっぱり皆さんの思っていたことと違ったようでございます。

ただ、県の選考ルートの選定方針というのがございまして、例えば風景ですとか、あるいはできるだけ多くの人が見に行けるルートということの中で、人口の多いところだとか、そういうところも選定の理由にはなるようでございます。それから、ある程度、富士山ですとかそういう背景を意識したものとか、あるいは聖火が通ることによって、今後新たに希望を持てるということ、東北だとかそういうところも含めた中で、あと基準の中で決められたということで、また、下田市の場合には、多分、合宿等が行われているとか、そういう市ということで下田市が選ばれたのではないかと思いますけれども、そのほかの理由としては、こういういろんな要件の中で選定をされたという話は聞いております。

そういうことで、私どもがこのことについて、なかなか言うことができませんので、できるだけ多くのランナーとして町民が出てくれるとありがたいという気持ちもありますけれども、そんなことで、聖火のコースについては下田市だけだったということでございますけれども、そういう中でも今後対応していきたいなと思っております。

それから、子供たちの関係でございまして、県でもいろいろな機会を捉えて考えていると思っておりますけれども、特に圏域で取り組むことはしておりませんが、先ほども述べました町単位での子供たちへの啓蒙活動を行う予定でございます。そういう中で、ほかにも考えられることがあると思っておりますので、子供たちへの対応については教育長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） オリンピック・パラリンピックの開催に向けた、子供たちへの対応の現状について、お答えをしたいと思います。

東京大会の組織委員会ですけれども、児童・生徒に会場での競技観戦を通して、スポーツのすばらしさ、世界の人々との交流をする機会を提供しようということで、学校連携観戦チケットプログラムというものを企画しています。

それを受けて、静岡県オリンピック・パラリンピック推進課のほうから、学校の参観希望に関する意向調査を今実施している最中です。河津町の教育委員会では、5月の校長会で、

来年度の教育課程にこの観戦が組み込めるかどうか学校で検討してほしいということで、参観希望に関する検討をお願いしています。

静岡県の児童・生徒がオリンピックで観戦可能な種目は、伊豆市と小山町での自転車競技、それからパラリンピックでは、自転車競技と新国立競技場での陸上競技となっています。申し込みが多い場合は抽選、また、チケット代、交通費は原則自己負担ということに今なっている状況です。

多くのことを学ぶ大変よい機会であると思いますので、子供たちが参加しやすい体制づくりについて、今後検討を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長と教育長からお話を伺いました。

河津には来ないという、下田には来るということで、がっかりをしたということですがけれども、下田に来ますので、賀茂圏域というところで考えると、同じエリアの中に来るということで、これはいうならば千載一遇のチャンスと考えてもいいのかなというふうに思います。聖火リレー、聖火ランナーが走っているのを生で見るなんていうのは、多分あることじゃないので、ぜひ、今、教育長がおっしゃったチケットを子供たちにというような話もあるようですけれども、もし抽選ということになると見られない子供もいようかと思えますけれども、聖火ランナーが下田で走るのであれば、それはチケットがなくても見れる部分かと思えますので、ぜひ一人でも多くの子供たちに、単にその場にいるという感覚を味わうだけでも感じていただければ、そういう機会があってもいいのかなというふうに思いますので、来年のことなので、まだまだちょっと時間はありますが、ぜひそのあたり、子供たちが下田に行くまでの部分の予算づけ等々も今後考えていただいて、一人でも多くの子供にオリンピックというものを肌で感じていただける機会を提供していただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（土屋 貴君） 5 番、上村和正君の一般質問を許します。

上村和正君。

〔5 番 上村和正君登壇〕

○5 番（上村和正君） 5 番、上村和正でございます。

令和元年第 2 回河津町議会が開催にされるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、電力自由化について、水道、温泉事業について、商工会の耐震補強について、子育て支援施設について、お伺いいたします。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

それでは、電力自由化についてお伺いいたします。

前回、3 月の定例会でお伺いいたしました電力自由化に伴う町有施設の今後の利用についてでございます。

新電力の利用については、不安要素が払拭されていないこともあり、消極的な回答でありましたので、少し調べさせていただきました。

経済産業省の電力・ガス取引監視委員会のホームページの中に解説がありましたので、紹介させていただきます。

新電力が倒産した場合でございますが、安定供給は電気事業法で担保されており、新電力が倒産する等の万一の事態が生じても、電力供給は保証されますとあります。これは、電気事業法の第 17 条に、一般送配電事業者は、正当な理由がなければその供給区域における託送供給を拒んではならない。この一般送配電事業者というのは、ふだん使っている電力会社のことでございます。

第 2 項に、一般送配電事業者は、その電力量調整供給を行うために、過剰な供給能力を確保しなければならないこととなる恐れがあるとき、その他正当な理由がなければ、その供給

区域における電力量調整供給を拒んではならない。

第3項、一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

第4項、一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、または維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときには、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的または磁氣的な障害を与えるおそれがあるとき、その他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

第5項、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給もしくは離島供給の業務の方法または当該一般送配電事業者が行う最終保障供給もしくは離島供給に係る料金、その他供給条件についての最終保障供給または離島供給の相手方からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないということで、電気事業法の中に明記してございます。要するに、国が推奨している事業であります。

そこで質問でございますが、前回の町当局の回答は、比較的、災害等の関連の薄い建物について検討したいとのことで、経費削減の面からも、今後、所管課と検討し、できるだけ早いうちにその辺を調整させていただきたいと考えておりますとの答弁でございました。

3カ月が過ぎましたが、調整した結果について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの上村議員の電力の自由化について、その後の経過について答弁いたします。

結論から言いますと、これから検討することになります。

もう一度、町の考え方を3月のときに答弁したものですから、内容を繰り返しますが、公共施設の場合には避難所となりまして、また、災害の前線基地となりますので、万が一の災害時における電力供給が大変重要でありまして、一刻も早い復旧が求められます。

これら不安材料や懸念もありまして、送電線や配電線を所有している東京電力が、当面は一番確実に対応できるだろうと想定をしております。

新規参入会社でも、万が一のときの対応も従前と変わらないとの説明があるようでございますが、現状ではこのような不安もありまして、料金だけでなく、法的な役割が確保されるかどうかの点についても、今後検証すべき課題であると考えます。しかし、料金などの経費削減できる要素があることから、比較的、災害等の関連が薄い公共建物については、今後導

入について多方面から検討していきたいと思いますということで答弁してございます。先ほど上村議員が質問した内容とはほぼ一緒だということでございます。

その対応につきましてでございますが、私が町長になりまして、各課の課題についてまとめた上で、制度設計等の検討状況のヒアリングを毎年行っております。令和元年のヒアリングは、少しおくれましたが、今月に各課長とヒアリングを行いまして、政策管理をしております。現在まで48項目のヒアリングを予定してございます。その中で今後の方針が決められて、具体的に検討されることとなります。途中でも進行状況のヒアリングを行いまして、今年度予算化するものや、あるいは来年度予算に生かすもの、さらに継続して検討するものなどを、ヒアリングの中で実施をしている状況でございます。

お尋ねの件につきましては、総務課の検討課題の中に含まれておりまして、近くヒアリングを行って、この内容について検討することになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 新電力事業者参入への対応について、お答えをさせていただきます。

現在の状況でございますが、この5月に対象施設の抽出が終わり、今月に予定されております町長による制度設計等の検討状況、ヒアリング、こちらにおきまして、総務課所管事業の一つといたしまして、説明をする予定でおります。そこで政策としての方針が示されれば、新規参入に向けての具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

対象とする施設につきましては、先ほど、町長の答弁にございましたが、比較的災害等の関連が薄い公共施設を対象に状況を確認しながら、順次拡充し、経費削減に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

ある程度、対象施設が絞られてきているのかなという気がいたしますけれども、具体的な対象施設、これがもしおわかりであるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

また、スケジュールについては、どれくらいのスパンでやっていくのか、先ほど町長の答弁でも、これから検討するような話だったんですけれども、前回の3月の答弁では、できる

だけ早いうちにとという答弁内容だったんですけれども、町にとっての早いというスパンが、一体どれくらいのスパンのことを言うのか、その辺についてもお伺いできればと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私の中で、まだ対象施設等は協議の中には入っていないものですから、総務課長のほうで検討している内容があれば、後ほど答弁させたいと思います。

ただ、多分、上村議員ができるだけ早くということをお伺いして、質問されておりましたけれども、対応が遅いんじゃないかということをお伺いしているんじゃないかと思っております。ただ、やはり行政となりますと、その政策についてはまた検討しなきゃならないということもあって、特に今後の方向性等もその中で決めていくという形の中で、組織として、やはり詰めるところは詰めていく中で制度として、去年から私になりまして制度設計という、そういう各課とヒアリングの機会を、全体として持つことをやっているものですから、その中で取り組んでいくことが私はベストなのかなということで、3カ月遅れましたけれども、これから取り組んでいきたいと、そんな気持ちであります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 対象施設につきまして、ご答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきまとお伺い、比較的災害等の関連が薄い公共施設を対象ということで、数施設ほど抽出をしております。施設につきましては、まだ町長等のヒアリングが済んでおりませんので、そちらが済んだ時点で、またご報告させていただきたいと思っております。

また、スケジュールにつきましては、まだ詳細は詰めておりませんが、年度内に発注を予定しております。令和元年内に指名委員会等を開催した中で、入札というような形をとりまして、進めていきたいなということで、今、考えているところでございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

数施設を年度内に決定するというところでございますけれども、非常に町の電気料金高いと思う、高いというか支払っている量が多いと思うんですけれども、平成29年度の決算でいくと、例えばバガテル公園は一体どれくらい電気料がかかっているのかということ、492万9,000円、毎年電気料を支払っていると、平成29年度の決算ですけれども。

例えば、学校給食センターなどは735万7,000円、踊り子温泉会館につきましては577万円

近くの電気料が毎年支払われているというのが、これが現状でございます。

これら今言った施設が、災害に薄い施設かどうか、判断するのは当局のことだと思いますけれども、この辺の施設が入っているのか、入っていないのかだけでもお伺いできればと思います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 対象施設に関しましては、先ほどの繰り返しになりますが、比較的、災害時の関連が薄い公共施設を対象ということで、そういった観光施設を当面对象として考えております。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

観光施設が対象施設になってくるのかなと思います。

では、続きまして次の質問に移りたいと思います。

続きまして、公共事業でございます。水道、温泉事業についてお伺いたします。

水道及び温泉事業は、受益者負担による運営で、企業会計となっております。全国的にも、公共施設などのインフラの老朽化が問題となっており、以前の一般質問の答弁の中でも、水道料金の値上げについて検討をすると伺っておりました。また、広報紙などにおいても、水道料金の値上げは避けられないという状況を伝えられているところでございます。

そこで、公営企業である水道事業として料金を上げるのであれば、コストについても検討されなければなりません。先ほど質問させていただきました電気料金など、経費削減などで検討をされていることがあるのか、ご説明を求めます。

また、同様に温泉事業も公営企業でございます。現状においては、2次給湯が終わる令和12年度以降は継続するのか廃止するのか、計画が未定であると思いますが、将来的には設備投資するか、撤去するのか、いずれにしろ多くの費用が見込まれます。そのためにも経費を削減し、内部留保資金を蓄える必要があると考えます。

その点、どのような考えかをお伺いたします。

以上、2点でございます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの経費削減につきまして、水道事業、温泉事業の2事業につきまして、ご質問だと思います。

まず、今後の水道事業の経営につきましては、水道ビジョンや、10年間の経営戦略でもわ

かりますように、大変厳しい状況であるかと思えます。当然、経営難となれば企業会計ですので、受益者から負担を求めるということになると思えます。具体的には料金の値上げが考えられます。

値上げについても、やはり利用者の皆さんへの説明が当然求められますので、その中で、経費削減の内容も求められると考えております。

具体的な検討策及び温泉事業につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、水道事業と温泉事業の経費削減について申し上げます。

水道事業も温泉事業も町の経営する公営企業としまして、住民の福祉の増進を目的として営まれているところでございます。そのため、利潤を追い求めるだけではなく、水道事業においては低廉で安定した水の供給を持続的に行えるように運営することが重要であると考えております。

経費削減としましては、現状を踏まえまして、施設や設備の更新を行う際などは、施設規模の見直しや高効率化など、ランニングコストも含めて計画しております。特に、費用の中で動力費としての電気料が比較的多くかかっていますが、これはうちの水道事業の特徴として、水源が多く、簡易水道の集合体であるため、水系ごとのポンプの動力費としての電気料が増すためです。こうした動力費などのコストも高効率化モーターの採用や新たな水源の確保などを行い、低減していきたいと考えております。

また、供給単価としましては、昭和58年に改定して依頼、35年以上料金を据え置きのままですので、変動は少ないのですが、給水する原価のほうは、物価上昇とあわせまして、老朽化による修繕費の増加、施設更新の建設改良費などが増しております。よって、原価を押し上げているという状況です。

これまでの間、経費削減としましては、人的コストの削減、資本投資を抑制した運営によって料金が据え置かれてきました。老朽化するのみで更新が進んでいないのも現状でございます。このような状況を生み出したことを踏まえまして、将来へ向け、これからは水道施設の更新を着実に進め、コスト削減で済ますことなく、施設の効率化を図りつつ経営してまいりたいと考えております。

水道につきましては以上ですけれども、温泉事業につきましては、現在の仕組みが、事業方針的にはランニングコスト削減が難しいところでございます。将来的計画が未定でありま

すので、上村議員が述べましたように、将来的には大きな経費に備えることができるように、事業期間内は適切な建設改良、また、修繕を行いつつ、資金の内部留保ができるように経営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

給水原価がかなり上がっているということで、水道経営もかなり厳しいのかなというふうに思いますけれども、今回いただきました水道ビジョン経営戦略というものがあるんですけども、こちらにつきまして、料金改定について具体的な数値が記載されておりました。経営戦略の中では35%増で、基本料金1,633円、超過料金につきましても、同様の35%増の試算をされております。

建設改良費などの施設設備の更新費用や、起債額などと連動しての試算のようであります。料金改定についての具体的なスケジュールなども、この試算からすると令和3年には実施するようになるかと拝見いたしました。ビジョンの中では持続のため課題がございました。実際には、昨年設置しました水道委員会などで、今後協議されていくと思います。

そこで、ご質問でございますけれども、これまでの料金改定への経過や、今後の水道料金の値上げへのスケジュール公表等について、答弁を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 上村議員の水道料金値上げについて、お答えしたいと思っております。

先ほど、担当課長が申したように、約35年以上前から料金が据え置きになっているという現状もございます。その中で、今後の投資計画ですとか、あるいは利用者の推計ですとか、そういうもとで財政計画を立てまして、水道事業経営戦略で試算をしているわけでございます。

現状では、安心・安全な水を今後供給するためには、どうしても供給単価を35%値上げをしなければならないというような、そんな試算をしております。今後、具体的な検討を行うこととなりますけれども、町民の皆さんには状況を理解していただけるよう努めていきたいなど、そういうふうに思っております。また、水道委員会でも審議をいただき、現状や将来に向けての経営戦略をご理解いただけたらと考えております。

なお、今後の計画等については、担当課長より答弁申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、水道料金の改定につきまして、ご説明いたします。

水道料金の改定につきましては、平成29年に実施しましたアセットマネジメントの結果を踏まえまして、平成30年度に策定いたしました水道ビジョン経営戦略の中で、中長期的事業展開から、将来における収支ギャップ、そういったものをなくすために料金改定は必要としております。また、その試算としまして、水道ビジョン経営戦略の中で35%の料金アップとさせていただきます。

また、これまでの経過としましては、監査委員のほうから平成27年度の決算審査意見書で料金改定が指摘されて以来、平成29年のアセットマネジメント、昨年度の水道ビジョン経営戦略に至るまで、料金改定を含め、将来における経営について検討してまいりました。

また、そうした内容や検討事項につきましては、町議会のほうでも説明いたしました。あわせて、広報紙などでも継続して現状の水道事情や、将来における人口問題などに関連した内容で、町民の皆様にはお伝えしております。また、今後も議会のほうで、この水道ビジョン経営戦略についてご説明をいたします。また、その内容については、町民の皆様にも公表していきたいと考えております。

具体的な料金改定のスケジュール等につきましては、水道委員会のほうでも協議を経た中で、町民の皆さんにお伝えできればと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

大幅な料金改定につながることににつきましては、昭和58年度から35年以上経過しているということが、改定されなかったということが、企業として経営的におかしかったろうと感じるところも少しはございますけれども、給水人口が減る中、将来に向けて水道ビジョン経営戦略が無駄にならないよう、しっかりとした体制で課題に取り組み、安定した水道事業が持続できるようコスト削減を含めまして努力していただきたいと思っております。

また、厳しい経済状況の中、事業用などに使っている大口の業者の方々は、水道を使えば使うほど、1立米当たりの超過料金、単価が130円から200円までの変動制で上がってまいります。毎月210立米以上使う事業者にとっては、単価が35%増で試算しますと、1立米当たり270円となり、経営を圧迫しかねません。ぜひこの辺も考慮していただき、水道料金の確定をしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思っております。

続きまして、商工会の耐震補強についてお伺いいたします。

駅前の商工会館及びコミュニティセンターにつきましては、耐震性については以前より問題となっておりましたが、今回、一步踏み込んだ内容が示されました。また、商工会総会においても承認されたと聞いておりますが、この耐震化工事の概要及び今後のスケジュールについての説明を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 商工会館の耐震補強について申し上げます。

この事業につきましては、ご存じのように3階にコミュニティセンターとあって、町の施設もごございます。そういうことで、既存の商工会館の建物全体で耐震工事を予定しております。

現状は、鉄筋コンクリート造の941.73平米でございます。概算工事費は約1億円前後でございます。想定工事期間は実質6カ月。内容につきましては、耐震壁の設置による耐震補強を考えております。予定では9月議会に補正予算で設計予算等を計上して、次年度当初に工事費を計上したいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 大体1億円ぐらいかかるということで、鉄筋コンクリート造でございますので、今回、耐震補強することによって、突発地震等の発生時、津波からの一時的な緊急避難施設である県の津波避難ビルというのがあるんですけども、こちらの指定をまず受けられる機能を有するのかどうか、また、高台にすぐに避難できない方の緊急避難施設として利用できるのか、この2点について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの津波避難ビルとしての可能性のことでございますが、一般的には鉄筋コンクリートづくりでございますので、耐震化後は一時的な津波避難ビルとして活用できるのではないのかなと考えております。

まだ耐震化工事の具体的な内容も決まっていないので、県と今後相談をして、その要件を満たせるかどうか、打ち合わせ、打診をしたいと考えております。

津波避難ビルとしての活用につきましては、あの地域が津波浸水警戒区域、通称イエローゾーンと言っておりますけれども、津波が発生したときに、指定された高台に避難してもらうこととなりますけれども、万が一、逃げおくれた場合ですとか、避難が間に合わない場合

に、近くのビルなどに一時的に避難することが考えられるわけでございます。そのような場合に、商工会館は避難経路の途中にもございますので、安全性が保たれば、その機能を發揮する施設として活用できると思っております。

また、近くに伊豆急河津駅もありますので、万が一、観光客の皆さんがいらっしゃったときに、津波避難ビルとしての活用としてもできるのではないのかなと、そう思っております。

想定では、2階、3階に約400人、仮に屋上を含めると、約600人程度一時収容ができるものではないのかなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

津波避難ビルとして、今後、県と相談していきたいということで、400人から、屋上を使って600人ぐらいの津波避難ビルとしての利用ができるのかなというところでございます。

先ほど、町長の答弁の中で工事費につきまして、概算1億円ぐらいだという話でしたけれども、この概算工事費の内容でありますけれども、補助金の対象事業になるのか、また、起債に関する交付税措置などの財源内訳につきまして、町の説明を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 工事費と財源内容でございます。

結論から言いますと、具体的に決まっていないということでございます。基本的な設計がまだできていないということで決まっておりますが、現在、県当局と打ち合わせをしたり、あるいは国の制度が使えるかということで打ち合わせをしている最中でございます。

現在までの感触ですと、おおむね対象になるのかなということで、まだはっきりはしておりませんが、これまでずっと打ち合わせをしてきた中では、おおむねなるのかなということでございますと、補助対象になり得る可能性もある施設なのかなという、そんなことを考えております。

今後、商工会と工事関係について詳細を煮詰めなければならないということもありますし、また、9月議会で補正予算で、設計予算の計上を考えております。費用については、耐震予備調査の段階で、現状では1億円と想定されておりますが、設計内容によっては変わってくる可能性がありますし、その内容によって工事費が決まってくるものと考えております。

財源については、仮に1億円とした場合には、この間、商工会の総会などの結果を見ますと、商工会が出せる費用は3,000万以内と、総会で承認されたと聞いておりますので、町の

負担額は残額が予想されるわけでございます。

負担割合につきましても、従前の商工会の所有分については、当時建てるときに、商工会と町で2分の1ずつ負担をして、現会館を建設したという話を聞いております。今回は2階以上が津波避難ビル、もしくはそれに準ずるビルとして利用すること、あるいは3階をコミュニティセンターとして利用することがありますので、商工会が負担する従前の割合を引き下げの検討も今後進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

これまでの経過、今後の予定については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） これまでの予定ということでございますが、先ほど、町長のほうから答弁をされておりますので、今後の予定ということで答弁をさせていただきます。

まだ調整の段階であるということを、まず前提としてお伝え申し上げて、お話をさせていただきます。

事業実施に当たりましては、町の商工会と今後協議を具体的に進めていくということでございます。この事業を行うに当たっての事業主体、あと、当然費用の負担額、それと費用負担の時期、その辺につきまして協定的なものを今後結ぼうかなということで、今調整を進めているところでございます。

この協定等を結んだ後に、実施設計費を計上して、できれば来年耐震補強の工事を行いたいという考えで、見込んでいるという段階でございますので、まだ今後、先ほど申し上げましたように、県・国との事業の調整もございますので、その辺とのスケジュールの調整をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

補助金につきましては、今後、県と調整をしていくという形になろうかと思えます。おおむね対象になるのかなということでお伺いしました。

非常に町民の関心事項でございますので、わかり次第、順次情報を開示していただきたいと思えます。

続きまして、次の質問に移りたいと思えます。

子育て支援施設についてお伺いいたします。

子育ての方々が待ち望んでおりました子育て施設であります。既に説明会を通して、子育て

て環境の現状や施設の必要性、施設の概要、建設候補地の説明が行われておりましたが、説明会の参加人数が少ないという話もございましたので、今一度、この場で施設の概要及び今後のスケジュールについてのご説明を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、子育て施設の概要及び今後のスケジュールについて答弁いたします。

子育て支援施設につきましては、簡単に経過を説明しますと、昨年、子ども・子育て会議の中で10月に答申をいただきまして、その内容の主な点としましては、場所については、河津中学校周辺か役場周辺の2カ所の建設候補地ということで町に示されました。その後、町では保護者等に希望候補地など含めたアンケートを実施しまして、その結果でございますけれども、本年3月に町ではその結果を受けまして、役場周辺の、現在の北側の職員駐車場、約1,700平米でございますけれども、予定地として町として決定をしまして、その後2回の町民説明会を開き、意見等を聞きまして、最終的に原案どおり進めるということで決定をしたところでございます。

施設内容につきましては、子ども・子育て会議の意見を受けまして、放課後児童クラブについては学校の近隣が適当であることから、本計画から除外しまして、子育て支援関連施設が約400平米、事務所が約100平米、共用施設が約400平米の、合計で約900平米でございます。さらに、外部施設として、遊び場が100平米でございます。

なお、施設面積については、現時点では概略面積となっておりますので、基本設計を実施していく中で詳細の配置や面積が決まってくるものと考えております。

今後のスケジュールとしましては、本6月議会に補正予算で基本設計費と地質調査費用を計上しまして、来年度以降に実施設計、建設工事を行う予定で、現段階では、完成時期を令和3年度中と考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

令和3年中には完成するという、できればしたいという話でございます。

続きまして、この施設の概算工事費及び財源内容、内訳についても伺います。

概算工事費については、基本設計をつくる上で、先ほど900平米の規模を予定しておるといってございますけれども、子育て会議の答申どおり、鉄骨構造での試算をしますと、

かなりの金額になるのかなと思いますが、町当局として数字が一人歩きするのも困ることとは思いますが、概算で結構ですので、教えていただければと思います。

また、財源内訳について、国・県の補助金にはどのようなものがあり、それらを活用できるのか、そして、最終的に一般財源からどの程度の割合を出すことになるのか、お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 概算工事費の財源内容でございます。

結論から申しますと、現段階で基本設計もまだ行っていない状況でございますので、お答えは難しいのかなと思っております。

その中で、基本設計の結果によりまして、概算費用が決まってくると思いますので、その時点である程度お示しできるものはお示ししたいなと思っておりますし、財源も同じように、一緒にお示しできればなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

なかなか数字は出てこないのかなと思いますけれども。

続きまして、昨年、役場の横に保健福祉防災センターが避難所として指定されましたけれども、この子育て施設が完成した後について、広域避難所としての利用について、町の見解をお伺いいたします。

次に、運営費についてお伺いいたします。

施設の運営については、管理等を社会福祉協議会にという話もあるようでありますけれども、水道、光熱費などの維持管理費等を含めまして、今後想定される運営にかかる費用について試算されているようでしたら、お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま2つの質問があったかと思えます。

避難所としての利用と、もう一つは運営費の試算でございます。

お答えしたいと思えます。

特に避難所としての利用は、今の時点では特に考えておりませんが、ただ、あの施設が子供に対応できるという施設ということでございますので、例えば子供を抱えた親子の避難所として活用できる可能性があるのかなと、そんな気もしております。今後の運営の段

階で、この点についても検討したいなと思っております。

それから、運営費の試算の関係でございますけれども、これはまだ、先ほど申したように、基本設計もまだできていないという状況でございますので、内容についてもまだまだ未定の段階でございますので、運営についてお示しすることはできませんが、ただ、委員会でも、子ども・子育て会議でもそうなんですけれども、運営の内容について、やはり子ども・子育て会議の意見を聞いて、設計とかその後の運営に活かしてほしいよという意見がございますので、使いやすいといいますか、皆さんが望むような施設をつくることによって、この施設がその後生かされるのかなということで、運営についても、その利用者の方たちの意見を聞きながら、設計等に活かしていきたいなど。

そのことによって、当然、費用的なものも変わってくると思いますので、そんなような経過を受けまして、今後、事業費用ですとか管理費用についてはお示しできる時点がくれば、またお示ししたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

避難所につきましては、親子の避難所として検討していただけるということで、あと、運営につきまして、利用者の方々と使いやすい施設にしていくという話でございます。

こちらにつきましても、町民の方々の非常に関心が高い事項でございます。積極的な情報の開示をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 貴君） 日程第2、報告第1号 平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度河津町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、報告第1号につきましてご説明をさせていただきます。次ページをおめくりください。

平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書。

単位は千円でございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援事業42万2,000円。42万2,000円。9款教育費、1項教育総務費、小・中学校及び幼稚園空調設備設置事業7,195万1,000円。7,195万1,000円。合計7,237万3,000円。7,237万3,000円でございます。右欄につきましては、翌年度繰越額の財源内訳となっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって、報告第1号 平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての

報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 承認第2号について説明させていただきます。

次のページをお願いします。

河津町告示第41号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 河津町条例第9号 河津町税条例等の一部を改正する条例について。

平成31年3月29日。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたこと及び制度見直しによります。税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第9号。

河津町税条例等の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。

河津町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。今回の改正は、個人町民税、軽自動車税、固定資産税、法人町民税についてでございます。

第1条関係としまして、個人町民税関係でございます。寄附金税額控除としまして、6月1日適用となりましたふるさと納税制度に伴う町民税の寄附金額控除に係る内容でございます。そちらの1から4で記載しております総務大臣が基準に合致して指定などした市町のふるさと納税に係る寄附金控除を住民税控除の対象にするというものを規定したものでございます。

2つ目としまして、住宅借入金等特別税額控除の拡充に伴う措置につきましては、そちらは消費税率改正に合わせまして、所得税で控除される住宅取得控除に関する規定で、本年の10月1日から来年の12月末までに住宅ローンを開始した場合の住宅取得控除を、所得税増税分の2%につきまして、11年目以降の3カ年で税額控除することとしており、所得税で控除し切れないものを住民税で控除することの規定でございます。

続きまして、軽自動車税関係としまして、軽自動車税につきましても、種別割というものがこの10月1日からの消費税改正に合わせまして、現在の軽自動車税が種別割に、また、自動車税全体になりますが、自動車取得税が廃止されまして、環境性能割というものが設置されるようになります。そのうちの軽自動車税の種別割に係る課税制度の見直しというものでございまして、こちらが平成28年度から導入されました経年車重課、こちらが下のポチつけさせてもらっておりますが、13年を経過した車両と、あとグリーン化特例軽課、こちらが燃費性能に応じて税率を軽減するという制度のものでございまして、こちらが消費税率改正に向けまして重課を平成31年度分に限ったものとして平成29年度分の軽課を削除するというものと、条例の項ずれ等の改正でございます。

次のページをお願いします。

続きまして、固定資産税関係でございまして、こちらが地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわが町特例というものの制度の見直しのものでございます。家庭的な保育事業等に係る特例措置を、2分の1を3分の1、3分の2を控除するというものでございまして、こちらにつきましましては、平成29年第2回定例会で可決いただきまして、このときは地方税法規定

の2分の1の課税を控除としておりましたが、その後、県からの働きかけがありまして、3分の1課税、3分の2を控除するというものの改正でございます。

続きまして、第2条関係としまして、個人住民税関係でございます。下に用語とさせてもらっております児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻していない者または配偶者の生死の明らかでない者ということなものですから、内縁や事実婚、こういった方々で児童手当を受けてられる方（135万円以下の所得の方）という者を対象とするものなのですが、こちらを扶養親族申告書への用語の追加というものが無い事業でございます。

順でさせていただきますが、あと2条としまして、軽自動車税関係としまして、やはり消費税率の改正に伴うものでございまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に環境性能割の税率を1%軽減するというものでございまして、平成32年度燃費基準プラス10%達成のものが非課税になるというものになっております。また、用語につきまして種別割の平成32年度分及び平成33年度分の軽課の新設でございます。

第3条関係としまして、先ほど2条で規定しました単身児童扶養者、こちらの個人住民税非課税措置を規定するものでございます。

あと、軽自動車税関係としましては、種別割の平成34年度分及び平成35年度分の軽課を電気自動車等、対象を限った上での新設をするという規定でございます。

第4条関係としまして、平成28年の改正のものを改正するというものでございまして、平成28年3月時点の重課のもの、このとき整備しました種別割等の規定の字句の整理でございます。

第5条関係としまして、法人町民税関係でございまして、大法人、資本金1億円以上というところになります。電子申告を平成30年度に義務化したものにつきまして、サイバー攻撃や災害や経済破綻等などで電子申告ができない場合に、書面申告を有効とするというものの規定でございます。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

9ページ以降になります。

附則。

施行期日。

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第1条中河津町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定。平成31年6月1日。

第2号 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定。平成31年10月1日。

第3号 第2条中河津町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定。平成32年1月1日。

第4号 第3条中河津町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定。平成33年1月1日。

第5号 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定。平成33年4月1日。

以降、第2条から第4条で町民税の経過措置を、第5条で固定資産税の経過措置を、また第6条から第8条で軽自動車税の経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、定例会資料の3ページ以降に新旧対照表をお示ししております。参考にさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番、稲葉議員。

○10番（稲葉 静君） このまま専決処分の形の中で、経過管理で3月29日に専決されているんですけども、今の附則の項目を見ていきますと、平成31年6月1日とか平成33年1月1日という字句が出てきておりますが、これは令和に読みかえなくていいの。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほど附則の第1条で説明があったとおりでございます。施行期日でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行となっておりますため、平成31年3月29日に専決処分をしたわけでございます。その時点での元号表記ということで、平成という元号を使用しております。

〔発言する人あり〕

○総務課長（野口浩明君） まだ改元されておられませんので、専決時点での元号表記としたと

ころでございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号）について。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 承認第3号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をさせていただきます。

次ページをおめくりください。

河津町告示第38号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号。

平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,887万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

こちらにつきましては、国民健康保険の基盤安定化事業の精算確定によります特別会計への繰出金として追加補正としたものでございます。

次ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、単位1,000円でございます。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

9款地方交付税687万円、1項地方交付税、同額でございます。13款国庫支出金271万5,000円、1項国庫負担金、同額でございます。14款県支出金207万8,000円、1項県負担金、同額でございます。歳入合計1,166万3,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様に読み上げさせていただきます。

3 款民生費、1,166万3,000円、1 項社会福祉費、同額でございます。歳出合計1,166万3,000円。

3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお開きください。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。単位は1,000円でございます。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税687万円。1 節普通交付税687万円、普通交付税でございます。

13款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金271万5,000円。2 節保険基盤安定負担金271万5,000円。国民健康保険基盤安定負担金として271万5,000円でございます。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金207万8,000円。5 節国民健康保険基盤安定負担金207万8,000円。国民健康保険基盤安定負担金として207万8,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。

歳出です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目国民健康保険費1,166万3,000円。28節繰出金1,166万3,000円。国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第39号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入予算の補正。

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

平成31年3月29日。

河津町長、岸重宏。

今回の補正予算は、一般会計、国民健康保険、基盤安定繰入金確定並びに県繰入金等県費特別交付金の確定によります歳入の更正に伴う補正となります。

1ページをごらんください。

第1表歳入予算補正。

歳入、款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

5款県支出金526万8,000円、1項県負担金・補助金、同額でございます。

7款繰入金1,166万3,000円、1項他会計繰入金、同額でございます。

8款繰越金△1,693万1,000円、1項繰越金、同額でございます。

歳入合計ゼロ円でございます。

恐れ入ります。2ページ、事項別明細書総括は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

事項別明細書、2歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

5款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金526万8,000円。2節特別交付金526万8,000円。保険者努力支援分△119万1,000円。特別調整交付金分△98万2,000円。県繰入金（2号分）744万1,000円。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,166万3,000円。1節国保基盤安定繰入金639万3,000円。保険基盤安定繰入金でございます。4節財政安定化支援事業繰入金527万円。財政安定化支援事業繰入金でございます。

8款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金△1,693万1,000円。1節その他の繰越金△

1,693万1,000円。その他の繰越金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、議案第25号 河津町森林環境整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第25号 河津町森林環境整備促進基金条例の制定について。

河津町森林環境整備促進基金条例を次のとおり制定する。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、私のほうから議案第25号についてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和元年度より、国から森林環境譲与税が譲与されます。用途としては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手確保、木材利用の促進や啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、河津町森林環境整備促進基金条例を制定し、その管理等に関する事項を定めるものでございます。

議案書の次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町森林環境整備促進基金条例。

設置。

第1条 河津町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、河津町森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

積み立て。

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（「予算」という。）に定める額とする。

管理。

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2号 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券等に換えることができる。

運用益金の処理。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。繰替運用。

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

処分。

第6条 基金は、第1条の目的のため、必要に応じ、その全部又は一部を処分することができる。

委任。

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 2点ばかり質問させていただきます。

この基金を積み立てるに当たりまして、今後基金を利用するに当たりまして、町として短期、中期、長期的な計画があるのかどうかということがまず1点。

2つ目としまして、町内の正確な森林資源をどの程度まで把握しているのか、その2点につきましてお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） まず、今後の利用計画ですが、この基金に積み立てをするものにつきましては、森林環境譲与税が財源となります。そちらの森林環境譲与税を使つての事業ということになりますと、今のところ確実なものというのは決まっておりませんが、国の方針であります環境譲与税の趣旨というのはございます。森林整備を進めるに当たって、所有者の経営意欲の低下や所有者不足、所有者不明の森林の増加、境界未定の森林の存在や担い手不足となることが大きな課題となっているところです。これらの課題を克服するために、市町村が自ら管理を行う新たな森林管理システムにより管理を行うこととされております。こちらに係る事業等に充当することになります。今のところまだ計画が立っていないのが現状でございます。今後検討していくこととなります。

それと、町内の森林資源ということですが、こちらも正確な数値等は把握していないのが現状でございます。これから森林所有者について、所有者が管理ができるかできないかの意向調査を行うことになっております。それが新たな森林管理システムの1つになりますので、森林所有者の意向調査、それと森林の現況把握などの事業を今後行っていき、森林整備を今後行っていくようになると思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

森林管理システム、今後作っていくという話になるのかなと思いますけれども、森林を整備するに当たり、再生するに当たり、制度が整ったのかなという気がいたしております。先日、伊豆新聞に、南伊豆でバイオマスの発電が開始されるという話もありましたので、そういうところの整備についても、この基金を使っていろいろなことを今後計画されていくのかなと思いますので、またよろしくお願いします。了解しました。ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 河津町森林環境整備促進基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第26号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第26号について説明させていただきます。

本改正提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から公布されたことに伴い、必要な箇所を改正するものでございます。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては本定例会資料で説明させていただきます。資料の26ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正点は2点ございまして、1点目は、国保税の課税の軽減措置の拡充についてでございます。こちらは低所得者に配慮するため、その世帯の前年度所得に応じて均等割及び平等割額について一定割合軽減するというものでございます。5割軽減の所得判定基準につきまして、被保険者に乗ずる金額を27万5,000円から28万円とし、2割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円とするものでございます。こちらは、平成31年4月1日からの適用でございます。

2点目は、基礎課税額に係る限度額の変更額、こちらは引き上げというものでございます。国民健康保険税の納税義務者に対して課する基礎課税限度額を58万円から61万円に引き上げ

ます。こちらの適用につきましては、令和2年4月1日から適用させるというものでございます。

なお、本改正、町の国保運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。議案に戻っていただきまして、附則です。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項及び第21条第1項本文の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、定例会資料の27ページに新旧対照表を示しておりますので、ご参考にごらんいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第27号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

河津町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第27号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町介護保険条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、本定例会の説明資料28ページをお開きいただきたいと思います。そちらに条例改正の概要を添付してございます。

まず、提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、関係法令の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設けており、令和元年10月の消費税10%への引き上げに合わせて、段階的に本条例該当条文の改正を行い、軽減強化を図るものでございます。

条例改正内容としまして、低所得者の第1号保険料の軽減強化の完全実施の内容について記載をさせていただいております。第1段階について、平成31年4月から割合を0.45から

0.375に軽減、第2段階につきましては、平成31年4月から割合を0.75から0.625に軽減、第3段階につきまして、平成31年4月から割合を0.75から0.725に軽減をいたします。所得段階別保険料一覧を以下に示してございますので、参考にごらんください。

議案へお戻りいただきたいと思えます。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

経過措置。

第2項 改正後の河津町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

なお、定例会資料30ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第28号 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月11日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第28号 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料の31ページをお開きください。条例改正の概要を添付してございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金支給等に関する法律及び関係法令の改正に伴う改正でございます。主な法律等改正の概要でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律、施行令関係の改正でございます。

まず、1つ目としまして、災害援護資金の償還方法についてでございます。年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するとなっております。

2つ目に、保証人の関係でございます。改正前に存在した保証人条項については削除し、保証人を付すかどうかにつきましては、市町村の判断で条例に定めることが適当であるとされております。

3つ目としまして、違約金でございます。違約金を、延滞元利金額につき年10.75%の割合で徴収することとされていたところ、年5%の割合で徴収することとの改正が行われました。

今回の条例改正の内容でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の関係としまして、災害援護資金の償還方法を施行令どおり、月賦償還を追加いたします。

2番目としまして、保証人でございます。公金での貸付金となるため、保証人を付す旨の条項を追加いたします。

3つ目といたしまして、違約金でございます。施行令どおり、河津町災害弔慰金の支給等に関する条例、施行規則内の該当部分の改正を行うものでございます。

議案へお戻りください。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

第2項 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例による。

なお、定例会資料32ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） 災害弔慰金ということで、町の貸付制度だという解釈をするわけでございますけれども、災害について貸し付ける場合、町のルールで、例えば限度額とかそういうようなことはございましたか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 対象災害により負傷、または災害、家財の被害を受けた者と

ということで、支援金を貸し付けるものでございます。災害の種別によって限度額は異なるということになっております。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） そういう資料みたいなやつはあるんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例がございます。それから第13条の規定によりまして、災害援護資金の限度額等ということで記載をしてございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） 了解しました。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,792万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,592万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

総務課長にお願いしておきます。

もし長引くようなら座って説明してください。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。

それでは、議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

当初予算調製後に新たに生じた事由につきまして、既定の予算に追加、更正する所要額の補正予算となっております。主な事業といたしましては、プレミアム付商品券事業、防

災・減災・新エネルギー設備等設計事業、子ども・子育て支援施設基本設計事業、感染症予防事業、消防団員退職報償金、自治体コミュニティ助成金事業、関係する所要額を追加補正としております。また、歳出、人件費におきましては、2節の給料、3節の職員手当等、4節共済費につきましては、4月1日付で実施いたしました職員の人事異動等に伴う科目更正となっております。

それでは、次ページをお願いいたします。

それでは、着席させていただき、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

単位は千円でございます。

歳入。

款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

14款国庫支出金2,239万3,000円2項国庫補助金同額でございます。

15款県支出金2万1,000円3項委託料同額でございます。

19款繰越金1,857万3,000円1項繰越金同額でございます。

20款諸収入694万円5項雑入同額でございます。

歳入合計4,792万7,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

1款議会費3万1,000円1項議会費同額でございます。

2款総務費443万2,000円1項総務管理費943万5,000円2項徴税费△195万3,000円3項戸籍住民基本台帳費△118万7,000円4項選挙費△186万3,000円。

3款民生費1,581万3,000円1項社会福祉費△2万9,000円2項児童福祉費1,584万2,000円。

4款衛生費1,056万3,000円1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費378万円1項農業費同額でございます。

6款商工費△54万6,000円1項商工費同額でございます。

7款土木費△30万3,000円1項土木管理費△27万9,000円2項道路橋梁費△5万9,000円3項河川費3万5,000円。

8款消防費422万7,000円1項消防費同額でございます。

9款教育費993万円1項教育総務費942万5,000円2項小学校費14万3,000円4項幼稚園費14

万5,000円。

3 ページをお開きください。

5 項社会教育費22万4,000円 6 項保健体育費△7,000円。

歳出合計4,792万7,000円でございます。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細総括は省略をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

2 歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金605万円 2 節児童福祉費国庫補助金605万円。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

2 目衛生費国庫補助金190万円 1 節衛生費国庫補助金190万円。感染症予防事業費等国庫補助金。

3 目土木費国庫補助金86万3,000円 1 節道路橋梁費国庫補助金86万3,000円。道路施設事業費の補助金でございます。

5 目総務費国庫補助金1,358万円 1 節総務管理費補助金1,358万円。プレミアム付商品券事業費補助金として900万円、プレミアム付商品券事務費補助金といたしまして458万円を計上してございます。

計2,239万3,000円。

次に、15款でございます。県支出金 3 項委託金 1 目土木費委託金 2 万1,000円 1 節水門操作業務委託金 2 万1,000円。水門操作業務の委託金でございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,857万3,000円 1 節繰越金1,857万3,000円。繰越金でございます。

20款諸収入 5 項雑入 1 目雑入694万円 1 節雑入694万円。自治総合センターコミュニティ助成金として300万円、消防団員退職報償金といたしまして394万円を計上したところでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

先ほどご説明させていただきましたが、2 節の給料、3 節の職員手当等、4 節の共済費につきましては、4 月 1 日に発令いたしました人事異動に伴います給料の更正となっておりますので、説明は省略とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 3 万 1,000 円 2 節給料 1 万 2,000 円 3 節職員手当等 7,000 円 4 節共済費 1 万 2,000 円。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△964 万 5,000 円 2 節給料△488 万 4,000 円 3 節職員手当等△148 万 6,000 円 4 節共済費△327 万 5,000 円。

次に、7 目の企画費でございます。1,608 万円 11 節需用費 208 万 6,000 円。事業消耗品といたしまして 10 万円、印刷製本費といたしまして 198 万 6,000 円を計上しております。12 節役務費 47 万円。通信運搬費として 47 万円を計上しております。

次に、13 節委託料 452 万 4,000 円。防災・減災・新エネルギー設備等設計業務委託料といたしまして 250 万円、プレミアム付商品券事業システム導入委託料といたしまして 86 万 4,000 円、電算処理委託料 28 万 7,000 円、商品券販売・換金委託料として 87 万 3,000 円を計上しております。

8 ページをお願いいたします。

19 節負担金、補助及び交付金 900 万円。商品券事業費補助金といたしまして 900 万円でございます。

次に、8 目の地域づくり推進費 300 万円 19 節負担金、補助及び交付金 300 万円。コミュニティ事業費の補助金でございます。

次に、2 項の徴税费でございます。1 目税務総務費△195 万 3,000 円 1 節給料△64 万 7,000 円 3 節職員手当等△114 万 9,000 円 4 節共済費△15 万 7,000 円。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費△118 万 7,000 円 2 節給料△45 万 9,000 円 3 節職員手当等△48 万 1,000 円 4 節共済費△24 万 7,000 円でございます。

9 ページをお開きください。

4 項の選挙費でございます。1 目選挙管理委員会費△186 万 3,000 円 2 節給料△96 万 9,000 円 3 節職員手当等△52 万 1,000 円 4 節共済費△37 万 3,000 円。

次に、3 款の民生費でございます。1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費△262 万円 2 節給料△196 万 8,000 円 3 節職員手当等△155 万円 4 節共済費△61 万 1,000 円 7 節賃金 142 万 8,000 円 9 節旅費 8 万 1,000 円でございます。こちらの共済費の社会保険料 22 万 8,000 円、労災保険料の 5,000 円、雇用保険料 1 万 4,000 円と 7 節賃金、8 節旅費につきましては、職員の産休に伴います臨時職員の関係経費として追加計上したところでございます。

それでは、2 目老人福祉費 499 万 5,000 円 2 節給料 292 万 6,000 円 3 節職員手当等 153 万 6,000 円。

10ページをお開きください。

4節共済費53万3,000円。

次に、4目の国民年金費でございます。△37万1,000円2節給料△7万8,000円3節職員手当等△20万5,000円4節共済費△8万8,000円。

5目国民健康保険費241万1,000円2節給料143万8,000円3節職員手当等67万1,000円4節共済費30万2,000円。

次に、6目介護保険費でございます。22万9,000円28節繰出金22万9,000円。介護保険特別会計繰出金といたしまして22万9,000円を計上しております。

次に7目の後期高齢者医療費でございます。△467万3,000円2節給料△293万円3節職員手当等△103万9,000円。

11ページをお開きください。

4節共済費△70万4,000円でございます。

次に、2項の児童福祉費でございます。1目児童福祉費1,584万2,000円13節委託料1,584万2,000円。河津町子育て支援施設建設基本設計業務委託料といたしまして719万7,000円、子育て支援施設建設予備地質調査業務委託料といたしまして259万5,000円を計上しております。また、子ども子育て支援システムの改修委託料といたしまして605万円を計上したところでございます。

次に、4款衛生費でございます。1項保健衛生費1目保健衛生総務費388万2,000円2節給料224万2,000円3節職員手当等83万8,000円4節共済費47万5,000円11節需用費4万8,000円。消耗品費といたしまして4万8,000円でございます。12節役務費27万円。看板等設置手数料でございます。21万1,000円。草刈等作業手数料といたしまして5万9,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金9,000円。県の行政栄養士会負担金といたしまして9,000円を計上したところでございます。

12ページをお願いいたします。

2目予防費503万7,000円11節需用費1万2,000円。事業用消耗品といたしまして1万2,000円を計上しております。12節役務費19万1,000円。通信運搬費3万3,000円、支払事務手数料といたしまして15万8,000円を計上したところでございます。13節委託料483万4,000円。予防接種等委託料といたしまして409万5,000円、風しん追加対策電算処理業務委託料といたしまして30万7,000円、健康管理システムの改修委託料といたしまして43万2,000円を計上したところでございます。

次に、4目の環境衛生費でございます。

164万4,000円、19節の負担金・補助、交付金164万4,000円、梨本簡易水道組合への補助金でございます。

それでは、5款農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費△16万8,000円4節共済費△16万8,000円。

2目農業総務費399万8,000円2節給料228万9,000円3節職員手当等124万8,000円4節共済費46万1,000円。

5目農業施設費△5万円4節共済費△5万円。

13ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。△54万6,000円2節給料△43万9,000円3節職員手当等17万9,000円4節共済費△28万6,000円でございます。

次に、7款土木費です。1項土木管理費1目土木総務費△27万9,000円4節共済費△27万9,000円でございます。

次に、2項の道路橋梁費でございます。1目道路維持費238万5,000円15節工事請負費238万5,000円。道路補修工事でございます。

次に、2目道路新設改良費でございます。△244万4,000円2節給料△79万1,000円3節職員手当等△131万1,000円。

14ページをお願いいたします。

4節共済費△58万2,000円15節工事請負費24万円。浜笹原地内の道路側溝改修工事といたしまして24万円でございます。

次に、3項河川費でございます。1目河川維持費3万,500円13節委託料3万5,000円。水門操作委託料でございます。

次に、8款消防費1項消防費2目非常備消防費394万円8節報償費394万円。消防団員の退職報償金でございます。

次に、4目防災費28万7,000円12節役務費28万7,000円。県の共用デジタル移動系防災行政無線の設備登録点検手数料でございます。

次に、9款でございます。教育費1項教育総務費2目事務局費941万8,000円2節給料429万円3節職員手当等377万6,000円。

15ページをお願いします。

4節共済費135万2000円。

4目学校管理費7,000円 4節共済費7,000円。

次に、2項の小学校費でございます。6目南小学校教育振興費14万3,000円14節使用料及び賃借料14万3,000円でございます。自動車借上料といたしまして計上をしております。

次に、4項幼稚園費 1目幼稚園費14万5,000円 3節職員手当等32万4,000円 4節共済費△17万9,000円でございます。

次に、5項の社会教育費でございます。1目社会教育総務費17万4,000円 2節給料74万9,000円 3節職員手当等△34万9,000円。

16ページをお願いいたします。4節共済費△22万6,000円。

次に、2目文化財保護費でございます。5万円 7節賃金5万円。埋蔵文化財臨時調査員の賃金として5万円を計上したところでございます。

次に、6項保健体育費でございます。3目学校給食費△7,000円 4節共済費△7,000円でございます。

以上で補正の説明は終了させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 11ページなんですけれども、4款衛生費の中で、節で言いますと11節需用費、ドクターヘリ関係があるわけなんですけれども、ドクターヘリのことでちょっと伺います。

今回、赤河津山用地、従来桜まつり期間中にドクターヘリのヘリポートとしていた部分なんですけれども、今後常設でそこがヘリポートになるような形になりますけれども、今後の予定として、これにかわる町の中央部、中央部といいますか、この平野部近隣ですか、そのようなところへ持って来る予定はあるのかどうなのか。なぜかと言いますと、やはり赤河津山ですと町の隅のほうになりますよね。そうすると上地区あるいは上峰、峰あたりでもし緊急の患者が出た場合に、搬送に時間がかかるような形になりますので、でき得ればこれは今後のことなんですけれども、町の中央部にそのような適地を設ける予定があるかどうか、その辺を伺っておきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 笹原の駐車場の利用が今まで行われたわけでございますけれども、住

宅地ということで、なかなか今後ドクターヘリの基地として使えなくなったということで、今まで桜まつりのときに使っていた浜の財産区の網干場といいますか、その財産区にお願いをして、一応無償でお借りしたという経緯がございます。これもずっとということではなくて、今までも候補地を探していたわけですがけれども、なかなかいい土地が見つからなかったということもございます。今後も継続して、また適地があれば探したいと思っておりますけれども、今私が思っているのはまだ確定的ではないんですけれども、峰地内に防災公園の計画がございます。そこを埋めて、ある程度整地ができれば、その上流部といいますか、その部分がドクターヘリの可能性があるということでございますので、将来的にはそういう防災公園の一体とした中でドクターヘリの基地とするのがいいのかなとそんな思いを持っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 私もその答弁を期待していたところなんです。トンネルの発生土で埋め立てをする予定地がありますので、そのような場所で適地を探していただいて、なるたけ町の中央部に近い適地を求めていただけたらということですので、ぜひともそのような方向でいていただきたいと思えます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） 11ページの子育て支援施設の関係でございます。町当局からもいろいろ説明を受けまして、今日も上村議員が質問していただきましたけれども、この施設につきまして、面積の子育てサロンでありますとか、一時預かりでありますとか、その基礎となる利用するような人員のデータはまだできていないと思うんですけれども、要は利用する形に伴って施設の大きさとかそういうものが決まってくるのかなと。だから、町として最低でもこれだけの部分が必要だよということで今回こうやって出されたと思うんです。それにつきまして、今後利用人員はこんな形で動いていくんじゃないかなというようなことも情報としていただきたいと思えます。

あと、せんだって社会福祉協議会がその中に入っていくというお話をちょっと伺いました。それにつきまして、社協の事務所がそこに移ることによりまして、今やっているデイサービスの事業がございます。デイサービスはこっちにそのまま置いて、社協だけ移るのか。そこから辺の組み合わせも、こっちにデイサービスを置いて、社協の管理であるものをこっち

に置いて、社協の事務所だけ向こうに移るといような、それはちょっと矛盾するのかなという感じもするんです。そこら辺も踏まえて、要は設計の業務の考え方を示していただきたいということと、これだけの事業でございますので、恐らく金額的には数億の事業だと思うんです。その事業に対して、町長の姿勢でございます新しい事業については、町民の意見をしっかり聞くよとそういう流れの中で、この前説明会をやったときには、2日間で約15名ぐらいの人しか実際問題説明会に参加されなかったと。それで説明をしたよという考え方なのか、それとももっと違う形で説明を考えているのか、そこら辺をお伺いしたいということと、あとは国・県からこの事業については恐らくこれぐらいの補助金が出てくるだろうと、そのような目算はあるのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、説明会の部分でございますけれども、確かに少なかったというのは事実だと思います。その後、お母さん方が自分のブログというかホームページの中で上げてくれて、大分紹介してくれたのかなという感じはしておりますけれども、ただ私の感覚としてはニーズ調査等もその前にやっておりますので、そういう中で、主に当時の関心としては場所について大変関心があったのかなということだと思います。そういう中で、場所については一応役場の近くということで、大筋がそれを望んでいたものですから、そういう意味ではお母さん方の希望とある程度沿ってできたのかなと思っております。ただ、今後については今度は内容にかかりますので、それについてはまた基本設計ができた段階で、ある程度早目に皆さんにまた説明会を開いて、その上で次のステップに進みたいなと思っておりますので、場所については基本的には合意ができていますのかなという感じはします。説明会だけではなくて、アンケート調査等もやっておりますので、そういうことを踏まえて決まった経緯がございますので、それについては了解されているのかなとそんな思いもございます。

それから、これからの関係で、国・県の補助金ですとか事業費等も当然出てくるわけでございますけれども、特に事業費については基本設計がある程度固まった段階でまたお示ししたいなと思っておりますけれども、今は約900平米という形で抑えてありますけれども、その中で、一応これから指定管理なりその管理をしていく方の事務所も一応100平米ぐらい押さえてあるものですから、そういう中で具体的になるとある程度事業費とか決まってくるのかなというつもりではおります。自分としては少し広目にとってあるのかなという感じは持っておりますけれども、これについても使う内容によっても大分違ってくると思います。最近特にお母さん方の要望を聞きますと、外で遊ばせるところがほしいよというまたそ

んな要望が出てくるものですから、面積以外の部分も少し変わってくることもあるのかなという感じもします。やっぱり安全なところで遊ばせたいというような気持ちも大分お母さん方の声も聞いたりするものですから、その辺については建物以外のものについても、外構といますか、そういう面でも少しまたお金が膨らむ可能性もあるのかなという感じはしております。

それと、社会福祉協議会については、まだ正式にどういう配置にするかというのは決まっておられませんけれども、ただ今の状況を見ますと、保健福祉センターの会議室を使って、手狭の中で事務をやっているということで、その前は役場の事務室の中にいたわけでございますけれども、大変狭いという感じもありますし、これからあそこの場所をそのまま生かして使うということだと思いますので、その近くにということをやったり社会福祉協議会が今度の場所に入ることが一番適当なのかなと思います。今の事業を継続してやるということを前提として、事務所だけを新たな場所に持って行くことが一番最適ではないのかなと思っておりますので、現在も社会福祉協議会には応分の負担を払っていただいて貸している状況もあるものですから、その辺についても今後新たな事務所を設けた場合には検討していきたいなとそんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） この施設を造るのに、やはり造るほうがこういう形で、こういうものをこういうふうに造りたいというコンセプトを持って、実際問題としてはやはりこれくらいの費用でこれくらいの施設を造っていくんだと。本来そういう大前提があって、要は設計なり何なりに入っていくんじゃないかなと。だから、もちろん町としての腹案はあると思うんですけれども、それを議会のほうに本当に示していただいて、正直に仕事をしていくのが我々議員としてはそこら辺を聞いていきたいので、上村議員も金額のお話もさせていただきましたけれども、やはりそれは議会と町が一つになって事業を進める大切な部分じゃないかなというふうに思います。

それと、あと町民の説明については、本当にこれでいいのかなというものすごく不安があるわけなんですけれども、町長はこれだけの新しい事業をやるときには、町民と一緒に理解をいただきながら進めていくということが大前提にあったわけなんで、それをもう一度お考えいただきながら、この事業については進めていただきたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町としても隠しているということではございません。ずっとこの間も約1年前から子ども・子育て会議を通して内容を詰めてきた状況でございます。その中で、前回のときにでも面積を細部を出されて、その後に金額等も出していると思うんですけども、同じようにやり方を踏襲しているのかなという感じもしますし、確かに現在幾らという金額は決まっておきませんので、先ほど言ったようにいろんな条件等もまた変わってくる可能性もあるものですから、今後その基本設計の中にも町民の意見を入れたいという意見もあるものですから、そういうことを踏まえまして、まずは基本設計がある程度できた段階で金額とかは出てくるのかなと思っております。ただ、今基本設計の中では概略の面積がどうしてもほしいということがあるものですから、それは子ども・子育て会議の中の面積を参考にして、今基本設計のための面積を概算でございますけれども上げてきたとそんな状況でございますし、一切隠していることではありませんし、当然これからは基本設計とかできれば町民に正直にお話をして、それで理解いただきたいなと思ってございますし、基本設計が決まったからすぐにその通りやるんだということではないというつもりでございます。ただ、その中でもやはり変えられるものと変えられないものとあるような気もしますので、それも町のほうである程度方針を決めた中でこれからは住民の方に説明をして、なるべく早く基本設計ができれば早目に対応できるのかなと思ってございますので、今回の予算についても皆さんのご承認がいただければ早速取りかかりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

渡邊議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 討論お願いいたします。

今、質疑の中でお話をさせていただきました総額の大体金額だとか、あと社会福祉協議会がその中に事務的に入っていく。これは指定管理とか管理運営について必要な部分だと思うんですが、そこら辺を踏まえた中で、実際問題としてデイサービスの入っている場所、そのような場所と社会福祉協議会の事務所の場所が離れ離れになるという非常に効率的に問題がある設計の発注ではないかなというふうに思います。

あと、本当にこの子育てサロン、一時預かり、多目的ホールのつくり方、ここら辺がはっきりとこのような形でこういうものを造りたいんだという町の意向に沿っての設計発注をお願いしたいと思いますので、そこら辺も含めて再度の検討をお願いしたいと思います。

また、町民への町長の姿勢である町民と一緒にあって新しい事業についてはしっかりとした説明をしながら、事業に取り組んでいくという姿勢をもう一度踏まえた中で説明会の必要があるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺も含め、私はこの議案に対して討論をしたいというふうに思います。反対でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊議員に確認をさせていただきます。

一応討論に入ってきているわけですので、これは反対討論という認識でよろしいですね。

○9番（渡邊 弘君） 反対討論でございます。

○議長（土屋 貴君） 本案に対する賛成の発言の討論をする方は。

4番、遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

こちらの子育て支援施設に関して、子育て支援施設の基本設計業務、その他に関しての賛成討論をさせていただきます。

こちらの施設に関しましては、数年前の複合施設のころから子育て支援拠点は必要だという話が再三されてきた。その当時の施設というものはなかなかうまくいっていませんでしたが、改めて町民にしっかりと説明をしていく中で、理解を得つつ、アンケートをしつつということでやっとなんかここまで来ている、着実に進んできている案件です。こちらの案件に関して、今ここでいま一度差し戻すというのはただの先送りにしかありませんので、ぜひとも早急に対応していただいて、設計に入っていただきたいというふうに思いますので、賛成討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかに反対討論の方はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○議長（土屋 貴君） それでは、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

塩田議員。

[6番 塩田正治君登壇]

○6番（塩田正治君） 6番、塩田でございます。

この子育て支援施設の基本設計の予算に対して、賛成する立場に立って討論させていただきます。

まず、先ほど反対討論にございました社協事務所の場所ということでございますけれども、先ほど町長からもご説明がありましたとおり、非常に社協さんが今狭い環境間で仕事、業務をなされている中において、隣接する場所に、目の届く範囲に子ども・子育て支援とともに建つ、そういったこともあり、事務業務を行う場所とある程度決められた仕事を限定されているということで、全く問題がないものと私は考えております。

それから、町長が金額を出さずに進めるということに対して、私はある程度大枠が頭の中にはあるんだろうけれどもということもあります。しかし、そのまま進めるのはおかしいということでございますけれども、町長が基本設計をもとにまた再度町民の皆さんとともに考えようとおっしゃっている中において、町長の中にもこれがもし大きく膨らんでしまうようでしたらもう一度考えましょうということも多分念頭にあるんだろうと思います。なので、町民とともに設計のことも基本設計というたたき台をもとに実施設計に移って、実際にはどのぐらいかかる金額かということも確定していきたいという思いであると私は認識しましたので、賛成させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに討論の方はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○議長（土屋 貴君） 以上で討論を終結します。

これより議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成の方はご起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（土屋 貴君） 賛成多数ということで、この原案については可決いたします。

お座りください。ありがとうございます。

以上をもって議案第29号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第1号）を可決いたします。

した。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 続いて、日程第11、議案第30号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,106万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第30号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、国民健康保険税システム改修並びに前年度以前の国民健康保険税還付金及び還付加算金の増額に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

5款県支出金32万4,000円 1項県負担金・補助金同額でございます。

8 款繰越金144万5,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計176万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費32万4,000円 2 項徴税费同額でございます。

8 款諸支出金144万5,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2 歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

5 款県支出金 1 項県負担金・補助金 1 目保険給付費等交付金32万4,000円 2 節特別交付金32万4,000円。特別調整交付金分でございます。国民健康保険税システム改修分の交付金でございます。

8 款繰越金 1 項繰越金 2 目その他の繰越金144万5,000円 1 節その他の繰越金144万5,000円。その他の繰越金。こちらは国保税還付金及び還付加算金の財源を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 2 項徴税费 1 目賦課徴収費32万4,000円13節委託料32万4,000円。国民健康保険税システム改修委託料でございます。こちらは国保税応益割に係る旧被保険者減免分の見直しに伴うシステム改修費でございます。

8 款諸支出金 1 項還付金及び還付加算金 1 節一般被保険者保険税還付金142万6,000円23節償還金、利子及び割引料142万6,000円。国保税等還付金です。4 節一般被保険者還付加算金 1 万9,000円23節償還金、利子及び割引料 1 万9,000円。国保税等還付加算金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 続いて、日程第12、議案第31号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,751万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第31号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由ですが、介護保険システム改修並びに地域支援一般介護予防事業臨時職員賃金等増額に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

3款国庫支出金29万6,000円 2項国庫補助金同額でございます。

4款支払基金交付金14万6,000円 1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金6万7,000円 2項県補助金同額でございます。

6款繰入金22万9,000円 1項一般会計繰入金同額でございます。

9款繰越金12万9,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計86万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費32万3,000円 1項総務管理費同額でございます。

4款地域支援事業費54万4,000円 2項一般介護予防事業費54万2,000円 3項包括的支援事業・任意事業費2,000円。

歳出合計86万7,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

3款国庫支出金 2項国庫補助金 2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）13万5,000円 1節現年度分13万5,000円。地域支援事業交付金、地域支援事業費の25%相

当額でございます。

5目介護保険システム改修事業補助金16万1,000円 1節介護保険システム改修事業補助金16万1,000円。介護保険システム改修事業補助金、介護保険システム改修費2分の1の補助金でございます。計29万6,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金14万6,000円 1節現年度分14万6,000円。地域支援事業交付金14万6,000円、地域支援事業の27%相当額でございます。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万7,000円 1節現年度分6万7,000円。地域支援事業交付金、地域支援事業費の12.5%相当額でございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金2目その他一般会計繰入金16万2,000円 1節事務費等繰入金16万2,000円。事務費等繰入金、介護保険システム改修費の2分の1の一般会計からの繰入金でございます。

4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万7,000円 1節現年度分6万7,000円。地域支援事業繰入金、地域支援事業費の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

計22万9,000円。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金12万9,000円 1節繰越金12万9,000円、繰越金補正財源として計上してございます。

次のページをお願いします。

3歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費32万3,000円13節委託料32万3,000円。介護保険システム改修業務委託料でございます。消費税引き上げに伴います介護報酬等の改正に伴うシステム改修費でございます。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費54万2,000円4節共済費7万8,000円。社会保険料7万1,000円、労災保険料2,000円、雇用保険料5,000円。7節賃金45万円。臨時職員賃金でございます。9節旅費1万4,000円。費用弁償でございます。こちらは一般介護予防事業の臨時職員の日数等が増加するものでございます。

1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費2,000円4節共済費2,000円。共済組合負担金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

ただいまから15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○議長（土屋 貴君） 議会を再開いたします。

◎各常任委員会の研修視察報告について

○議長（土屋 貴君） 日程第14、各常任委員会の研修視察報告についてを議題とします。

第一及び第二常任委員会の研修視察報告書につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

以上で各常任委員会の研修視察報告を終わりとします。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第15、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第

75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付託されました案件の審査は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和元年河津町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年河津町議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和元年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	平成30年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について	1. 6. 12	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例等の一部を改正する条例について)	〃	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度河津町一般会計補正予算(第7号))	〃	〃
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))	〃	〃
議案第25号	河津町森林環境整備促進基金条例の制定について	〃	原案可決
議案第26号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第27号	河津町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第28号	河津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第29号	令和元年度河津町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第30号	令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第31号	令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
	議員派遣の件	〃	

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	各常任委員会の研修視察報告について	1. 6. 12	
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	”	